
民事司法実情調査 アンケート結果報告書

2014 年（平成 26 年）11 月 30 日

東京弁護士会 民事司法改革実現本部

巻 頭 言

この「民事司法実情調査アンケート結果報告書」は、2014 年（平成 26 年）3 月から同年 7 月にかけて、東京弁護士会が第一東京弁護士会、第二東京弁護士会の協力を得て、平素から民事実務に携わる弁護士の民事司法全般に亘る実情について、アンケート調査を行い、その結果を分析したものです。

16 年前に始まった我が国の司法制度改革においては、「法の支配」が隅々にゆきわたる社会の構築を目標に掲げ、民事司法の分野では「利用しやすく、頼りがいのある、公正な司法」を目指しました。その後刑事司法の分野では裁判員制度や被疑者国選制度が実現し、いま取調べの可視化も法案化が検討されるなど改革が進んでいます。これに対し、民事司法の分野では法科大学院の創設、法テラスの設立、労働審判の導入などの改革があったものの、民事・家事・行政の裁判制度を始めとする多くの分野で手つかずの問題や積み残しの課題がそのままにされています。

2000 年（平成 12 年）から 2011 年（平成 23 年）まで過去 3 回にわたって民事訴訟制度研究会（代表・菅原郁夫早稲田大学教授）が実施した民事訴訟経験者への日本の民事裁判制度に関する意識調査では、「民事裁判が利用しやすいか」「満足のか」という質問に対する肯定的回答はいずれも 2 割程度しかありませんでした。司法制度改革前に言われた「2 割司法」という利用者の司法アクセスの評価は民事裁判の利用しやすさや満足度と言った内容面にも現れていて、これが今なお改善されていないことが窺えます。

日本弁護士連合会では、2011 年（平成 23 年）5 月の定期総会において「民事司法改革と司法基盤整備の推進に関する決議」を採択し、同年 7 月には民事司法改革推進本部を設置して取組を開始しているところです。東京弁護士会においても、2013 年（平成 25 年）7 月に民事司法改革実現本部を設置して民事司法の改善・改革のための取組を行っています。この度の「民事司法実情調査アンケート結果報告書」はこの活動の一環として作成されたものです。

2014 年（平成 26 年）9 月から最高裁判所と日弁連との間で民事司法に関する協議が開始されました。民事実務を日々担う弁護士の視点で現在の民事司法の問題点を数量的に指摘するデータとして、この報告書が今後の民事司法の運用改善や立法にあたり様々な場面で貴重な資料を提供することになれば幸いです。

終わりに、本アンケート作成・分析にあたり民事司法実情調査部会を始めとする実現本部委員、事務局の献身的なご努力、そしてアンケートを頂いた多くの会員のご協力に感謝を申し上げる次第です。

2014 年（平成 26 年）11 月 30 日

東 京 弁 護 士 会
会 長 高 中 正 彦

発刊にあたり

東京弁護士会は、刑事司法改革に比べて遅れをとっているとされる民事司法改革の諸課題に集中して対応するために、2013年（平成25年）7月、民事司法改革実現本部を発足させました。同本部は、民事司法実情調査部会、権利保護保険部会、課題仕分け部会の3部会を立ち上げ、以後、鋭意諸課題に取り組んでまいりました。

このうち、民事司法実情調査部会では、東京三弁護士会において、民事司法の実情を明らかにし、民事司法改革のための立法事実として、運用改善、法改正及び新たな立法に役立たせることを目的とし、東京三弁護士会の弁護士を対象にアンケートを実施し、分析することにしました。

本アンケートは、経済団体・労働団体・消費者団体・学識経験者などによって構成された委員による「民事司法を利用しやすくする懇談会」（議長・片山善博慶應義塾大学教授）の最終報告書（2013年10月30日公表）を踏まえて、民事事件・基盤整備・家事事件・商事事件・行政事件・労働事件・消費者事件・医療事件の8分野にわたる108問の質問事項で構成されています。

本アンケートは、2014年（平成26年）3月3日から同年8月1日まで実施されましたが、その結果、東京弁護士会では、会員数7,215名のうち1,129名の回答（回答率15.64%）を得ることができました。また、第一東京弁護士会では142名、第二東京弁護士会では199名の回答が得られました。

そこで、東京弁護士会は、第一東京弁護士会及び第二東京弁護士会のご理解をいただき、東京弁護士会会員の回答のみを対象に全体分析及び個別分析を行い、第一東京弁護士会及び第二東京弁護士会の各会員の回答結果については、参考にさせていただく形で報告書を作成することにしました。

このアンケートの中でも、「日本の民事裁判制度は国民にとって利用しやすい制度かどうか」、「満足のものかどうか」の問に対して、肯定的回答は2割以下しかなく、担い手である弁護士アンケートからも日本の民事裁判制度は、利用しにくく、満足のゆくものでないという評価が浮き彫りになっています。

本報告書の内容が、今後現在の民事司法の改革課題のための立法事実を提供し、運用改善や立法作業に役立たせることができるとすれば、誠に幸甚です。

なお、本アンケートの作成及び分析にあたりご回答いただいた会員の皆様、民事司法実情調査部会の部会員を中心とした実現本部委員、そして事務局の方々に多大なご尽力をいただきましたことに対し、改めて厚く御礼申し上げます。特に、このアンケートの設問や実施後の分析などに貴重なご助言を頂きました早稲田大学菅原郁夫教授に発刊にあたり心から感謝と御礼を申し上げる次第です。

2014年（平成26年）11月30日

東京弁護士会

民事司法改革実現本部

本部長代行 小林 元 治

目 次

第1 調査の目的・方法.....	1
第2 全体分析	6
民事事件（問1～問23）	7
1. 法的手続による迅速な紛争解決【問1～問4】	7
2. インターネットを利用した訴訟提起等【問5～問6】	8
3. 証拠収集手段の拡充【問7～問10】	8
4. 専門委員【問11】	10
5. 本人訴訟の対処【問12～問13】	10
6. 簡易裁判所【問14～問15】	10
7. ADR【問16～問17】	11
8. 金銭執行の実効性確保【問18～問22】	11
9. 裁判制度の満足度【問23】	13
基盤整備（問24～問40）	14
1. 提訴手数料【問24～問25】	14
2. 鑑定費用【問26～問28】	14
3. 執行費用【問29～問31】	15
4. 日本司法支援センター（法テラス）【問32～問40】	15
家事事件（問41～問50）	17
1. 遺産分割調停・審判における前提問題についての争い【問41～問43】	17
2. 子どもとの面会交流を円滑に実施するための方策【問44】	17
3. 家事調停官への任官【問45～問46】	18
4. 法テラスの代理援助における家事事件の着手金・報酬金【問47～問48】	18
5. 家庭裁判所の設備・人員【問49～問50】	19
商事事件（問51～問68）	20
1. 国際商取引の取扱い【問51～問55】	20
2. 知的財産権に関する案件【問56～問57】	20
3. 企業の秘密情報【問58～問60】	21
4. 裁判所の専門的知見【問61～問63】	21
5. 独立委員会等【問64～問65】	22
6. 会社役員の責任追及に関する訴訟【問66～問67】	22

行政事件（問69～問90）	23
1. 行政訴訟に関する法律相談【問69】	23
2. 原告適格【問70～問75】	23
3. 仮の救済制度【問76～問82】	24
4. 裁量審査【問83～問85】	24
5. その他【問86～問90】	24
労働事件（問91～問96）	26
1. 労働審判員による事件内容の把握・理解【問91～問93】	26
2. 労働審判手続の結果の満足度【問94～問96】	26
消費者事件（問97～問102）	27
1. 消費者事件の受任【問97～問98】	27
2. 相手方確知の問題【問99～問100】	27
3. 強制執行による回収【問101～問102】	28
医療事件（問103～問108）	29
1. 医療事件における訴訟前の実費【問103～問104】	29
2. 医療訴訟における立証の困難性【問105～問108】	29
 第3 個別分析	 32
民事事件（問1～問23）	33
基盤整備（問24～問40）	56
家事事件（問41～問50）	73
商事事件（問51～問68）	83
行政事件（問69～問90）	101
労働事件（問91～問96）	121
消費者事件（問97～問102）	127
医療事件（問103～問108）	133
 第4 民事司法実情調査アンケート調査票	 140
 関係者一覧	 162
 あとがき	 163

第 1 調査の目的・方法

1 調査の目的

2001 年の司法制度改革審議会意見書から 10 年余り経過した中、民事司法の分野では司法改革の成果を実感しがたい現状にあるとの認識のもと、東京三弁護士会の弁護士会員を対象にアンケート調査を実施することにより、民事司法の実情を明らかにし、民事司法改革のための立法事実とするための資料を収集し、運用改善、法改正及び新たな立法に役立たせることを目的とする。

2 調査の方法

(1) 対象

東京弁護士会の所属弁護士会員（7,215 名）

第一東京弁護士会の所属弁護士会員（4,360 名）

第二東京弁護士会の所属弁護士会員（4,643 名）

※括弧内は、いずれも 2014 年 8 月 1 日現在の所属弁護士会員数

(2) 形式

選択式（一部記述式あり）、無記名式（所属会と司法修習期のみ記載欄あり）

(3) 構成

2013 年 10 月 30 日に公表された「民事司法を利用しやすくする懇談会 最終報告書」（以下、「最終報告書」という。<http://minjishihoukon.com/> を参照）を踏まえ、民事事件・基盤整備・家事事件・商事事件・行政事件・労働事件・消費者事件・医療事件の 8 分野で構成した。

また、民事事件・基盤整備は全員に、家事事件・商事事件・行政事件・労働事件・消費者事件・医療事件は過去 3 年間に各事件を取扱った経験のある者のみに回答を求めた。

(4) 実施期間

2014 年 3 月 3 日～8 月 1 日

※当初は 6 月 30 日を回答期限として設定したが、回収数の増加を目的として 8 月 1 日まで回収を受け付けた。

3 調査の実施内容

(1) 東京弁護士会

① 会員に対するアンケートの周知、配布及び回収の方法

東京弁護士会の会館内にアンケート用紙を備え置き、アンケート回収箱を設置した。

東京弁護士会のウェブサイトにおいて、アンケート用紙をダウンロード

することができるようにデータをアップロードし、会員向けメールマガジン等においてアンケートの回答を依頼した。

東京弁護士会の各種委員会等（常議員会、民事司法改革実現本部を含むすべての各種委員会）、東京三弁護士会多摩支部を通じてアンケート用紙を配布し、回収した。

全会員に対し、アンケート回答依頼の文書を FAX により送信するとともに、全会員宛に発送する会報誌に同封して、アンケートの回答を依頼した（3 月）。また、全会員宛に発送する会報誌にアンケート用紙と返信用封筒を同封して、アンケートの回答を依頼した（5 月）。

日付	内 容	対象者数
3 月 3 日	全会員に対し、FAX を送信し、東京弁護士会のウェブサイトからアンケート用紙をダウンロードして回答するように依頼した。また、全会員発送の会報誌に返信用封筒を同封した。	6,690 名
3 月 4 日	会員向けメールマガジンにより、メールマガジン登録会員に対し、東京弁護士会のウェブサイトからアンケート用紙をダウンロードして回答するように依頼した。	4,430 名
3 月 17 日	会員向けメールマガジンにより、3 月 4 日と同様に回答を依頼した。	4,334 名
5 月 5 日	全会員発送の会報誌へアンケート用紙と返信用封筒を同封、郵便にて発送した。	7,292 名
6 月 16 日	会員向けメールマガジンにより、3 月 4 日と同様に回答を依頼した。	4,346 名

その他、各法律相談センターを通じて、東京三弁護士会の相談担当員にアンケート用紙を配布するとともに、各法律相談センターにアンケート回収箱を設置した。

② 回答数（有効回答）

第一次集計：559 名，第二次集計：570 名，合計：1,129 名

③ 回答率

15.64%（1,129 名／7,215 名）

※2014 年 8 月 1 日現在の弁護士会員数に対する回答数の割合

（2）第一東京弁護士会

① 会員に対するアンケートの周知，配布及び回収の方法

第一東京弁護士会の関連 9 委員会（少年法委員会，人権擁護委員会，家事法制委員会，消費者問題対策委員会，労働法制委員会，民事訴訟問題等

特別委員会，司法制度調査委員会，法律相談運営委員会，司法改革推進センター）のメーリングリストでアンケートの回答を依頼した。担当事務局への持参，メール，FAX で回収した。

日付	内 容	対象者数
5月1日	関連委員会のメーリングリストで案内した。	710名

その他，各法律相談センターを通じて，東京三弁護士会の相談担当員にアンケート用紙を配布するとともに，各法律相談センターにアンケート回収箱を設置した。

② 回答数（有効回答）

第一次集計：71名，第二次集計：71名，合計：142名

③ 回答率

3.25%（142名／4,360名）

※2014年8月1日現在の弁護士会員数に対する回答数の割合

（3）第二東京弁護士会

① 会員に対するアンケートの周知，配布及び回収の方法

第二東京弁護士会の会員向けウェブサイトにおいて，アンケート用紙をダウンロードすることができるようにデータをアップロードし，会員向けメールマガジンにおいてアンケートの回答を依頼した。

全会員に対し，FAX を送信し，会員向けウェブサイトからアンケート用紙をダウンロードして回答するように依頼した。

第二東京弁護士会の関連 5 委員会（常議員会，司法制度調査会，弁護士業務センター，裁判官制度等改革推進委員会，法律相談センター運営委員会）を通じてアンケート用紙を配布し，回収した。また，第二東京弁護士会の委員会のメーリングリストにおいてアンケートの回答を依頼した。

担当事務局へのメール，FAX で回収した。

日付	内 容	対象者数
4月1日	全会員に対し，FAX を送信し，第二東京弁護士会の会員ウェブサイトからアンケート用紙をダウンロードして回答するように依頼した。	4,815名
4月3日	会員向けメールマガジンにより，メールマガジン登録会員に対し，第二東京弁護士会のウェブサイトからアンケート用紙をダウンロードして回答するように依頼した。	3,078名

その他，各法律相談センターを通じて，東京三弁護士会の相談担当員にアンケート用紙を配布するとともに，各法律相談センターにアンケート回収箱を設置した。

② 回答数（有効回答）

第一次集計：129 名，第二次集計：70 名，合計：199 名

③ 回答率

4.28%（199 名／4,643 名）

※2014 年 8 月 1 日現在の弁護士会員数に対する回答数の割合

4 集計と分析

(1) 集計

調査内容の入力・集計は，日本情報産業株式会社に委託した（ただし，自由記載内容の一部については，東京弁護士会事務局において入力した。）。

(2) 分析

上記のとおり，第一東京弁護士会会員及び第二東京弁護士会会員の回答数が少なかったため，東京弁護士会会員の回答（1,129 名分）のみを分析の対象とした。

5 作業スケジュール

日付	スケジュール
2013 年 7 月 25 日	東京弁護士会 民事司法改革実現本部（以下、「実現本部」という。）の民事実情調査部会（以下、「調査部会」という。）において，アンケート案の検討を開始した。
	翌年 2 月末までに，調査部会準備会を 5 回，調査部会を 7 回開催してアンケート項目・内容等について検討した。
2014 年 1 月 21 日	早稲田大学 菅原郁夫教授と打合せし，アンケートの内容・実施方法等について助言いただいた。
	東京弁護士会から第一東京弁護士会および第二東京弁護士会に対し，アンケート実施につき，協力を要請した。
2014 年 2 月 28 日	アンケート確定
2014 年 3 月 3 日	アンケート実施
2014 年 4 月 30 日	アンケート第一次締め切り
2014 年 6 月 20 日	第 26 回 司法シンポジウム・プレシンポジウム「いま司法は国民の期待にこたえているか～我が国の民事司法の現状と課題～」において，第一次集計（4 月 30 日まで）の一部を資料として配布した。
2014 年 6 月 30 日	アンケート第二次締め切り
2014 年 7 月 4 日	東京弁護士会から，日本情報産業株式会社へ回収したアンケートを提供し，集計作業を開始した。
2014 年 8 月 1 日	アンケート回収受付の最終締め切り

アンケート検討期間

回答・回収期間

2014 年 8 月 29 日	集計されたアンケートデータが納品され，分析作業を開始した。 分析担当者において報告書案の下案を作成した。 ＜分析担当者（五十音順）＞ 大坪 和敏 大堀 健太郎 奥 国範 高梨 滋雄 平澤 慎一 藤原 靖夫 水野 泰孝 11 月末までに，実現本部を 3 回，実現本部正副事務局会議を 3 回，調査部会を 7 回開催し，報告書の内容を検討した。また，分析案について，菅原教授に助言を求め，菅原教授の助言を踏まえて，分析案を再検討した。
2014 年 11 月 30 日	報告書完成

分析
期間

以上

第 2 全 体 分 析

集計データ及び個別分析については、「第 3 個別分析」をご参照ください。

民事事件（問 1～問 23）

1. 法的手続による迅速な紛争解決【問 1～問 4】

法的手続による紛争解決に時間がかかったことで依頼者に何らかの不利益が生じた事案があるか尋ねたところ、「よくある」「たまにある」の合計が、「①訴訟の目的が全く達成されなかった」について 15.4%、「②訴訟の目的が一部達成されなかった」について 37.4%、「③依頼者に損害が生じた」について 25.6%、「④依頼者から強い不満を訴えられた」について 59.5%となっており、紛争解決に時間がかかったことにより一定の不利益や依頼者の不満が生じている状況が明らかとなっている【問 1】。

現行法上の手続に加えて、迅速に紛争を解決するために審理回数を限定した手続を創設することの是非については、「導入を検討すべきである」31.8%、「導入を検討すべきでない」33.1%、「どちらともいえない」35.1%と導入検討に対する意見がほぼ拮抗していた【問 2】。

導入を検討すべきであるとの回答のうち、検討するにあたって留意すべき点として挙げたもののうち、大多数において「留意が必要」と回答したのは、「一定の事件に限定すべきある」（75.3%）、「結果に不服な場合には、異議申立てができるようにすべきである」（74.5%）、「審理を担当する適切な人材確保等裁判所側の体制を十分に整えるべきである」（85.4%）、「利用者に対する手続に関する情報提供（広報）を十分に行うべきである」（83.2%）という点であった。新たな制度の内容としては、一定の事件類型に限定すること、異議申立制度を備えることが求められているとともに、裁判所側の体制の十分な整備や利用者への手続きについての情報提供が求められているといえる【問 3】。

導入を検討すべきでないと考える理由として挙げたもののうち、「現在ある手続で十分である」について「あてはまる」と回答したのは 50.2%と半数程度であった。他方で、圧倒的多数が「あてはまる」と回答したのは「審理回数を限定すると適正な審理が保障されないおそれがある」（98.3%）という理由であり、「手続を理解しない弱者が不利益を受ける可能性がある」（71.0%）、「裁判を受ける権利が侵害されるおそれがある」（71.1%）という理由についても多数が「あてはまる」と回答した。これにより、審理回数を限定した手続を導入することによる弊害を懸念しているため問 2 において導入を検討すべきでないと回答している者が多数いることが窺われる。仮に、審理回数を限定するような新たな制度の導入を検討する場合には、これらの意見をふまえることが必要である【問 4】。

2013 年 10 月 30 日に公表された「民事司法を利用しやすくする懇談会最終報告書」（以下、「最終報告書」という。<http://minjishihoukon.com/> を参照）において、裁判を利用しやすくするために検討を加える必要がある

条件の一つとして司法アクセスの拡充を挙げ、そのうちで迅速で使いやすい裁判手続の創設を課題として挙げている（12 頁）が、いかなる手続を創設するかは別論として、紛争解決に時間がかかることによる不利益が一定程度生じていることは本調査からも明らかとなった。

2. インターネットを利用した訴訟提起等【問 5～問 6】

「インターネットを利用して訴訟提起等ができるようにすべきである」との回答は 41.5%と相当数ある一方で、これに「反対である」との回答は、53.8%と過半数である【問 5】。

反対の理由として挙げた項目のうち、「セキュリティ上の危険がある」については圧倒的多数が「あてはまる」と回答し（92.4%）、「原本の提出が必要であると二度手間となる」については大多数が「あてはまる」と回答し（77.5%）、「時期尚早である」については多数が「あてはまる」と回答した（66.9%）【問 6】。

最終報告書において、裁判を利用しやすくするために検討を加える必要がある条件の一つとして司法アクセスの拡充を挙げ、そのうちで「インターネットを通じた訴訟・調停の申立てなどの民事司法の IT 化の推進」を課題として挙げている（12 頁）が、IT 化の推進を検討するに際しては、本アンケートで挙げたような反対の理由について十分配慮されるべきである。

3. 証拠収集手段の拡充【問 7～問 10】

（1）提訴前証拠収集制度【問 7】

提訴前の証拠収集制度についての考えを、項目を挙げて質問したところ、現行の提訴前証拠収集制度を改正して利用しやすくすることについては、賛成の回答が多数（74.9%）で、反対の回答は少なかった（3.1%）。

弁護士会照会制度を改正して対応すべきとの考えについても、賛成の回答が多数（74.3%）で、反対の回答は少なかった（3.5%）。

他方で、改正の必要がないとの考えについては、反対の回答が多数（62.8%）ある一方で、賛成の回答は少なかった（4.7%）。

提訴前の証拠収集制度のさらなる拡充を求める意見が多く存在することがわかる。

（2）提訴後証拠収集制度【問 8】

提訴後の証拠収集制度についての考えを、項目を挙げて質問したところ、陳述書の証拠能力・提出時期等について法律で規制することについては相当数（48.6%）が反対している一方で、賛成の回答は 1 割程度（11.8%）だった。もっとも「どちらともいえない」という回答も 39.6%存在する。

手持ちの書証を早期に相手方に開示する制度を創設すべきとの考えについては、「どちらともいえない」との回答が 40.7%と相当数おり、賛成の回

答が 35.9%，反対が 23.4%であった。

訴訟の早い段階で当事者や証人の証言等を当事者双方が知りうる制度を創設すべきであるとの考えについては、「どちらともいえない」との回答が過半数（50.4%）であり，賛成の意見は 29.2%，反対は 20.5%であった。

現行の文書提出命令などの証拠の申出制度だけでなく，証拠収集のための制度をより整備すべきと考えについては，賛成の意見が大多数（82.0%）であり，反対の回答は 1 割に満たない（3.1%）。

文書送付嘱託について嘱託先の応諾義務を法律で明記すべきとの考えについては，賛成の回答が大多数（76.7%）であり，反対の回答は 1 割に満たない（4.5%）。

裁判当事者以外の第三者（国，研究機関など）が裁判所に意見書を提出する制度（アミカスブリーフ制度）を導入すべきとの考えについては，賛成の回答が相当数（43.4%）あり，反対の回答は 1 割に満たない（8.0%）が，最多の回答は「どちらともいえない」との回答だった（48.6%）。

（3）当事者照会【問 9】

当事者照会に対して回答がない場合に制裁を課すことに賛成の回答は 36.9%，反対の回答は 24.8%で，「制裁以外の改正を検討すべき」が 7.0%，「当事者照会制度は必要ない」3.7%，「いずれともいえない」27.7%となっている。

（4）弁護士会照会【問 10】

弁護士会が回答の可否を判断すべきとの考えに賛成の回答は 29.9%，反対の回答が 33.7%，「どちらともいえない」との回答が最多で 36.4%である。

（5）証拠法の改正・整備について

提訴前の証拠収集制度及び提訴後の証拠収集制度のいずれについても，現行の制度をより改正や整備をして利用しやすくすることについては賛成という回答が多数であった。具体的には，提訴後の証拠収集制度について文書送付嘱託への応諾義務を明文化すべきとの考えについては大多数が賛成し，提訴前の証拠収集制度についても弁護士会照会制度を改正して対応すべきとの考えについて多数が賛成であった。一方で，どちらともいえないという意見が最多である項目も多く，賛成・反対のいずれも過半数に満たない項目が多かった。証拠法の改正や整備は，今後より議論されてゆくべき問題である。

なお，最終報告書においても，証拠法の改革の必要性については 3 頁以上を割いており，【問 7】～【問 10】において具体的項目として挙げられた証拠収集制度の改正に関する考えについて述べられている（15 頁）ところ，今回のアンケート結果においてもその必要性を一定程度裏付けるものといえる。

4. 専門委員【問 11】

賃料や株価の算定など金銭的評価について、鑑定に代えて、専門委員の意見を活用することに賛成の回答が多数（60.1%）であり、反対の回答は1割に満たない（6.2%）。そのほか、「事案によっては活用してよい」という回答は18.9%、「どちらともいえない」という回答は14.8%であった。

最終報告書においても、多額の鑑定費用がかかる鑑定に代えた簡易鑑定や専門委員の活用についてふれられている（67 頁）。

5. 本人訴訟の対処【問 12～問 13】

本人訴訟に対する裁判所の対応についての考えを質問したところ、「お金を出して弁護士を依頼している当事者が損をするのは問題である」との回答（28.7%）と、「本人訴訟の運用には問題があるので何らかの制度的な手当てが必要」との回答（27.1%）という、現状の本人訴訟に対する裁判所の対応に関して何らかの問題があるという回答の合計は過半数であった（55.8%）。一方で、「裁判所が、本人が不当に不利益を受けることがないよう後見的に訴訟に関与することはやむを得ない」との回答も 35.8%あった【問 12】。

受任義務のない弁護士強制制度の導入について、「事実審及び法律審のいずれにおいても導入すべき」との回答（32.4%）と、「いずれにも導入すべきでない」との回答（26.9%）、「わからない」との回答（31.9%）がそれぞれ拮抗していた。「法律審のみ導入すべき」との回答は少なかった（6.2%）【問 13】。

最終報告書においても、本人訴訟への対処について1つの項目として挙げられている（13 頁）が、本アンケート調査の結果からは、本人訴訟の問題へ何らかの対処をすべきと多くの弁護士も感じていることがわかる。

6. 簡易裁判所【問 14～問 15】

民事調停を利用しやすくするための運用上、法制上の方策について、どのようにすべきかを尋ねた。

民事調停について、「相手方の出頭義務を強化すべき」との考えに賛成の回答は 52.4%と過半数であり、反対の回答は 21.6%であった。「どちらともいえない」との回答も 26.0%あった。

調停に代わる決定（17 条決定）をより活用できるようにすべきとの考えに賛成の回答が多数（63.5%）であり、反対の回答は1割に満たない（6.4%）。一方、「どちらともいえない」との回答も 30.2%あった【問 14】。

簡易裁判所の訴訟事件（少額訴訟を含む）を利用しやすくするためにどのようにすべきと考えるかを尋ねた。

簡裁の事物管轄の引き上げを検討すべきとの考えに反対の回答が過半数

(58.8%)であり、賛成の回答は少なかった(14.1%)。一方、「どちらともいえない」との回答は27.2%である。

「審理回数を制限するなど、簡易・少額の事件を迅速に解決する制度とすべく運用改善又は法律改正をすべき」との考えに賛成の回答が相当数(44.9%)あり、反対の回答は24.5%であった。一方、「どちらともいえない」との回答は30.6%である。

その他として、裁判官の質等を指摘するものが複数みられた【問15】。

最終報告書においても、「身近な簡易裁判所を活用するには」(22頁)として、民事調停や少額訴訟の活用についてふれられている。

7. ADR【問16～問17】

裁判所の調停以外のADRの利用頻度について尋ねた。「全く利用しない」という回答が過半数(50.4%)であり、「ほとんど利用しない」という回答(39.1%)と合わせると大多数(89.5%)であった。「利用する」という回答は10.5%にとどまる【問16】。

裁判所の調停以外のADRを利用しない理由について尋ねたところ、「どのようなADRが存在するかわからない」という理由について相当数(36.0%)が「あてはまる」と回答し、「裁判所の手続の方が信頼できる」という理由については多数(66.3%)が「あてはまる」と回答した一方で、「ADRは費用がかかる」という理由については相当数(45.1%)が「あてはまらない」と回答し、次いで「どちらともいえない」との回答が多く(39.4%)、「あてはまる」との回答は15.5%にとどまる【問17】。

ADRの利用は進んでおらず、その理由としては裁判所の手続きがより信頼できることや、利用可能なADRの存在自体が知られていないことが理由の一端であることがわかる。

最終報告書においても、ADRの拡充についてふれられており(23頁)、そこでは、ADRがあまり利用されていないことを指摘し、ADRの利用度が低い一つの原因として費用の点を挙げるが、費用以前に、最終報告書でもふれられている「利用者が信頼できる中立公正な専門家による機関を設置するなど基盤を整備するとともに、広く利用者に手続が周知されるよう手当て」することが重要といえる。

8. 金銭執行の実効性確保【問18～問22】

確定判決を受けた金銭債務について、他の債権者に優先する先取特権を付与する制度(ただし倒産手続が採られた場合には失効する)を設けることについて、賛成の回答が過半数(50.8%)であり、次いで「どちらともいえない」との回答が31.5%あり、反対の回答は17.7%であった。なお、アメリカには類似の制度が存在する【問18】。

金銭債権について確定判決を得た債権者の利益と、債務者のプライバシーの保護との関係についての考えを尋ねたところ、「債権者の利益が債務者のプライバシーに優先する」との回答が過半数（57.0%）であり、「債務者のプライバシー保護のために債権者が不利益を受けてもやむを得ない」との回答は1割に満たない（3.7%）。他方、「どちらともいえない」との回答も35.2%存在し、「わからない」が4.1%となっている【問19】。

財産開示手続における制裁についての考えを尋ねた。現行法の過料（30万円）でよいとの考えについては、反対の回答が多数（60.3%）であり、賛成の回答は16.9%にすぎない。多くの弁護士が、現行法の財産開示制度の制裁は改正が必要と考えているといえる。

現行法の過料の上限金額（30万円）を引き上げるべきとの考えには、賛成の回答が多数（61.0%）で、反対の回答は14.8%にすぎない。

一方、罰金（刑罰）にすべきとの考えについては、賛成の回答（37.7%）と、反対の回答（34.7%）とが拮抗している。「どちらともいえない」との回答も27.6%あった。

期日に出頭等すれば釈放される身体拘束制度については、相当数（44.3%）が反対し、次いで「どちらともいえない」との回答が34.0%、賛成の回答は21.8%であった【問20】。

財産開示制度の制裁等として、期日に出頭せず又は財産を開示しなかった者の名簿を裁判所が作成する制度を設けるべきであるという意見への考えを尋ねたところ、「どちらともいえない」との回答が過半数（52.3%）であり、賛成であるとの意見は25.3%、反対であるとの意見は18.6%であった【問21】。

一定の債務名義を有する債権者が、税務署、法務局、金融機関に対して、債務者の資産の情報を照会する制度を設けるべきであるという意見への考えを尋ねたところ、賛成の回答が過半数（51.4%）であり、条件次第では賛成であるとの回答（21.6%）と合わせると多数（73.0%）であった。「どちらともいえない」との回答は21.0%であり、反対の回答は1割に満たない（5.9%）【問22】。

判決を得た後の債権回収による権利実現のため、確定判決を受けた金銭債務について、他の債権者に優先する先取特権を付与する制度の導入【問18】、財産開示手続における制裁（過料）強化への改正【問20】、一定の債務名義を有する債権者が、税務署、法務局、金融機関に対して、債務者の資産の情報を照会する制度の導入【問22】についてはいずれも賛成の回答が過半数であった。また、金銭債権について確定判決を得た債権者の利益と、債務者のプライバシーの保護との関係【問19】についても、「債権者の利益が債務者のプライバシーに優先する」との考えが過半数であり、債権回収の実効性を高めるための方策の必要性を感じている弁護士は多いとい

える。

最終報告書においても、「実効性のある強制執行に」という項目で、強制執行の実効性を高めるために【問 18】～【問 22】で挙げたような制度の導入や改正が論じられている（20 頁）が、その必要性が裏付けられたものといえる。

9. 裁判制度の満足度【問 23】

日頃の弁護士業務を通じて、裁判制度全般について、どのように感じているかを尋ねた。

「①日本の民事裁判制度は、紛争解決の役目を十分に果たしている」との項目について、肯定的回答（「あてはまる」と「どちらかといえばあてはまる」の合計、以下「肯定的回答」という。）が過半数（55.3%）で最多だった。否定的回答（「あてはまらない」と「どちらかといえばあてはまらない」の合計、以下「否定的回答」という。）は 21.1%、「どちらともいえない」との回答は 23.6%であった。

「②日本の民事裁判制度は、国民にとって利用しやすい制度である」との項目については、否定的回答が相当数（46.0%）で最多だった。「どちらともいえない」との回答も 34.6%あり、肯定的回答は 19.4%であった。

「③日本の民事裁判制度は、公正なものだと思いますか」との項目については、肯定的回答が過半数（55.6%）で最多だった。「どちらともいえない」との回答も 28.9%あり、否定的回答は 15.4%であった。

「④日本の民事裁判制度は、国民にとって満足のいくものだと思いますか」との項目については、否定的回答が相当数（43.7%）で最多だった。「どちらともいえない」との回答も 38.7%あり、肯定的回答は 17.6%であった。

「⑤日本の民事裁判制度は、国民の権利を十分に実現していると思いますか」との項目については、否定的回答が相当数（39.9%）で最多だった。「どちらともいえない」との回答も 37.4%あり、肯定的回答は 22.6%であった。

民事裁判制度が紛争解決の役目を十分に果たしている点、公正であるという点については肯定的回答が過半数の一方で、民事裁判制度の利用しやすさ、満足のいくものか否か、権利実現に十分か、という点については否定的回答がいずれも最多であり、より国民の満足度が高くなるような、権利が十分に実現でき、利用しやすい民事裁判制度が必要であると弁護士の立場からも感じられている。

最終報告書においても、民事裁判の満足度の低さについてふれ、2011 年の民事訴訟利用者調査を挙げ、同様に「制度の利用しやすさ」「裁判制度の満足度」「権利の実現」などで否定回答が肯定回答を上回っていることを挙げている（11 頁）。

基盤整備（問 24～問 40）

1. 提訴手数料【問 24～問 25】

提訴手数料が訴え提起の障害となった経験について「よくある」「たまにある」の合計は 36.3%であった【問 24】。

このうち、訴えの提起を断念したことが「よくある」「たまにある」が 48.9%と半数近くにのぼる。そのほか「よくある」「たまにある」の合計は、一部請求として訴えを提起した経験では 72.4%と大多数を占め、依頼者が借入れをして訴えを提起した経験も 19.1%ある。なお、訴訟救助又は法律扶助を利用して訴えを提起したという経験については、「ない」「あまりない」という回答が相当数（47.7%）にのぼっている【問 25】。

このように、本アンケートでは提訴手数料が訴訟提起の障害となっている実態が如実に現れており、現状においては、提訴手数料が訴え提起自体を断念させる原因となるケースが数多く存在している。また、訴訟救助や法律扶助の利用頻度について、「よくある」「たまにある」が半数程度（52.3%）にとどまり、依頼者が借入れをして訴えを提起する頻度については、「よくある」「たまにある」が 2 割近く（19.1%）に及んでいる。訴訟救助や法律扶助だけでは提訴手数料の問題を十分に解消できておらず、一部請求や依頼者が借入れをして訴訟提起を実現せざるを得ない場合が一定程度存在することが示されている。

最終報告書においても、提訴手数料が高すぎる問題が指摘されている（65 頁・76 頁）。この点、日弁連においては、2010 年 3 月 18 日「提訴手数料の低・定額化に関する立法提言」を公表しているところであり、国民の裁判を受ける権利の観点からも改善が望まれる。

2. 鑑定費用【問 26～問 28】

過去 3 年間に鑑定申出を検討した経験がある者のうち、鑑定費用が高額であることが何らかの障害となったり不利益を生じた経験について「よくある」「たまにある」の合計は 60.6%と多数を占めている【問 26】。

その類型としては、不動産の評価に関する鑑定を挙げる者が大多数（80.5%）であるが、それ以外にも様々な事件における鑑定が挙げられている【問 27】。

具体的な障害等の内容について、「よくある」「たまにある」経験としては、鑑定申出を断念したケースが多数を占めるが（72.1%）、それ以前に約 2 割（19.8%）の者が法的手続をとること自体を断念したケースを経験している【問 28】。

最終報告書においても、多額の鑑定費用の弊害が指摘されている（66 頁・76 頁）。本アンケート結果もそれを裏付けるものといえよう。最終報告書で

提示されているような改善策の検討が必要であろう。

3. 執行費用【問 29～問 31】

過去 3 年間に強制執行を検討した経験がある者のうち、弁護士費用を除く強制執行費用の負担が何らかの障害となったり依頼者の不利益となったりした経験について、「よくある」「たまにある」の合計は 50.2%と過半数を占めている【問 29】。

その事件類型としては、明渡し又は引渡事件を挙げる者が最も多く(65.2%)、次いで、不動産競売事件を挙げる者が多かった(44.6%)【問 30】。

具体的な障害等の内容について、「よくある」「たまにある」経験としては、「強制執行を断念した」ケースが最も多く(67.1%)、次いで「得られた経済的利益より執行費用の負担が上回る結果となった」(54.7%)、「無剰余取消となった」(26.7%)という順であった。その他としては、「建物明渡しで執行業者の人件費が高く依頼者の満足度が低くなった」との回答もあり、裁判所の予納金の問題と、執行に係る業者の費用(明渡し、解体、保管等の費用)の問題が含まれていることがわかる【問 31】。

最終報告書においても、不動産競売関連の予納金だけでなく、明渡し・引渡事件関連の執行費用が高額であることが指摘されている(67 頁・77 頁)。予納金については、最終報告書で提言されているような簡易な鑑定などの改善策が望まれる。また、建物収去や明渡しの強制執行等の際の業者の費用の負担などは、本来債務者が負担すべきものであり、費用を安くする、あるいは費用を援助するという次元とは別の問題であろう。これらは執行制度全体の改革の問題に帰着するものと考えられる。

4. 日本司法支援センター(法テラス)【問 32～問 40】

(1) 償還制【問 33～問 34】

日本司法支援センター(以下「法テラス」という。)の代理援助が償還制であることが代理援助利用による受任の障害となった経験が「よくある」「たまにある」は 23.8%であった【問 33】。

このうち受任に至らなかった経験が「よくある」「たまにある」は 65.4%(89 人)で多数を占めているものの、法テラスの援助額より安価又は長期分割として代理援助を利用せず受任したことが「よくある」「たまにある」は 39.2%、代理援助を利用したが経済的利益の額を少なめに計算して受任した経験が「よくある」「たまにある」は、31.8%となっており、代理人がその負担を引き受けているケースが一定数存在していることが明らかとなった【問 34】。

最終報告書は、償還制について「利用者にとっては無利息の借金」にも

等しいと述べ、その問題点を指摘している（67 頁・80 頁）。法治国家であるわが国において、適法な権利救済の途を閉ざされる者が生じないように、給付・負担型援助を実現することが望まれる。

（2）資力要件【問 35～問 36】

資力要件を満たさず代理援助が受けられないことが受任の障害となったことが「よくある」「たまにある」との回答は 25.4%であった【問 35】。

このうち、受任に至らなかった経験が「よくある」「たまにある」は 61.9%であるが、着手金や報酬金を減額して受任した経験が「よくある」「たまにある」は 78.5%であり、代理人の負担を生じているケースが大多数を占めている【問 36】。

（3）代理援助の対象外事件【問 37～問 38】

事件内容によって代理援助の対象とされないこと（勝訴の見込みがないと判断された場合を除く）が、事件受任の障害となった経験が「よくある」「たまにある」との回答は 18.3%であった【問 37】。

その事件内容については、中小企業等の事業者からの依頼による事件が 55.1%と過半数を占めて最多であり、次いで極端な少額事件が 40.2%，行政事件（交渉段階・行政手続の代理）が 16.8%，外国における処理が必要な事件が 13.1%という順であった【問 38】。

（4）勝訴の見込み要件【問 39～問 40】

「勝訴の見込みがない」との理由で、法テラスから代理援助の不開始決定を受けた経験が「よくある」「たまにある」は 8.0%であった【問 39】。

その事件類型については、民事事件が 87.2%で大多数を占め、家事事件と行政事件はそれぞれ 10.6%（5 人）であった【問 40】。

家事事件（問 41～問 50）

回答者（過去 3 年間に家事事件の経験がある者）：871 名
アンケート回答総数に対する割合：77.1%

1. 遺産分割調停・審判における前提問題についての争い【問 41～問 43】

遺産分割調停・審判における遺産分割の前提問題に争いが生じた経験が「よくある」「たまにある」の合計は 61.7%と多数に上る【問 41】。

その帰結として、申立ての取下げをしたことが「よくある」「たまにある」の合計が 32.6%，取下げをされたことが「よくある」「たまにある」の合計が 26.5%に上った。また、取下げにならないまでも、前提問題に関わらない範囲で部分的に遺産分割を行ったことが「よくある」「たまにある」の合計が 40.9%と相当数に上った【問 42】。

前提問題の争いに関連する訴訟事件を遺産分割の手続きと同一の手続きにより解決することの必要性について、「とても必要である」または「必要である」と考える者が 90.0%と圧倒的多数であった【問 43】。

最終報告書では、遺産分割に関する紛争において前提問題に争いが生じた場合に遺産分割事件をいったん取り下げを余儀なくされる事態が起きていることが指摘されている（26 頁）が、上記【問 42】の結果とも合致している。

また、最終報告書では、遺産分割事件が長期化する要因として、遺産分割の調停や審判を申し立てた家庭裁判所の中だけの手続きで総合的に解決することができないという制度上の問題があることを指摘している（26 頁）が、上記【問 43】の結果とも合致している。

2. 子どもとの面会交流を円滑に実施するための方策【問 44】

子どもとの面会交流を円滑に実施するためにどのような方策が必要であるかについて、方策を複数挙げて、それぞれの方策への賛成・反対・どちらともいえない、について回答を求めたところ、「国などが面会交流実施のための公正中立的な第三者機関を設け、物的・人的支援を図る」、「面会交流に関して一定の場合に、親に対して、専門家による研修・カウンセリングなどを義務付け、そのための専門家を養成」という方策について「賛成である」者が、それぞれ多数（前者につき 73.2%，後者につき 61.3%）であった【問 44】。

また、「面会交流を親または子の権利ないし親の義務として明文化」、「面会交流について子の意思を確認することを実質化」という方策については、「賛成である」者が、それぞれ過半数（前者につき 53.9%，後者につき 59.1%）であった。

【問 44】で挙げたいずれの方策についても、「反対である」者は 1 割ないしそれに満たなかった。

最終報告書では、面会交流における取決めや履行が的確になされるよう、家庭裁判所の実務における更なる努力とそのための人的物的な施設の拡充が必要であるとともに、当事者が円滑に取決め及び履行することができるように、行政及び民間による情報提供や支援の仕組みを整えるべきこと、これらの支援の仕組みと家庭裁判所の連携が図られるべきことが指摘されている（26 頁）が、上記【問 44】で挙げられた面会交流における取決めや履行についての支援や仕組みづくりのための各方策については、無条件で反対である者は少なかった。

3. 家事調停官への任官【問 45～問 46】

家事調停官への任官について、「あまりなりたいたと思わない」「なりたいたと思わない」の合計が 68.9%と多数に上った【問 45】。

家事調停官の数が増えない原因のうち、「希望する弁護士がいても日常業務が忙しくて時間がとれないから」について「あてはまる」と回答した者が 78.1%と大多数であり、「家事調停官の報酬が低すぎるから」について「あてはまる」と回答した者も 58.2%と過半数だった。「家事調停官の制度が知られていないから」について「あてはまる」と回答した者も 42.1%と相当数に上った【問 46】。

最終報告書では、家事調停官の制度について、弁護士の経験を活かすとともに、家庭裁判所の人的充実の観点から、その権限及び実施庁の拡大を目指すべきとの指摘がある（29 頁）。上記【問 45】の結果に示されるように家事調停官への任官について積極的でない者が多い現状において、家事調停官の権限及び実施庁の拡大のために弁護士の家事調停官任官者を増やすためには、上記【問 46】の結果に示されるように、家事調停官の制度の周知とともに、弁護士の日常業務との調整や、適正な報酬の支払がなされるような制度設計が必要であると考えられる。

4. 法テラスの代理援助における家事事件の着手金・報酬金【問 47～問 48】

法テラスの民事法律扶助制度の代理援助における家事事件の着手金・報酬金の金額について、「低い」「とても低い」と思う者の合計が 63.4%と多数に上り、「とても高い」「高い」と思う者は合計 0.8%とほとんどなかった【問 47】。

また、特に困難事件における着手金・報酬金の増額については、「増額する必要がある」と思う者が 65.0%と多数に上り、「増額する必要はない」と思う者は 3.4%とごく少数であった【問 48】。

最終報告書においては、家事事件における法律扶助の対象者の拡大や給

付制の実現の必要性とともに、調停事件・審判事件に要する業務の実情に応じた適正な報酬の確保の必要性が指摘されているが（28 頁）、上記【問 47】【問 48】の結果からは、現状の家事事件の代理援助案件における着手金・報酬金について見直しが望まれる。

5. 家庭裁判所の設備・人員【問 49～問 50】

家庭裁判所の物的設備について、「待合室が狭い」点、「待合室が混雑している」点について改善すべきと感じている者がいずれも大多数（79.4%、85.4%）であり、「他方当事者が調停員と話している間に打合せができるスペースがない」点を改善すべきと感じている者も多数（69.4）であった【問 49】。「調停室が足りない」点を改善すべきと感じている者も相当数（46.7%）おり、【問 49】の自由記載において、調停室が足りないために期日が入らないという回答も複数あった。

また、裁判官の人員について、「裁判官が調停に同席する回数が少ない」点、「裁判官が調停に同席する時間が短い」点について改善すべきと感じている者がいずれも多数（前者につき 69.2%、後者につき 66.5%）であり、「裁判官と家事調停委員の評議のために長時間待たされる」点について改善すべきと感じている者も過半数（58.2%）であった【問 50】。

最終報告書では、家事事件の件数が一貫して増加している一方で、裁判官や家庭裁判所調査官等の人員や調停室等の設備が不十分なままであり、そのために調停期日の間隔が延びてしまうなどの弊害が生じていることを指摘している（28 頁）が、報告書で挙げられている弊害のみならず、調停期日の間隔が延びてしまうこと以外でも、上記【問 49】の結果で示される待合室や打合せスペースの点、上記【問 50】の結果で示される裁判官の調停に同席する回数・時間の点について改善すべきと感じる程度にまで不都合を感じている者が多数おり、こうした点からも家庭裁判所の人的物的基盤の抜本的な拡充が望まれる。

商事事件（問 51～問 68）

回答者（過去 3 年間に商事事件の経験がある者）：433 名
アンケート回答総数に対する割合：38.4%

1. 国際商取引の取扱い【問 51～問 55】

過去 3 年間に、国際商取引に関する紛争について、日本以外の外国においても紛争解決の管轄がある案件を扱ったことがある弁護士は少数(11.3%)にとどまり、扱ったことがない弁護士が大多数(83.4%)にのぼる【問 51】。国際商取引に関する紛争については、それ自体の件数が必ずしも多くない可能性もあるが、これらの案件を扱う弁護士が一部の弁護士に限られていることが窺われる。

国際商取引に関する紛争において、日本以外の外国にも紛争解決の管轄がある場合に、依頼者が日本ではなく外国の紛争解決手続を利用することを希望する場合が過半数(55.1%)であり【問 52】、その理由として、日本の紛争解決手続における語学対応力に関する不安(64.0%)が指摘される【問 53】。国際商取引に関する紛争において、日本の紛争解決手続の利用が促進されるためには、手続における語学対応力の向上を図る必要性が窺われる。

国際商取引に関する日本の裁判実務の効率(時間・労力)が非効率であると感じている者が過半数(55.1%)となっている【問 54】。回答数は必ずしも多くないが、専門化が進んでいると推測される分野において、取扱っている弁護士の過半数が非効率であると指摘している点に注目すべきであり、改善の必要性が高いと考えられる。効率化のために有効な方策としては、裁判所における専門部・集中部の設置(81.5%)や専門委員制度の充実(65.4%)など専門性の向上を図る必要性が指摘されている【問 55】。また、送達迅速化や執行制度の機能強化の必要性を指摘する回答も見られる【問 55】。

最終報告書において、わが国における国際商事仲裁を活性化するために、人材の確保及び育成、国内外のネットワークの強化等が課題として指摘され(31 頁)、英語で裁判手続を行うという選択肢について検討課題として指摘されている(32 頁)が、弁護士の回答からも日本の紛争解決手続における語学対応力に関する不安が読み取れる。

2. 知的財産権に関する案件【問 56～問 57】

過去 3 年間に、知財高裁に係属する案件を取扱ったことがある弁護士のうち、知財高裁の審理や判断内容に不満を感じている弁護士は少数(16.7%)であり、過半数(51.9%)の弁護士は不満を感じていない【問 57】。必要と

思われる専門性の具備についても、備えていないと回答した弁護士は少数（7.5%）にとどまっており【問 57】、知財高裁制度は、制度として概ね良好に運営されているとの評価ができる。

なお、最終報告書では、第一審の段階における特許権等に関する訴え（民事訴訟法 6 条 1 項）の管轄裁判所を、現行の東京地裁と大阪地裁のみから、事件の専門性に配慮しつつも管轄裁判所を増やすことを検討する旨の指摘がある（33 頁）。

3. 企業の秘密情報【問 58～問 60】

過去 3 年間に裁判の公開原則による情報流出を懸念して企業の秘密情報が含まれる証拠等の提出を躊躇したことがある弁護士が一定程度（34.8%）。なお、回答には、そもそも企業の秘密情報が含まれる証拠等の提出に直面していない者が含まれると考えられる。）存在し【問 58】、企業の商事事件において、企業の秘密情報を保護する観点から裁判の公開原則が障害となっている事例は、相対的に多いとまでは評価できないが、一定程度存在することが確認される。

日本において弁護士の秘匿特権が必要であるとする弁護士が多数（63.0%）に上り、必要ではないとする弁護士は少数（4.5%）にとどまる【問 59】。企業等が重要事項を書面化することを回避しようとする弊害（71.3%）や、弁護士の秘匿特権がある国と並行して進行する手続において当該他国との連携が困難となること（50.4%）が指摘される【問 60】。その他、日本の弁護士に秘匿特権がないことにより外国企業の信用が得られない、依頼者と弁護士との率直な協議に支障が生じている、依頼者から相談にあたり不安をもたれるなどの指摘が複数あり、日本において弁護士に秘匿特権が認められていないことによる問題性が指摘されている【問 60】。

最終報告書において、知的財産権や不正競争防止法の分野以外の分野において、現在の裁判手続における秘密情報保護が制限的であり裁判所に提出した証拠等の資料が外部に流出することを懸念しながら訴訟対応をしているのが現状である旨の指摘があるところ（34 頁）、一定程度の事例が存在することが確認された。また、弁護士の秘匿特権等の保障がないとの指摘（34 頁）についても、多数の弁護士が秘匿特権の必要性を感じていることが明らかになった。

4. 裁判所の専門的知見【問 61～問 63】

過去 3 年間に、商事事件や商取引事件の裁判において、必要とされる専門的知見に関する裁判所の理解に不安や懸念を覚えたことがある弁護士が一定程度（38.5%）存在している【問 61】。具体的には、IT 分野（66.4%）、金融取引分野（58.9%）などについて多く指摘される【問 62】。裁判所の専

門的知見を確保するための方策としては、専門部又は集中部の設置（74.4%）や専門委員制度の拡充（69.5%）が掲げられる【問 63】。

なお、最終報告書においても、商事・商取引の分野において専門部又は集中部による裁判手続の導入が検討事項として掲げられている（35 頁）。

5. 独立委員会等【問 64～問 65】

過去 3 年間に、企業等の不祥事に関して当該企業等が設置した独立委員会等に加わったことがある弁護士の一一定数（36.7%）が委員会の権能や独立性・公正性に疑問を感じた経験を有している【問 64】。具体的には、当該企業等から提供された情報や資料に偏りがあると感じられた（85.5%）、当該企業等により選任された委員の構成が中立性を欠いていた（76.9%）、当該企業等が秘密情報の保護を理由に必要な情報や資料が開示されなかった（66.2%）などの指摘がなされている【問 65】。独立委員会等の構成の中立性を担保する方策や独立委員会等における調査手段の拡充について、高い必要性が窺われる。

なお、最終報告書においても、独立委員会等における証拠の偏在に関する問題を解消することの必要性が指摘されている（36 頁）。

6. 会社役員の責任追及に関する訴訟【問 66～問 67】

過去 3 年間に会社役員の責任追及に関する訴訟の原告代理人となった経験がある弁護士のうち大多数（88.9%）の弁護士が、会社が保有する証拠を収集する手段を欠いていると感じている【問 67】。会社が保有する証拠を収集するための制度や方策については、文書送付嘱託に応じる義務を設定する（85.1%）、ディスカバリー制度を導入する（70.3%）、裁判所が強力に訴訟指揮をとる（78.4%）などの指摘がなされている【問 68】。

なお、最終報告書においても、会社や役員を相手とする裁判において、証拠（訴訟資料）の会社側への偏在が顕著であることが指摘されているところ（36 頁）、上記回答によって弁護士の認識が同様であることが明らかになった。

行政事件（問 69～問 90）

回答者（過去 3 年間に行政事件の経験がある者）：423 名
アンケート回答総数に対する割合：37.5%

1. 行政訴訟に関する法律相談【問 69】

行政訴訟（国家賠償請求訴訟を含まない。）に関する法律相談を受けたことがある者は、246 名であった。この人数につき、アンケート回答総数(1,129 名)に対する割合は 21.8%であり、過去 3 年間に行政事件の経験がある者（423 名）に対する割合は 58.2%である【問 69】。

2. 原告適格【問 70～問 75】

日弁連が公表する「環境及び文化財保護のための団体による訴訟等に関する法律案（環境団体訴訟法案）」は、環境保護分野及び文化財保護分野の二つの分野において、いわゆる団体訴訟制度を導入することを目的としている。

行政訴訟に関する法律相談を受けたことがある者のうち、自然環境、都市環境等の環境保護を目的とする法律相談を受けたことがある旨を回答した者は 54 名（22.0%）おり、同法律相談の経験が複数件数に及ぶ者は 37 名（15.0%）いた【問 70】。

環境保護分野について相談を受けた者の割合は必ずしも高くはないが、複数件数の相談を受けた回答者が多いことからすれば、環境保護分野に関する相談件数は相当数あることが推測され、環境保護分野は、行政訴訟の分野の中で重要な地位を占めていると考えられる。

そして、環境保護を目的とする法律相談を受けたことがある者のうち、原告適格のハードルが障害となって訴訟提起を断念した案件がある旨を回答した者は 18 名（33.3%）おり、同案件が“複数”に及ぶ旨を回答した者は 9 名（16.7%）いた【問 71】。

また、同じく、環境保護を目的とする法律相談を受けたことがある者のうち、原告適格のハードルが障害となって訴えが却下された又はこれを取り下げたことがある旨を回答した者は、7 名（13.2%）いた【問 72】。

環境保護分野において、原告適格のハードルが訴訟において一定の障害となっていると考えられる。

行政訴訟に関する法律相談を受けたことがある者のうち、文化財保護を目的とする法律相談を受けたことがある旨を回答した者は 3 名（1.2%）であった【問 73】。

今日の文化財保護の潮流に照らせば、上記結果は、文化財保護分野において司法が関与し得る可能性が、市民に十分に理解されていないことの顕

れであるとも考えられる。

3. 仮の救済制度【問 76～問 82】

行政訴訟に関する法律相談を受けたことがある者のうち、入国管理を除く分野において、仮の救済制度（執行停止、仮の義務付け又は仮の差止め）の申立てを検討した案件がある旨を回答した者は 59 名（24.1%）おり、同案件が“複数”に及ぶ旨を回答した者は 19 名（7.8%）いた【問 76】。

仮の救済制度の申立ては、行政訴訟に関する案件のうち一定程度の案件において検討されていることがわかる。

もっとも、仮の救済制度の申立てを検討したことがある者のうち、これを断念したことがある者は、執行停止につき 24 名（40.7%）、仮の義務付けにつき 10 名（16.9%）、仮の差止めにつき 8 名（13.6%）いた【問 77】、【問 79】、【問 81】。

仮の救済制度について、申立てを行ったもののこれが認められなかった場合のほか（【問 78】、【問 80】、【問 82】参照）、申立ての段階で断念している案件が一定程度存在することがわかる。

4. 裁量審査【問 83～問 85】

行政訴訟に関する法律相談を受けたことがある者のうち、裁判所による裁量審査において、十分な審理・判断がなされていると考える者は 13 名（5.4%）にとどまった。他方、十分な審理・判断がなされているとは考えない者は 107 名（44.4%）であり、「どちらともいえない」と回答した者は 121 名（50.2%）であった【問 83】。

また、行政訴訟に関する法律相談を受けたことがある者のうち、裁判所による裁量審査のあり方についてなんらかの立法の手当てが必要とは考えない者は 13 名（5.4%）にとどまった。他方、なんらかの立法の手当てが必要であるとする者は 125 名（52.1%）であり、「どちらともいえない」と回答した者の割合は 102 名（42.5%）であった【問 84】。

立法の手当ての具体的内容として、なんらかの立法の手当てが必要であるとする者のうち、圧倒的多数の 112 名（89.6%）が立証責任を行政側に負わせる方策に賛成し、大多数の 94 名（78.3%）が裁量審査の基準を行政事件訴訟法に明記する方策に賛成した【問 85】。

今後も、裁判所による裁量審査のあり方に関する立法の手当てにつき、十分に審理検討を進めていく必要がある。

5. その他【問 86～問 90】

（1）訴え提起手数料【問 86～問 87】

行政訴訟に関する法律相談を受けたことがある者のうち、訴え提起手数

料の問題が格別の負担となった（訴え提起手数料の問題が理由となり訴訟提起を断念した場合を含む。）ことがある旨を回答した者は、23名（9.6%）いた【問 86】。

訴え提起手数料の問題が行政訴訟を過度に阻害する要因になっていないか、検討する必要がある。

（2）弁護士費用の片面的敗訴者負担制度【問 88】

行政訴訟に関する法律相談を受けたことがある者のうち、多数の 157 名（64.9%）が「原告が勝訴した場合には、原告側の弁護士費用の全部ないし一部を行政側が負担する制度」の導入に賛成し、「どちらともいえない」と回答した者は 64 名（26.4%）であった【問 88】。

他方、上記制度の導入に賛成しない者は 21 名（8.7%）にとどまった。

今後も、行政訴訟における片面的敗訴者負担制度の導入につき、十分に審理検討していく必要がある。

（3）管轄【問 89～問 90】

行政訴訟に関する法律相談を受けたことがある者のうち、管轄の問題が格別の負担となった（管轄の問題が理由となり訴訟提起を断念した場合を含む。）ことがある旨を回答した者は、14 名（5.9%）いた【問 89】。

管轄の問題が行政訴訟を過度に阻害する要因になっていないか、検討する必要がある。

なお、本アンケートは、東京の会員に対して行われたものであり、他の弁護士会において同様のアンケートを行った場合、国を被告とする当事者訴訟は東京地方裁判所にしか管轄が認められないことなどから（【問 90】参照）、管轄の問題が格別の負担となった案件の割合は相対的に高くなると考えられる。

労働事件（問 91～問 96）

回答者（過去 3 年間に労働事件の経験がある者）：569 名
アンケート回答総数に対する割合：50.4%

1. 労働審判員による事件内容の把握・理解【問 91～問 93】

労働審判事件の経験のある弁護士のうち、労働審判員による事件内容の把握や理解が十分ではないと感じた経験が「よくある」「たまにある」の合計は 40.9%と相当数に上る【問 91】。その理由として、当事者の主張や書証の確認・理解不足を挙げる者が圧倒的多数（93.5%）を占める【問 92】。

また、改善策については、裁判所による定期的研修を挙げる者が大多数（75.1%）であり、審判員の自主的研究交流を挙げる者も過半数（53.5%）となっている。なお、自由記載の内容を見ると、資料の事前検討時間の必要性や書証の事前送付の必要性を指摘する者が多い【問 93】。

最終報告書では、審判員が事前に記録を読んで十分に検討しておくことの必要性が指摘されているが（52 頁）、上記【問 92】及び【問 93】（自由記載）の結果とも合致しているといえよう。

また、最終報告書では、審判員のスキルアップのために自主的に研究交流できる機会・組織を設けることの必要性も指摘されているが（54 頁）、上記【問 93】の結果からは、そのような機会・組織のみならず、裁判所による定期的研修の必要性が高いといえよう。

2. 労働審判手続の結果の満足度【問 94～問 96】

労働審判手続の結果（調停成立・審判の両者を含む。）の依頼者の満足度について、「ほとんどが満足している」または「満足している場合が多い」と回答した者の合計は多数（67.2%）を占めているものの、「満足していない場合が多い」または「ほとんどが満足していない」と回答した者の合計も 3 割強（32.8%）存在する【問 94】。

調停成立の場合に満足しなかった理由としては、「強引な説得」が過半数（57.0%）を占めており、運用の改善が望まれる【問 95】。

審判の場合に満足しなかった理由については、争点整理の不十分さ（41.1%）や証拠の評価の不適切さ（54.0%）といった審判に至る過程への不満も半数近くあるが、審判理由の告知・記載が定型的である（44.8%）といった形式面への不満も同程度あった。

この点、最終報告書でも、労働審判の理由の要旨が定型文言で記載されていることについて、利用者が十分納得できる判断材料となっているのかを検討する必要がある旨指摘されており（54 頁）、本アンケート結果に照らしてもその指摘には相応の根拠があると考えられる【問 96】。

消費者事件（問 97～問 102）

回答者（過去 3 年間に消費者事件の経験がある者）：493 名
アンケート回答総数に対する割合：43.7%

1. 消費者事件の受任【問 97～問 98】

消費者被害の総額は大きいが個々の消費者被害事件には被害額が少額の事件も多く、「少額」を理由として受任を断念した経験について「よくある」「たまにある」の合計が 51.9%と過半数を占めている【問 97】。

受任を断念した理由については、事件の係争額に比べて弁護士費用や訴訟費用が割高になるからとする回答が、実に 96.4%に上っており【問 98】、費用負担がネックになっていることが明らかである。

また、精神的負担から訴訟等の手続きに踏み切れないという回答も 41.1%と相当数に上っている。

さらに自由記載では、回収困難なため費用が割高になってしまうという回答もあり【問 98】、結局、被害回復の可能性が乏しいため受任できないという実態がみられる。

最終報告書では、訴訟費用・弁護士費用の負担を軽くすべきという提言がなされているが（58 頁）、本アンケートの結果からもその必要性が高いことがわかる。

2. 相手方確知の問題【問 99～問 100】

近時の消費者被害事件では、相手方事業者やその関係者の所在等がわからず、訴訟提起前に苦労をすることが多い実情にある。本アンケートにおいても、相手方住所地の調査ができず、訴訟提起を断念したり訴えを取下げたりした経験について、「よくある」「たまにある」の合計が 45.8%と相当数に上っており【問 99】、その実情が裏打ちされている。

このような事態を回避するために相手方確知の方法の拡充が必要であるところ、「商業・法人登記での取締役の印鑑証明書添付」については 84.7%、「訴え提起時の調査嘱託等の柔軟な活用」については 90.0%と、極めて高い割合になっており【問 100】、これらの方法の必要性が明らかになっている。

また、自由記載では弁護士会照会の充実強化も指摘されている【問 100】。

最終報告書でも、消費者が被害回復できるようにすることが提言され、上記の具体的方法が指摘されているが（59 頁）、本アンケートでもこれらが実証されている。

3. 強制執行による回収【問 101～問 102】

消費者被害事件では債務名義をとっても回収が極めて困難な実態がある。本アンケートにおいても、強制執行が不十分で被害回復ができなかった経験について、「よくある」「たまにある」の合計が 49.5%と相当数に上っておりその実態を反映している【問 101】。

このような事態を回避するためには強制執行制度の実効化が必要であり、「差押えの効力の時的範囲に一定の幅を持たせる債権執行の導入」については 86.4%、「支店を特定しない預金債権執行」については実に 97.0%と、極めて高い割合でこれらの方法の必要性が指摘されている【問 102】。

また、自由記載では、財産開示制度の強化、公的機関への照会制度、銀行口座の調査権限の強化などの方策も指摘されている【問 102】。

なお、【問 101～問 102】は「消費者事件の被害回復」に限っての設問であって強制執行一般についての設問ではなく、消費者被害が回復されないという事態への対処方法としての回答がなされているという点に留意する必要がある。

最終報告書でも、消費者が被害回復できるようにすることが提言され、その中に民事執行制度の強化が挙げられているが（59 頁）、本アンケートでもこれらが実証されている。

医療事件（問 103～問 108）

回答者（過去 3 年間に医療事件の経験がある者）：311 名
アンケート回答総数に対する割合：27.5%

1. 医療事件における訴訟前の実費【問 103～問 104】

医療事件については訴訟前において医師または医療機関の法的責任を立証できるかについて調査が行われるのが通例である。この調査には、カメラマン同行方式で証拠保全を実施したときのカメラマンの撮影費用、医学文献の取得費用、協力医からの意見聴取に対する謝礼などの少くない実費を必要とする。

この調査活動の実費負担が、依頼者の弁護士への委任の妨げになっていないかを尋ねた【問 103～問 104】。

この訴訟前の実費負担によって相談者が依頼を断念した経験があるのは回答した弁護士の約 4 分の 1 の 25.4%と少なくなかった【問 103】。

そして、その改善策について尋ねたところ、設問で例示した法テラスの実費の援助額の増額（83.1%）、証拠保全におけるデジタルカメラ方式（89.3%）については、いずれも 8 割以上と大多数の回答者が賛成していた【問 104】。

しかし、これら以外の改善策を自由記載で述べた回答は非常に少なかった【問 104】。このことから、訴訟前の実費負担について問題意識を有する弁護士も、訴訟前の実費の問題の改善策についてはアイデアがあまりないのではないかと考えられる。

2. 医療訴訟における立証の困難性【問 105～問 108】

医療訴訟における立証の困難性を経験したことがあるかを尋ねたところ、「よくある」「たまにある」の回答の合計が 44.2%あり、回答した弁護士の半数近くが医療訴訟における立証の困難性を感じた経験を有していた【問 105】。

その改善策について尋ねたところ、設問で例示した医療機関による医療事故等についての調査研究と患者遺族への説明（74.4%）、因果関係の割合的認定（71.6%）、因果関係の推定による立証の軽減、転換（79.9%）が、いずれも 7 割以上と多数の回答者が賛成していた【問 106】。

このことから医療訴訟における立証の困難性の改善のためには、医療事故が起きたときの医療機関自身による実態の解明と患者家族への説明、因果関係についての患者側の立証の負担の緩和が求められているのではないかと考えられる。

また、医療訴訟における有力な立証手段である意見書の提出を裁判所に

求められたが提出できなかった経験を尋ねたところ、回答した弁護士の30.7%が裁判所の求める意見書の提出ができなかった経験を有していた【問 107】。

この意見書の提出の困難性の改善策を尋ねたところ、意見書に代わる医学的知見を訴訟に提出する方法として設問で例示した公費負担による鑑定の積極的な実施（64.8%）、専門委員の簡易鑑定的活用（78.3%）はいずれも6割以上の多数の回答者が賛成していた【問 108】。鑑定、専門委員という既存の制度の活用により、医学的知見を訴訟に提出できるようにすることは検討の価値があるものと考えられる。

第 3 個 別 分 析

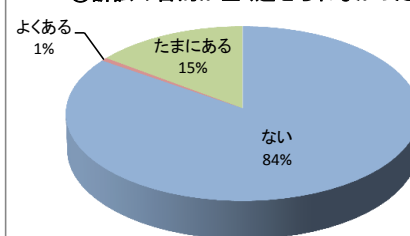
【民事事件】問1（法的紛争解決に時間がかかったことで依頼者に生じた不利益）

過去3年間に、法的手続による紛争解決に時間がかかったことで依頼者に何らかの不利益が生じた事案がありますか。次の①から⑤の全てについて、それぞれの頻度として当てはまるものを1つずつ選んで、番号に○を付けてください。また、「その他」がある場合は、具体的内容も併せて記入してください。

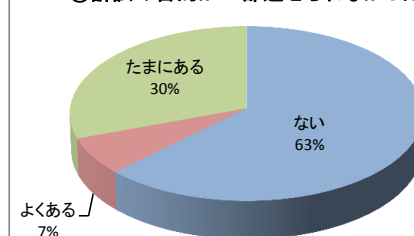
(単位:人)

	1 ない	2 よくある	3 たまにある	4 頼ほ過 なと去 しん3 ど年 依に	合計
①訴訟の目的が全く達せられなかった	835	6	146		987
②訴訟の目的が一部達せられなかった	623	68	304		995
③依頼者に損害が生じた	733	23	229		985
④依頼者から精神的なストレスなど強い不満を訴えられた	412	154	452		1018
⑤その他	318	8	16		342
⑥過去3年間にほとんど依頼がなかった				69	69

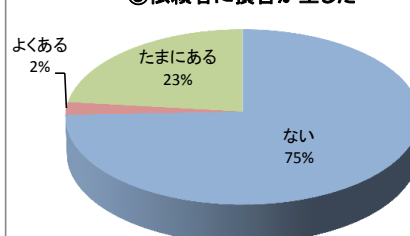
①訴訟の目的が全く達せられなかった



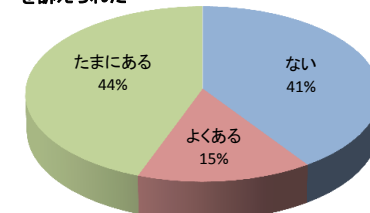
②訴訟の目的が一部達せられなかった



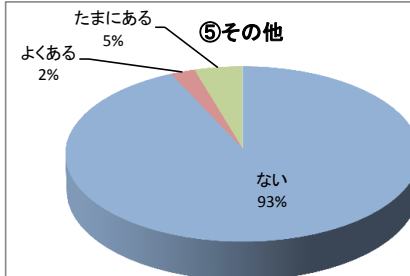
③依頼者に損害が生じた



④依頼者から精神的なストレスなど強い不満を訴えられた



⑤その他



○問1（法的紛争解決に時間がかかったことで依頼者に生じた不利益）

法的手続による紛争解決に時間がかかったことで依頼者に生じた具体的な不利益を問うものである。

「よくある」「たまにある」の合計は、「①訴訟の目的が全く達成されなかった」15.4%、「②訴訟の目的が一部達成されなかった」37.4%、「③依頼者に損害が生じた」25.6%、「④依頼者から強い不満を訴えられた」59.5%であった。

その他の回答として、訴訟（法的手続）を断念したという回答が複数みられた他、懲戒申立てをされたことがあるという回答や、依頼者から④に至らない不満を訴えられたことを指摘する回答などがあつた。また、他方で、終結を急がされて依頼者に不満を訴えられたとの回答もある。

【民事事件】問2（新たな制度導入の是非）

現行法上の手続に加えて、迅速に紛争を解決するために審理回数を限定した手続（訴訟又は非訟を問わない）を創設することの是非についてどのようにお考えですか。該当する番号1つに○を付けてください。

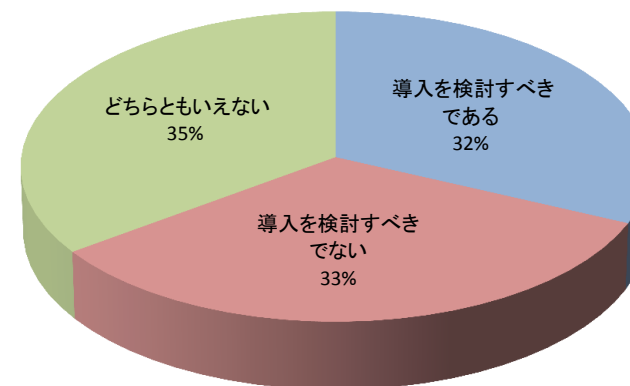
（単位：人）

1 導入を検討すべきである	356
2 導入を検討すべきでない	370
3 どちらともいえない	392
合 計	1118

→ 問3へ

→ 問4へ

→ 問5へ



○問2（新たな制度導入の是非）

現行法上の手続に加えて、迅速に紛争を解決するために審理回数を限定した手続を創設することの是非については、「導入を検討すべきである」（31.8%）、「導入を検討すべきでない」（33.1%）、「どちらともいえない」（35.1%）と、それぞれの回答がほぼ拮抗している。

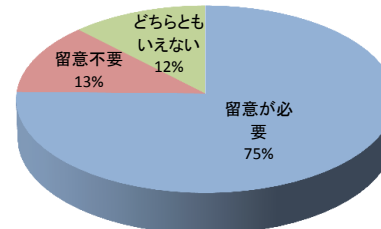
【民事事件】問3（導入に当たり留意すべき事項）

問2で「1(導入を検討すべきである)」と回答された方は、導入を検討するに当たって留意すべき点として、次の①から⑥の全てについて、あなたの考えに最も近いものをお選びいただき、該当する番号に○を付けてください。また、「その他」がある場合は、具体的内容も併せて記入してください。

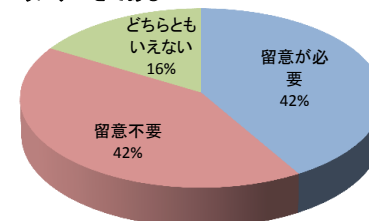
(単位:人)

	1 留意が 必要	2 留意不 要	3 いど えち なら いとも	合計
①一定の事件類型に限定すべきである	268	44	44	356
②相手方の同意を条件として利用できるようにすべきである	146	148	58	352
③相手方が同意しなくても手続ができるようにすべきである	182	109	62	353
④結果に不服な場合には、異議申立てができるようにすべきである	263	60	30	353
⑤審理を担当する適切な人材確保等裁判所側の体制を十分整えるべきである	303	30	22	355
⑥利用者に対する手続に関する情報提供（広報）を十分に行うべきである	292	32	27	351
⑦その他	11			11

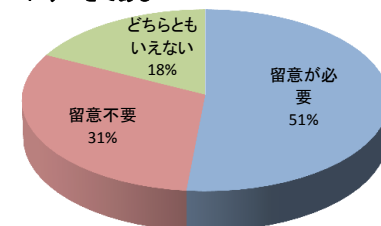
①一定の事件類型に限定すべきである



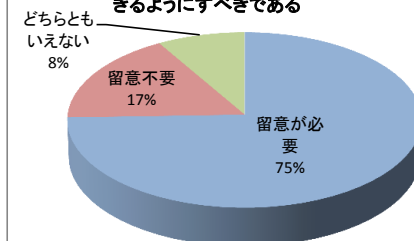
②相手方の同意を条件として利用ができるようにすべきである



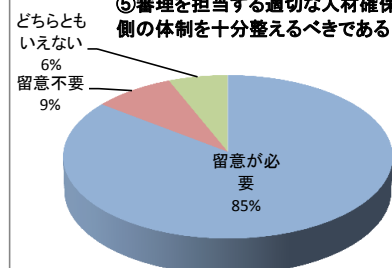
③相手方が同意しなくても手続ができるようにすべきである



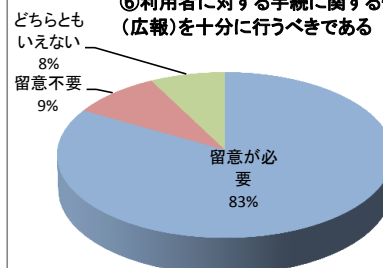
④結果に不服な場合には、異議申立てができるようにすべきである



⑤審理を担当する適切な人材確保等裁判所側の体制を十分整えるべきである



⑥利用者に対する手続に関する情報提供（広報）を十分に行うべきである



○問3（導入に当たり留意すべき事項）

審理回数を限定した手続の導入を検討するに当たって留意すべき点として挙げた考えのうち、大多数において「留意が必要」と回答したのは、「一定の事件に限定すべきである」（75.3%）、「結果に不服な場合には、異議申立てができるようにすべきである」（74.5%）、「審理を担当する適切な人材確保等裁判所側の体制を十分に整えるべきである」（85.4%）、「利用者に対する手続に関する情報提供（広報）を十分に行うべきである」（83.2%）という点であった。

また、制度の利用に際して、相手の同意を要するかについては、相手方の同意を条件とする点に「留意が必要」との回答が相当数（41.5%）あり、相手方が同意しなくても手続ができるようにすべきとの点に「留意が必要」との回答が過半数（51.6%）あった。

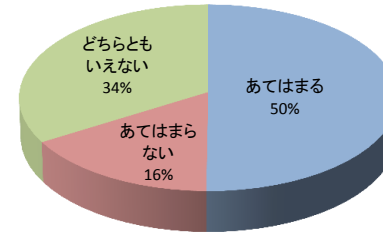
【民事事件】問4（導入すべきでないとする理由）

問2で「2（導入を検討すべきでない）」と回答された方は、導入を検討すべきでないとする理由について、該当する番号に○を付けてください。また、「その他」がある場合は、具体的内容も併せて記入してください。

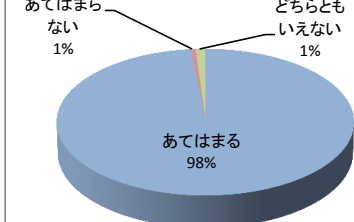
（単位：人）

	1 あてはまる	2 な あてはまる	3 い ど え ち な ら い と も	合 計
①現在ある手続で十分である。	162	52	109	323
②審理回数を限定すると適正な審理が保障されないおそれがある。	353	2	4	359
③手続を理解しない弱者が不利益を受ける可能性がある。	235	40	56	331
④裁判を受ける権利が侵害されるおそれがある。	236	38	58	332
⑤その他	28			28

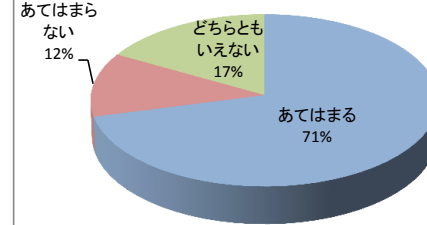
①現在ある手続で十分である。



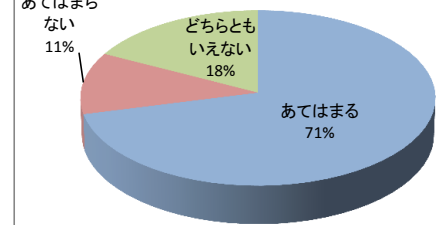
②審理回数を限定すると適正な審理が保障されないおそれがある。



③手続を理解しない弱者が不利益を受ける可能性がある。



④裁判を受ける権利が侵害されるおそれがある。



○問4（導入すべきでないとする理由）

審理回数を限定した手続の導入を検討すべきでないとする理由として挙げたもののうち、圧倒的多数が「あてはまる」と回答したのは「審理回数を限定すると適正な審理が保障されないおそれがある」（98.3%）という理由であり、「手続を理解しない弱者が不利益を受ける可能性がある」（71.0%）、「裁判を受ける権利が侵害されるおそれがある」（71.1%）という理由についても多数が「あてはまる」と回答した。

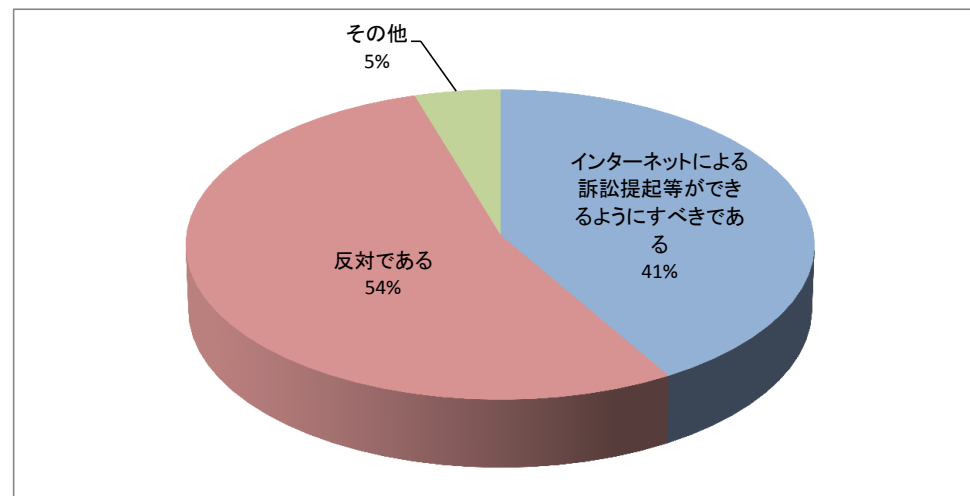
「その他」の意見として、拙速のおそれ、十分な審理が尽くされないおそれや紛争の適切な解決がなされないおそれを挙げる意見が比較的多くあり、事件・事案によっては時間をかける必要があるという意見も複数みられた。他にも多数の意見があり、例えば、現行制度でも早期和解で解決したいなら十分利用可能という意見、当事者の納得がないまま審理が終了し、当事者の不満が増大するおそれがあるという意見、訴訟指揮が強引であったり強権的になったりするおそれを挙げる意見、和解で解決すべき事件で和解できない、上訴審の充実こそ先決、迅速性は基盤整備により解決すべきといった意見、審理回数を限定した手続にはメリットよりデメリットの方が多いとの意見などがみられた。

【民事事件】問5（インターネットを利用しての訴訟提起）

インターネットを利用して訴訟提起等ができるようにすることについてどのようにお考えですか。該当する番号1つに○を付けてください。また、「その他」を選択した場合は、具体的内容も併せて記入してください。

（単位：人）

1 インターネットによる訴訟提起等ができるようにすべきである	452	→ 問7へ
2 反対である	585	→ 問6へ
3 その他	51	→ 問7へ
合 計	1088	



○問5（インターネットを利用しての訴訟提起）

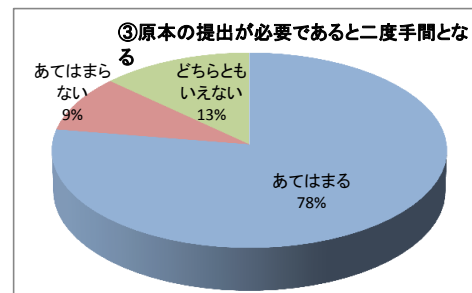
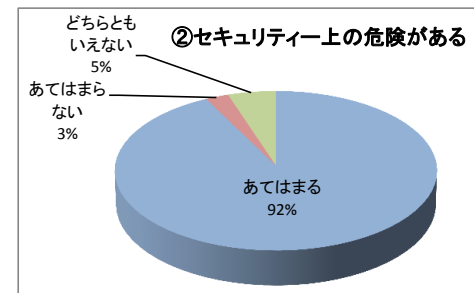
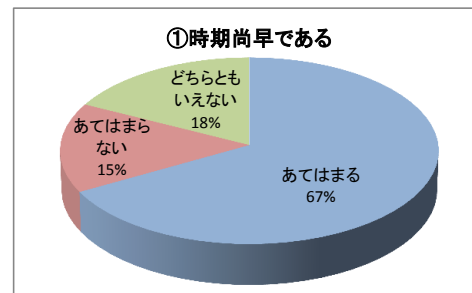
「インターネットを利用して訴訟提起等ができるようにすべきである」との回答は41.5%と相当数ある一方で、これに「反対である」との回答は、53.8%と過半数である。その他の回答においては、検討したことがない、どちらでもよい、内容による、といった回答のほか、必要性を感じない、具体的なイメージがわからないといった回答、セキュリティについての懸念を挙げる回答がいずれも複数みられた。

【民事事件】問6（インターネットを利用しての訴訟提起に反対の理由）

問5で「2(反対である)」と回答された方は、反対する理由について、次の①から③について該当する番号全てに○を付けてください。また、「その他」がある場合は、具体的内容も併せて記入してください。

(単位:人)

	1 あてはまる	2 な あ いては まら	3 いど えち なら いとも	合計
①時期尚早である	361	84	95	540
②セキュリティ上の危険がある	523	14	29	566
③原本の提出が必要であると二度手間となる	430	52	73	555
④その他	68			68



○問6（インターネットを利用しての訴訟提起に反対の理由）

インターネットを利用しての訴訟提起等に反対の理由として挙げた項目のうち、「セキュリティ上の危険がある」については圧倒的多数が「あてはまる」と回答し（92.4%）,「原本の提出が必要であると二度手間となる」については大多数が「あてはまる」と回答し（77.5%）,「時期尚早である」については多数が「あてはまる」と回答した（66.9%）。その他の回答としては、濫訴のおそれを挙げる回答、インターネットを利用しての訴訟提起の必要性がないとの回答、メリットがないとの回答がいずれも複数みられた。

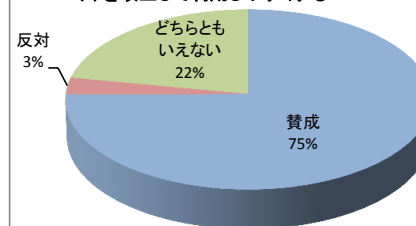
【民事事件】問7（提訴前証拠収集制度）

提訴前の証拠収集制度についてどのようにお考えですか。次の①から③の全てについて、あなたの考えに最も近いものをお選びいただき、それぞれ該当する番号に○を付けてください。また、「その他」がある場合は、具体的内容も併せて記入してください。

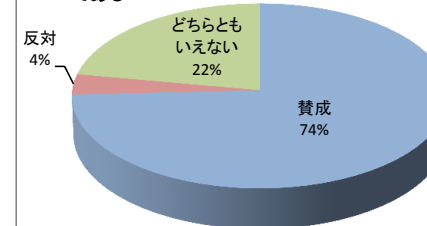
(単位:人)

	1 賛成	2 反対	3 どちらとも いえならないとも	合計
①現行民事訴訟法の制度（民訴132条の2以下）を改正して利用しやすくする	781	32	230	1043
②弁護士会照会制度を改正して対応すべきである	760	36	227	1023
③改正の必要はない	44	592	306	942
④その他	17			17

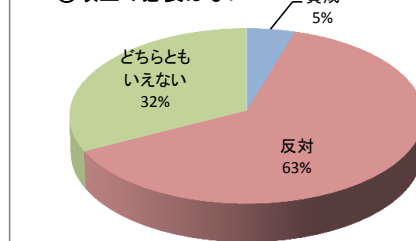
①現行民事訴訟法の制度（民訴132条の2以下）を改正して利用しやすくする



②弁護士会照会制度を改正して対応すべきである



③改正の必要はない



○問7（提訴前証拠収集制度）

提訴前の証拠収集制度についての考えを、項目を挙げて質問したところ、現行の提訴前証拠収集制度を改正して利用しやすくすることについては、賛成の回答が大多数

（74.9％）で、反対の回答は少なかった（3.1％）。

弁護士会照会制度を改正して対応すべきとの考えについても、賛成の回答が多数（74.3％）で、反対の回答は少なかった（3.5％）。なお、「その他」として、弁護士会照会制度について強化すべき旨の意見が複数みられた。

他方で、改正の必要がないとの考えについては、反対の回答が多数（62.8％）ある一方で、賛成の回答は少なかった（4.7％）。

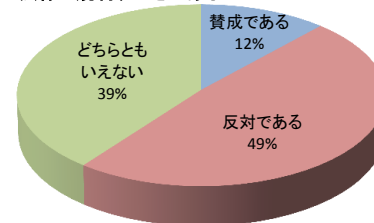
【民事事件】問8（提訴後の証拠収集制度）

提訴後の証拠収集制度について、どのようにお考えですか。次の①から⑥の全てについて、あなたの考えに最も近いものをお選びいただき、それぞれ該当する番号に○を付けてください。また、「その他」がある場合には、具体的内容も併せて記入してください。

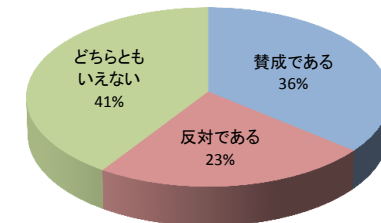
（単位：人）

	1 賛成である	2 反対である	3 どちらともいえない	合計
①陳述書の証拠能力・提出時期等について法律で規制すべきである	131	539	439	1109
②手持ちの書証を早期に相手方に開示する制度を創設すべきである	400	260	453	1113
③訴訟の早い段階で当事者や証人の証言等を当事者双方が知りうる制度を創設すべきである	322	226	556	1104
④現行の文書提出命令などの証拠の申出制度だけでなく、証拠収集するための制度をより整備すべきである	912	35	165	1112
⑤文書送付嘱託について嘱託先の応諾義務を法律で明記すべきである	856	50	210	1116
⑥裁判当事者以外の第三者（国、研究機関など）が裁判所に意見書を提出する制度（アミカスブリーフ制度）を導入すべきである	480	88	537	1105
⑦その他	9			9

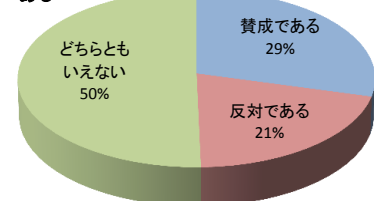
①陳述書の証拠能力・提出時期等について法律で規制すべきである



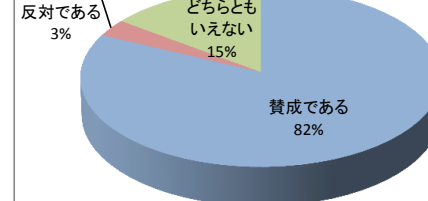
②手持ちの書証を早期に相手方に開示する制度を創設すべきである



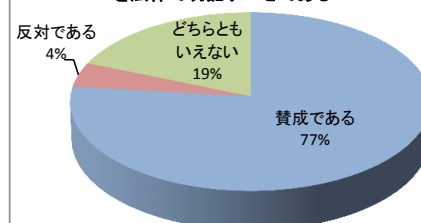
③訴訟の早い段階で当事者や証人の証言等を当事者双方が知りうる制度を創設すべきである



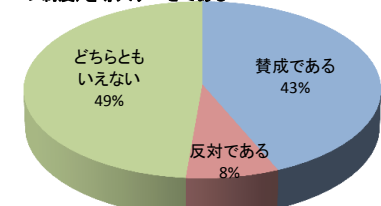
④現行の文書提出命令などの証拠の申出制度だけでなく、証拠収集するための制度をより整備すべきである



⑤文書送付嘱託について嘱託先の応諾義務を法律で明記すべきである



⑥裁判当事者以外の第三者（国、研究機関など）が裁判所に意見書を提出する制度（アミカスブリーフ制度）を導入すべきである



○問8（提訴後の証拠収集制度）

提訴後の証拠収集制度についての考えを、項目を挙げて質問したところ、陳述書の証拠能力・提出時期等について法律で規制することについては相当数（48.6%）が反対している一方で、賛成の回答は一割程度（11.8%）だった。もっとも「どちらともいえない」という回答も39.6%存在する。

手持ちの書証を早期に相手方に開示する制度を創設すべきとの考えについては、「どちらともいえない」との回答が40.7%と相当数おり、賛成の回答が35.9%、反対が23.4%であった。

訴訟の早い段階で当事者や証人の証言等を当事者双方が知りうる制度を創設すべきであるとの考えについては、「どちらともいえない」との回答が過半数（50.4%）であり、賛成の意見は29.2%、反対は20.5%であった。

現行の文書提出命令などの証拠の申出制度だけでなく、証拠収集のための制度をより整備すべきと考えについては、賛成の意見が大多数（82.0%）であり、反対の回答は一割に満たない（3.1%）。

文書送付嘱託について嘱託先の応諾義務を法律で明記すべきとの考えについては、賛成の回答が大多数（76.7%）であり、反対の回答は一割に満たない（4.5%）。

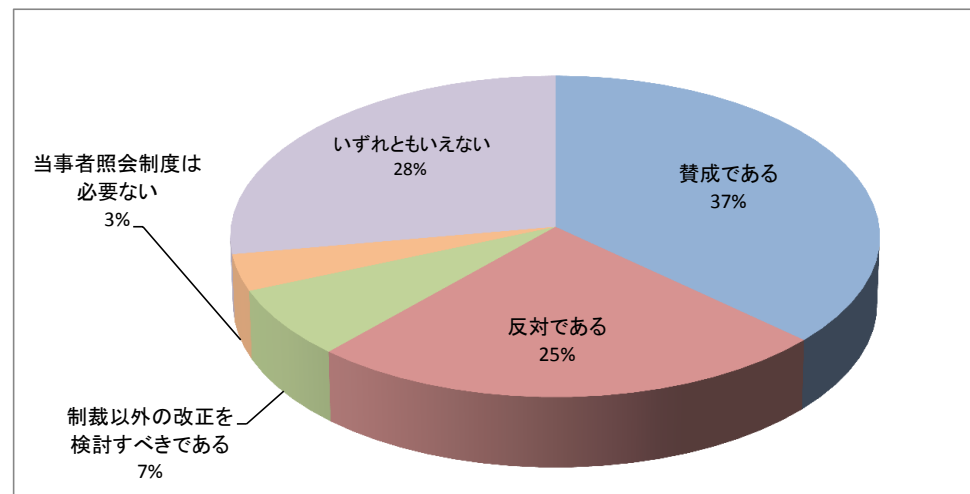
裁判当事者以外の第三者（国、研究機関など）が裁判所に意見書を提出する制度（アミカスブリーフ制度）を導入すべきとの考えについては、賛成の回答が相当数（43.4%）あり、反対の回答は一割に満たない（8.0%）が、最多の回答は「どちらともいえない」との回答だった（48.6%）。

【民事事件】問9（当事者照会が利用されるための方策）

民事訴訟法163条の当事者照会が利用されるように、回答がなされない場合に制裁を課すことについて、どのようにお考えですか。該当する番号1つに○を付けてください。また、「3」を選択された場合は、具体的内容も併せて記入してください。

(単位:人)

1 賛成である	411
2 反対である	276
3 制裁以外の改正を検討すべきである	78
4 当事者照会制度は必要ない	41
5 いずれともいえない	309
合 計	1115



○問9（当事者照会が利用されるための方策）

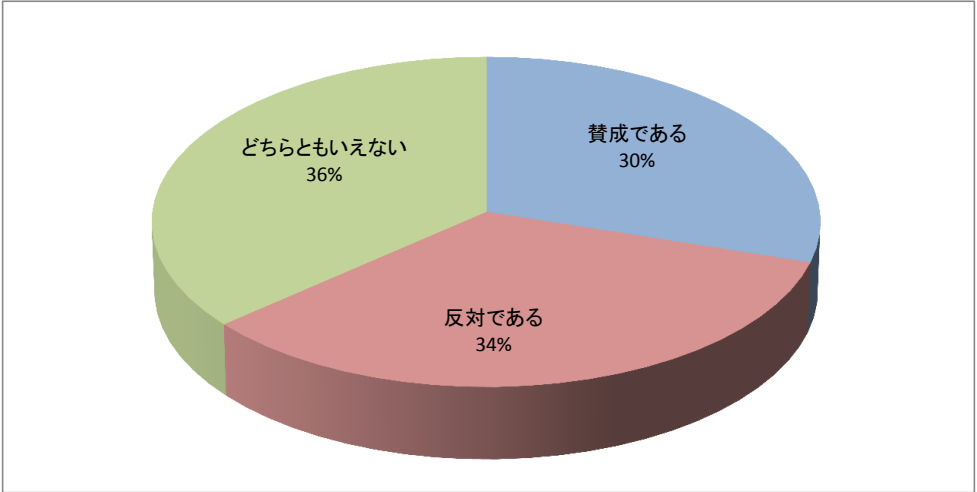
当事者照会が利用されるための方策について、当事者照会に対して回答がない場合に制裁を課すことに賛成の回答は36.9%、反対の回答は24.8%で、「制裁以外の改正を検討すべき」が7.0%、「当事者照会制度は必要ない」3.7%、「いずれともいえない」27.7%となっている。

【民事事件】問 10（弁護士会照会が利用されるための方策）

弁護士会照会(弁護士法23条の2照会)について、「被照会者が自己の責任で、回答(報告)するのが適当か否かの判断をしなければならないとすれば被照会者が回答に慎重になるのは当然であり、弁護士会が責任を負担することにして、被回答者が回答しやすくするべきである」との意見がありますが、弁護士会が回答(報告)の当否を判断すべきだと考えますか。該当する番号1つに○を付けてください。

(単位:人)

1 賛成である	334
2 反対である	377
3 どちらともいえない	407
合 計	1118



○問10（弁護士会照会が利用されるための方策）

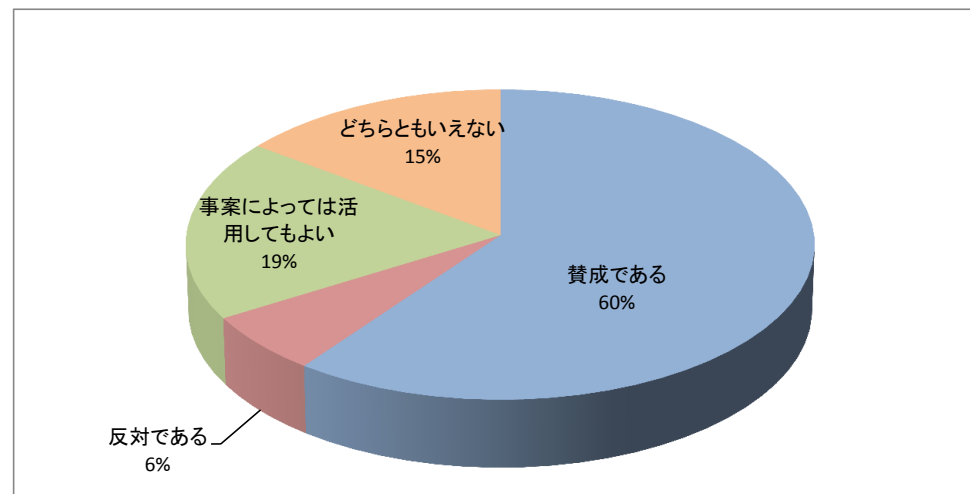
弁護士会照会が利用されるための方策について、弁護士会が回答の当否を判断すべきとの考えに賛成の回答は29.9%、反対の回答が33.7%、「どちらともいえない」との回答が最多で36.4%である。

【民事事件】問 1 1（専門委員の活用）

賃料や株価の算定など金銭的評価について鑑定に代えて、専門委員の意見を活用することについて、どのようにお考えですか。該当する番号1つに○を付けてください。また、「3」を選択された場合は、具体的内容も併せて記入してください。

(単位:人)

1 賛成である	674
2 反対である	69
3 事案によっては活用してもよい	212
4 どちらともいえない	166
合 計	1121



○問11（専門委員の活用）

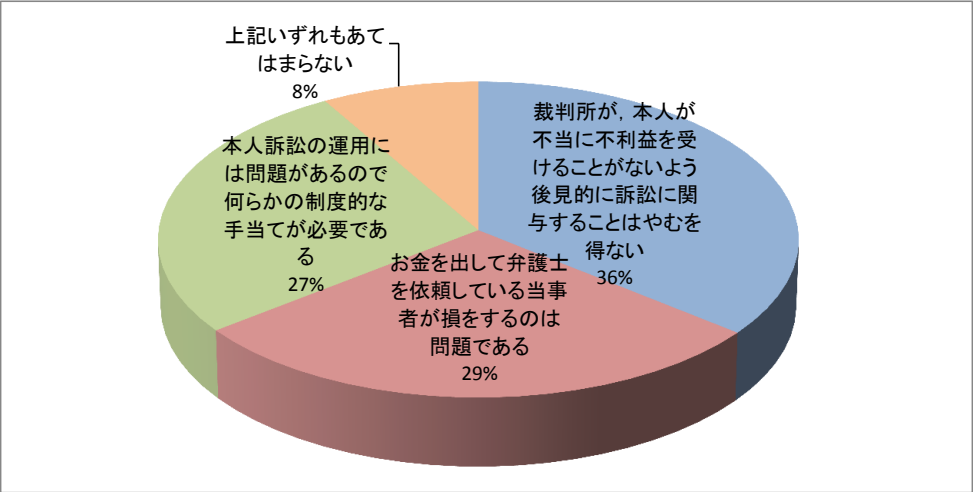
賃料や株価の算定など金銭的評価について、鑑定に代えて、専門委員の意見を活用することに賛成の回答が多数（60.1%）であり、反対の回答は一割に満たない（6.2%）。そのほか、「事案によっては活用してよい」という回答は18.9%、「どちらともいえない」という回答は14.8%であった。

【民事事件】問 1 2（本人訴訟に対する裁判所の対応）

本人訴訟に対する裁判所の対応についてどのようにお考えですか。該当する番号1つに○を付けてください。

(単位:人)

1 裁判所が、本人が不当に不利益を受けることがないよう後見的に訴訟に関与することはやむを得ない	399
2 お金を出して弁護士を依頼している当事者が損をするのは問題である	320
3 本人訴訟の運用には問題があるので何らかの制度的な手当てが必要である	302
4 上記いずれもあてはまらない	94
合 計	1115



○問12（本人訴訟に対する裁判所の対応）

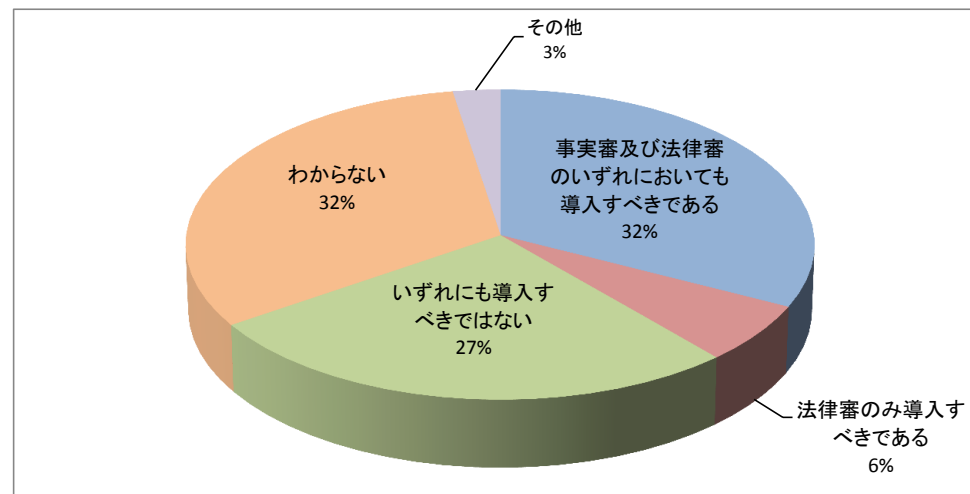
本人訴訟に対する裁判所の対応について、「お金を出して弁護士を依頼している当事者が損をするのは問題である」との回答（28.7%）と、「本人訴訟の運用には問題があるので何らかの制度的な手当てが必要」との回答（27.1%）という、現状の本人訴訟に対する裁判所の対応に関して何らかの問題があるという回答の合計は過半数であった（55.8%）。一方で、「裁判所が、本人が不当に不利益を受けることがないよう後見的に訴訟に関与することはやむを得ない」との回答も35.8%あった。

【民事事件】問 1 3（弁護士強制制度の導入）

費用など必要な条件を整備した上で、民事訴訟に弁護士強制制度（受任義務なし）を導入することについて、どのようにお考えですか。該当する番号1つに○を付けてください。また、「1」ないし「3」を選択された場合はその理由を、「5」を選択された場合は具体的な内容を、併せて記入してください。

(単位:人)

1 事実審及び法律審のいずれにおいても導入すべきである	363
2 法律審のみ導入すべきである	69
3 いずれにも導入すべきではない	301
4 わからない	357
5 その他	29
合 計	1119



○問13（弁護士強制制度の導入）

民事訴訟に弁護士強制制度（受任義務なし）を導入することについて、「事実審及び法律審のいずれにおいても導入すべき」との回答（32.4%）と、「いずれにも導入すべきではない」との回答（26.9%）、「わからない」との回答（31.9%）がそれぞれ拮抗していた。「法律審のみ導入すべき」との回答は少なかった（6.2%）。

その他の回答として、制度の内容によるといった回答、事案や事件類型によるといった回答や、上訴審（控訴審、上告審）について導入すべきとの回答、費用の点を問題とする回答などがみられた。

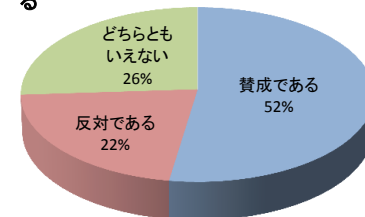
【民事事件】問14（民事調停を利用しやすくするための方策）

民事調停を利用しやすくするための運用上、法制上の方策について、どのようにすべきであるとお考えですか。次の①及び②の全てについて、あなたの考えに最も近いものをお選びいただき、それぞれ該当する番号に○を付けてください。また、「その他」がある場合は、具体的な方策、改善点を記入してください。

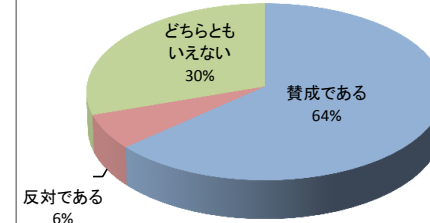
(単位:人)

	1 賛成である	2 反対である	3 どちらでもない	合計
①相手方の出頭義務を強化すべきである	579	238	287	1104
②調停に代わる決定（17条決定）をより活用できるようにすべきである	699	70	332	1101
③その他	25			25

①相手方の出頭義務を強化すべきである



②調停に代わる決定（17条決定）をより活用できるようにすべきである



○問14（民事調停を利用しやすくするための方策）

民事調停を利用しやすくするための運用上、法制上の方策について、「相手方の出頭義務を強化すべき」との考えに賛成の回答は52.4%と過半数であり、反対の回答は21.6%であった。「どちらでもない」との回答も26.0%あった。

調停に代わる決定（17条決定）をより活用できるようにすべきとの考えに賛成の回答が多数（63.5%）であり、反対の回答は一割に満たない（6.4%）。一方、「どちらでもない」との回答も30.2%あった。

その他の回答として、調停委員の質の向上に関する回答、裁判官がしっかり関与すべきという回答、裁判官を増やすべきとの回答、電話会議やテレビ会議をより活用すべきという回答などがみられた。

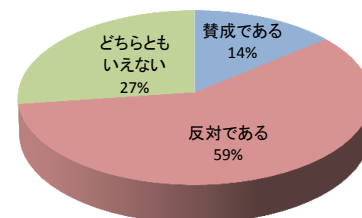
【民事事件】問15（簡裁訴訟事件を利用しやすくするための方策）

簡易裁判所の訴訟事件（少額訴訟を含む）を利用しやすくするために、どのようにすべきであるとお考えですか。次の①及び②の全てについて、あなたの考えに最も近いものをお選びいただき、それぞれ該当する番号に○を付けてください。また、「その他」がある場合には、具体的内容も併せて記入してください。

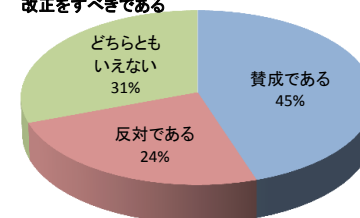
(単位:人)

	1 賛成である	2 反対である	3 どちらともいえない	合計
①事物管轄の引き上げを検討すべきである	155	647	299	1101
②審理回数を制限するなど、簡易・少額の事件を迅速に解決する制度とするべく運用改善又は法律改正をすべきである	497	271	339	1107
③その他	34			34

①事物管轄の引き上げを検討すべきである



②審理回数を制限するなど、簡易・少額の事件を迅速に解決する制度とするべく運用改善又は法律改正をすべきである



○問15（簡裁訴訟事件を利用しやすくするための方策）

簡易裁判所の訴訟事件（少額訴訟を含む）を利用しやすくするために、簡裁の事物管轄の引き上げを検討すべきとの考えに反対の回答が過半数（58.8%）であり、賛成の回答は少なかった（14.1%）。一方、「どちらともいえない」との回答は27.2%である。

「審理回数を制限するなど、簡易・少額の事件を迅速に解決する制度とすべく運用改善又は法律改正をすべき」との考えに賛成の回答が相当数（44.9%）あり、反対の回答は24.5%であった。一方、「どちらともいえない」との回答は30.6%である。

その他として、裁判官の質や裁判官の数を問題点として指摘する回答が複数みられたほか、司法委員の質の向上についての回答、開催場所や開催期日を増やすべきとの回答などがみられた。

【民事事件】問 16（ADRの利用頻度）

裁判所の調停以外のADRの利用頻度について、次のうち該当する番号1つに○を付けてください。また、「利用する」を選択した場合は、年間の利用件数を併せて記入してください。

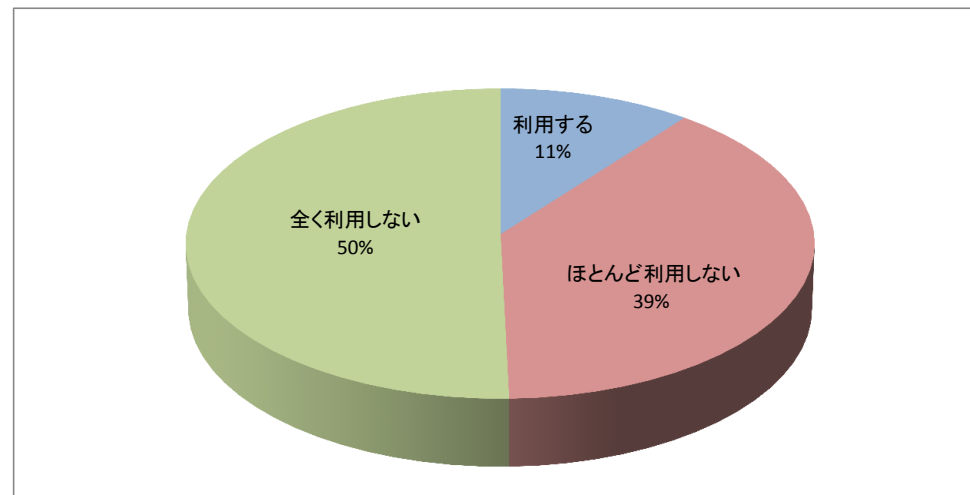
（単位：人）

1 利用する	116
2 ほとんど利用しない	431
3 全く利用しない	556
合 計	1103

→ 問 18 へ

→ 問 17 へ

→ 問 17 へ



○問16（ADRの利用頻度）

裁判所の調停以外のADRの利用頻度について尋ねた。「全く利用しない」という回答が過半数（50.4%）であり、「ほとんど利用しない」という回答（39.1%）と合わせると大多数（89.5%）であった。「利用する」という回答は10.5%にとどまる。

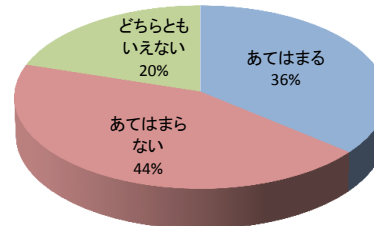
【民事事件】問17（ADRを利用しない理由）

問16で「2(ほとんど利用しない)」又は「3(全く利用しない)」と回答された方は、利用しない理由について、次の①から③の全てについて、あなたの考えに最も近いものをお選びいただき、それぞれ該当する番号に○を付けてください。また、「その他」がある場合は、具体的内容も併せて記入してください。

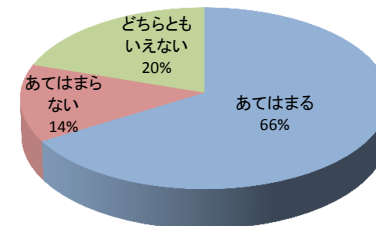
(単位:人)

	1 あては まる	2 な あては まる	3 い ど え ち な ら い と も	合 計
①どのようなADRが存在するかわからない	318	387	178	883
②裁判所の手続の方が信頼できる	616	128	185	929
③ADRは費用がかかる	136	397	347	880
④その他	113			113

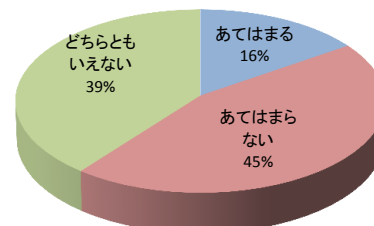
①どのようなADRが存在するかわからない



②裁判所の手続の方が信頼できる



③ADRは費用がかかる



○問17（ADRを利用しない理由）

裁判所の調停以外のADRを利用しない理由について尋ねたところ、「どのようなADRが存在するかわからない」という理由について相当数（36.0%）が「あてはまる」と回答し、「裁判所の手続の方が信頼できる」という理由については多数（66.3%）が「あてはまる」と回答した一方で、「ADRは費用がかかる」という理由については相当数（45.1%）が「あてはまらない」と回答し、次いで「どちらともいえない」との回答が多く（39.4%）、「あてはまる」との回答は15.5%にとどまる。

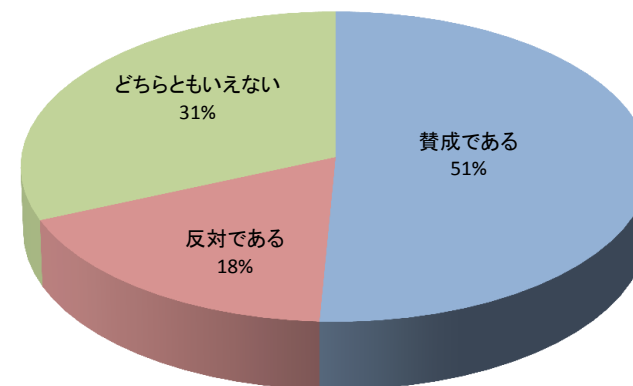
その他の回答として、公平性・中立性についての問題点を指摘する回答や、利用する利点・必要性が無いことを挙げる回答、適した案件がない、強制力がない点を挙げる回答がいずれも数十件みられた。

【民事事件】問18（確定判決を受けた金銭債務について、他の債権者に優先する先取特権を付与する制度の導入）

確定判決を受けた金銭債務について、他の債権者に優先する先取特権を付与する制度（ただし倒産手続が採られた場合には失効する）を設けることについて、どのようにお考えですか。該当する番号1つに○を付けてください。

（単位：人）

1 賛成である	562
2 反対である	196
3 どちらともいえない	349
合 計	1107



○問18（確定判決を受けた金銭債務について、他の債権者に優先する先取特権を付与する制度の導入）

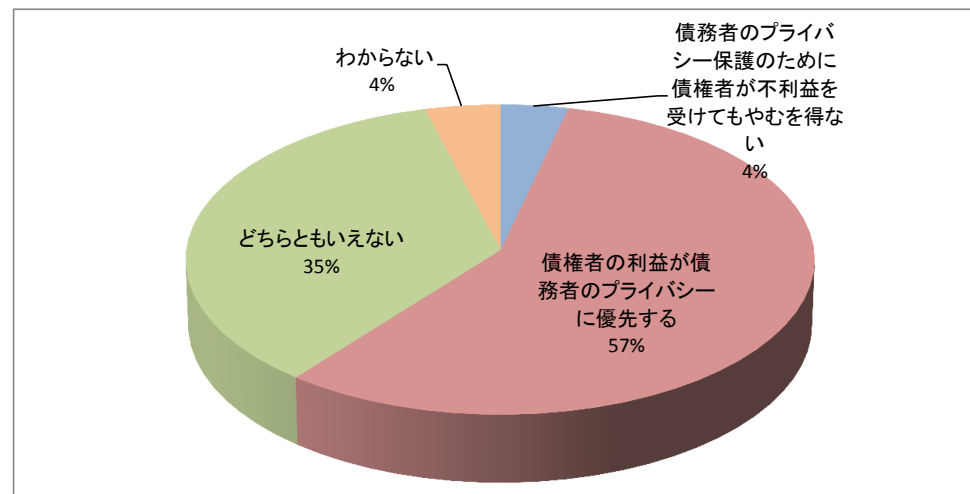
確定判決を受けた金銭債務について、他の債権者に優先する先取特権を付与する制度（ただし倒産手続が採られた場合には失効する）を設けることについて、賛成の回答が過半数（50.8%）であり、次いで「どちらともいえない」との回答が31.5%あり、反対の回答は17.7%であった。

【民事事件】問19（金銭債権実現における利益衡量）

金銭債権について確定判決を得た債権者の利益と、債務者のプライバシーの保護との関係についてどのように考えますか。該当する番号1つに○を付けてください。

（単位：人）

1 債務者のプライバシー保護のために債権者が不利益を受けてもやむを得ない	41
2 債権者の利益が債務者のプライバシーに優先する	637
3 どちらともいえない	394
4 わからない	46
合 計	1118



○問19（金銭債権実現における利益衡量）

金銭債権について確定判決を得た債権者の利益と、債務者のプライバシーの保護との関係についての考えを尋ねたところ、「債権者の利益が債務者のプライバシーに優先する」との回答が過半数（57.0%）であり、「債務者のプライバシー保護のために債権者が不利益を受けてもやむを得ない」との回答は一割に満たない（3.7%）。他方、「どちらともいえない」との回答も35.2%存在し、「わからない」が4.1%となっている。

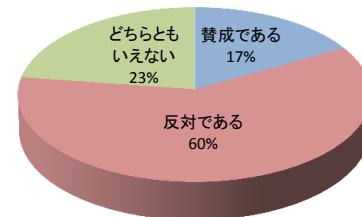
【民事事件】問20（財産開示制度における制裁）

財産開示手続において、正当な理由なく財産開示期日に出頭せず、又は陳述すべき事項を陳述せず若しくは虚偽の陳述をした場合等の制度の制裁について、どのようにお考えですか。次の①から④の全てについて、あなたの考えに最も近いものをお選びいただき、それぞれ該当する番号に○を付けてください。

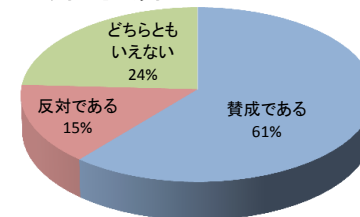
(単位:人)

	1 賛 成 で あ る	2 反 対 で あ る	3 い ど え ち な ら い と も	合 計
①現行法の過料（30万円） でよい	178	636	240	1054
②現行法の過料の上限金額 （30万円）を引き上げるべ きである	656	159	260	1075
③罰金（刑罰）にすべきで ある	400	368	293	1061
④期日に出頭等すれば釈放される身体拘束 制度（法廷等の秩序維持に関する法律2条 の監置など）を設けるべきである	228	464	356	1048

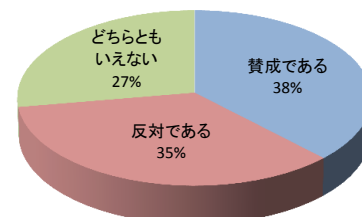
①現行法の過料（30万円）でよい



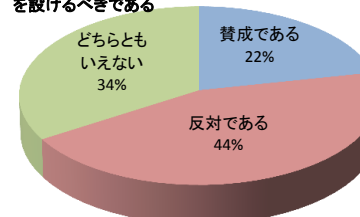
②現行法の過料の上限金額（30万円）を引き上げるべきである



③罰金（刑罰）にすべきである



④期日に出頭等すれば釈放される身体拘束制度（法廷等の秩序維持に関する法律2条の監置など）を設けるべきである



○問20（財産開示制度における制裁）

財産開示手続における制裁についての考えを尋ねた。現行法の過料（30万円）でよいとの考えについては、反対の回答が多数（60.3%）であり、賛成の回答は16.9%にすぎない。

現行法の過料の上限金額（30万円）を引き上げるべきとの考えには、賛成の回答が多数（61.0%）で、反対の回答は14.8%にすぎない。

一方、罰金（刑罰）にすべきとの考えについては、賛成の回答（37.7%）と、反対の回答（34.7%）とが拮抗している。「どちらともいえない」との回答も27.6%あった。

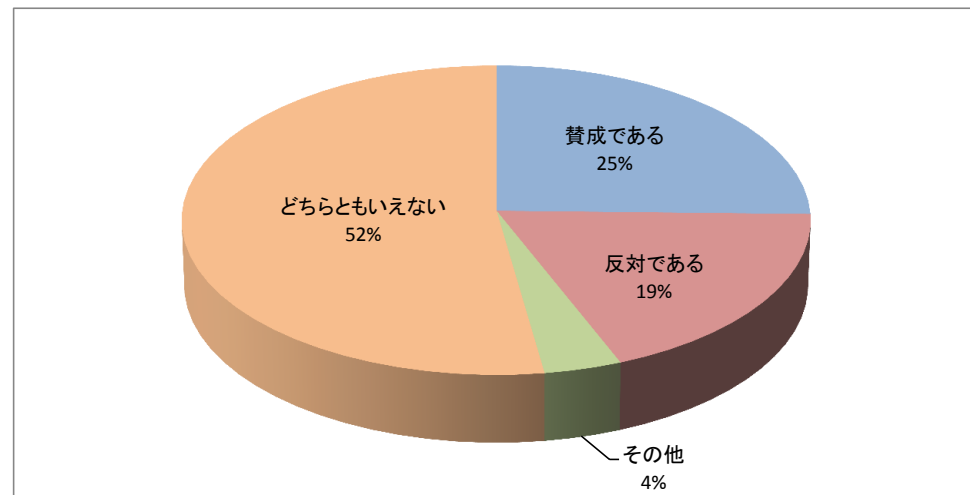
期日に出頭等すれば釈放される身体拘束制度については、相当数（44.3%）が反対し、次いで「どちらともいえない」との回答が34.0%、賛成の回答は21.8%であった。

【民事事件】問2-1（財産開示制度の制裁としての債務者目録制度の導入）

財産開示制度の制裁等として、期日に出頭せず又は財産を開示しなかった者の名簿を裁判所が作成する制度を設けるべきであるという意見について、どのように考えますか。該当する番号1つに○を付けてください。また、「1」から「3」を選択した場合は、その理由又は具体的内容も併せて記入してください。

(単位:人)

1 賛成である	282
2 反対である	207
3 その他	42
4 どちらともいえない	582
合 計	1113



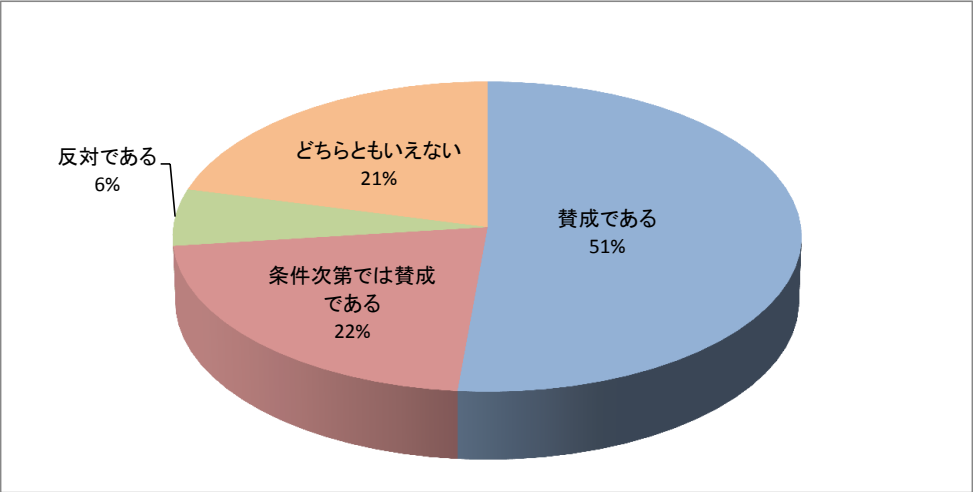
○問21（財産開示制度の制裁としての債務者目録制度の導入）

財産開示制度の制裁等として、期日に出頭せず又は財産を開示しなかった者の名簿を裁判所が作成する制度を設けるべきであるという意見への考えを尋ねたところ、「どちらともいえない」との回答が過半数（52.3%）であり、賛成であるとの意見は25.3%、反対であるとの意見は18.6%であった。

【民事事件】問22（第三者照会制度の導入）

一定の債務名義を有する債権者が、税務署、法務局、金融機関に対して、債務者の資産の情報を照会する制度を設けるべきであるという意見について、どのように考えますか。該当する番号1つに○を付けてください。また、賛成又は反対であると選択した場合は、具体的内容を、条件付賛成の場合は条件も併せて記入してください。

(単位:人)	
1 賛成である	573
2 条件次第では賛成である	241
3 反対である	66
4 どちらともいえない	234
合 計	1114



○問22（第三者照会制度の導入）

一定の債務名義を有する債権者が、税務署、法務局、金融機関に対して、債務者の資産の情報を照会する制度を設けるべきであるという意見への考えを尋ねたところ、賛成の回答が過半数（51.4%）であり、条件次第では賛成であるとの回答（21.6%）と合わせると多数（73.0%）であった。「どちらともいえない」との回答は21.0%であり、反対の回答は一割に満たない（5.9%）。

【民事事件】問23（裁判制度の満足度）

日頃の弁護士業務を通じて、裁判制度全般について、どのように感じていますか。次の①から⑤の全てについて、それぞれ該当する番号に○をつけてください。

(単位:人)

	1 な あ て は ま ら	2 は い ど ま え ち ら ば ら な あ か い て と	3 い ど え ち な ら い と も	4 は い ど ま え ち ら ば ら あ か て と	5 あ て は ま る	合 計
①日本の民事裁判制度は、紛争解決の役目を十分に果たしている	36	199	263	561	56	1115
②日本の民事裁判制度は、国民にとって利用しやすい制度である	116	397	386	196	21	1116
③日本の民事裁判制度は、公正なものだと思いますか	41	131	323	472	149	1116
④日本の民事裁判制度は、国民にとって満足のいくものだと思いますか	122	366	432	181	15	1116
⑤日本の民事裁判制度は、国民の権利を十分に実現していると思いますか	106	340	418	235	18	1117

○問23（裁判制度の満足度）

「①日本の民事裁判制度は、紛争解決の役目を十分に果たしている」との項目について、肯定的回答（「あてはまる」と「どちらかといえばあてはまる」の合計、以下「肯定的回答」という。）が過半数（55.3%）で最多だった。否定的回答（「あてはまらない」と「どちらかといえばあてはまらない」の合計、以下「否定的回答」という。）は21.1%、「どちらともいえない」との回答は23.6%であった。

「②日本の民事裁判制度は、国民にとって利用しやすい制度である」との項目については、否定的回答が相当数（46.0%）で最多だった。「どちらともいえない」との回答も34.6%あり、肯定的回答は19.4%であった。

「③日本の民事裁判制度は、公正なものだと思いますか」との項目については、肯定的回答が過半数（55.6%）で最多だった。「どちらともいえない」との回答も28.9%あり、否定的回答は15.4%であった。

「④日本の民事裁判制度は、国民にとって満足のいくものだと思いますか」との項目については、否定的回答が相当数（43.7%）で最多だった。「どちらともいえない」との回答も38.7%あり、肯定的回答は17.6%であった。

「⑤日本の民事裁判制度は、国民の権利を十分に実現していると思いますか」との項目については、否定的回答が相当数（39.9%）で最多だった。「どちらともいえない」との回答も37.4%あり、肯定的回答は22.6%であった。

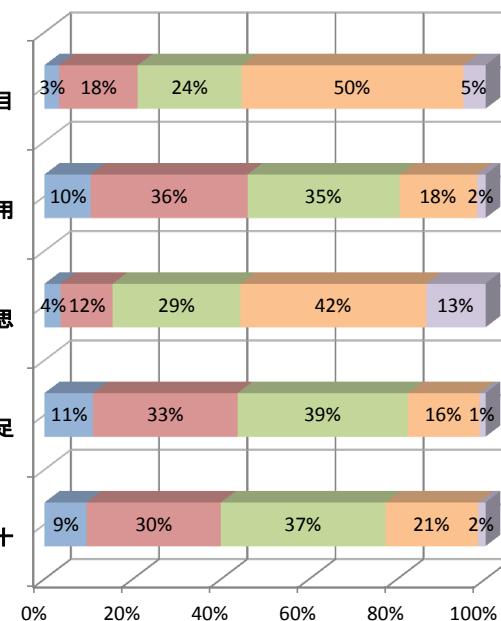
①日本の民事裁判制度は、紛争解決の役目を十分に果たしている

②日本の民事裁判制度は、国民にとって利用しやすい制度である

③日本の民事裁判制度は、公正なものだと思いますか

④日本の民事裁判制度は、国民にとって満足のいくものだと思いますか

⑤日本の民事裁判制度は、国民の権利を十分に実現していると思いますか



■ あてはまらない

■ どちらともいえない

■ あてはまる

■ どちらかといえばあてはまらない

■ どちらかといえばあてはまる

【基盤整備】問24（提訴手数料が訴え提起の障害となる場合）

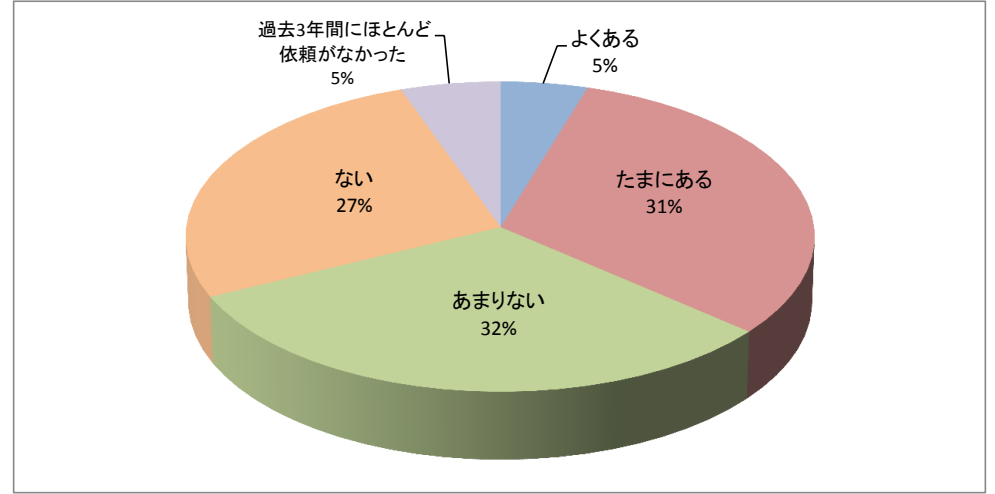
過去3年間に、提訴手数料が高額であることが訴え提起の障害となったことがありますか。該当する番号1つに○を付けてください。

(単位:人)

1 よくある	53
2 たまにある	353
3 あまりない	353
4 ない	300
5 過去3年間にほとんど依頼がなかった	61
合 計	1120

問25へ

問26へ



○問24（提訴手数料が訴え提起の障害となる場合）

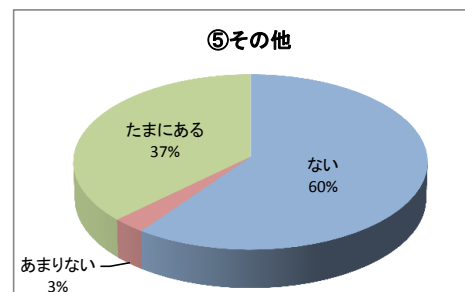
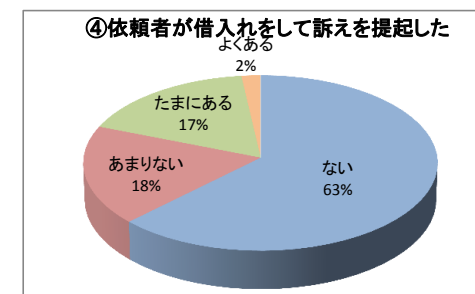
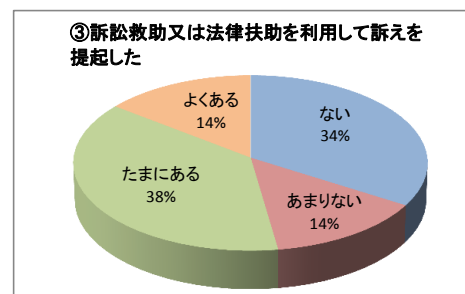
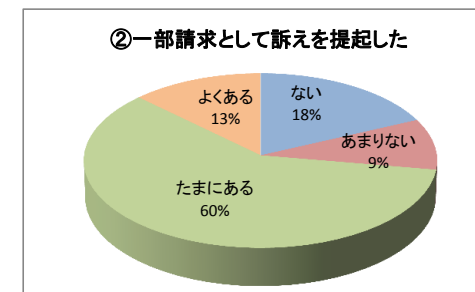
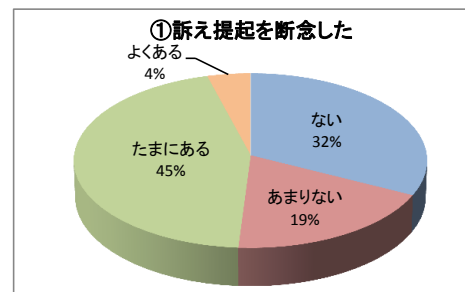
提訴手数料が、訴え提起の障害となった経験について「よくある」「たまにある」の合計は36.3%（406件）であった。

【基盤整備】問25（障害となった場合の訴訟の帰趨）

その訴え提起はどうなりましたか。次の①から④の全てについて、それぞれの頻度として当てはまるものを1つずつ選んで○を付けてください。また、「その他」がある場合は、その具体的内容も併せて記入してください。

(単位:人)

	1 ない	2 あまり ない	3 たまに ある	4 よく ある	合 計
①訴え提起を断念した	123	71	170	16	380
②一部請求として訴えを提起した	71	37	233	50	391
③訴訟救助又は法律扶助を利用して訴えを提起した	130	53	145	56	384
④依頼者が借入れをして訴えを提起した	236	69	65	7	377
⑤その他	21	1	13		35



○問25（障害となった場合の訴訟の帰趨）

具体的な障害として、訴えの提起を断念した経験が「よくある」「たまにある」は48.9%（186人）にのぼる。

一部請求として訴えを提起した経験が「よくある」「たまにある」は72.4%（283人）と大多数を占める。

訴訟救助又は法律扶助を利用して訴えを提起したという経験が「よくある」「たまにある」は52.3%（201人）であるものの、「ない」「あまりない」も47.7%（183人）と拮抗している。

また、依頼者が借入れをして訴えを提起した経験が「よくある」「たまにある」は19.1%（72人）であった。

その他として、積み立てを行うなどして訴え提起までに時間を要したケース（4人）のほか、着手金ゼロやコンティジェントフィー（完全成功報酬制）により対応したケース（2人）などが挙げられている。

【基盤整備】問26（鑑定費用が高額であることによる障害等）

過去3年間に、裁判において鑑定申出を検討したケースについて、鑑定費用が高額であることが何らかの障害や依頼者の不利益となったことがありますか。該当する番号1つに○を付けてください。

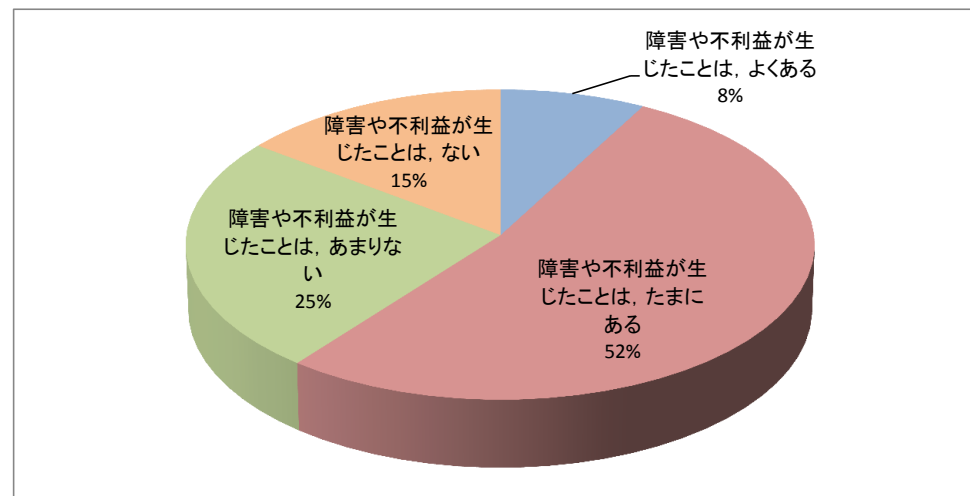
（単位：人）

1 鑑定申出を検討したケースはない	462
2 障害や不利益が生じたことは、よくある	51
3 障害や不利益が生じたことは、たまにある	339
4 障害や不利益が生じたことは、あまりない	159
5 障害や不利益が生じたことは、ない	95
合 計	1106

→ 問29へ

問27へ

問29へ



注：1 鑑定申出を検討したケースはない。と回答した人を除く

○問26（鑑定費用が高額であることによる障害等）

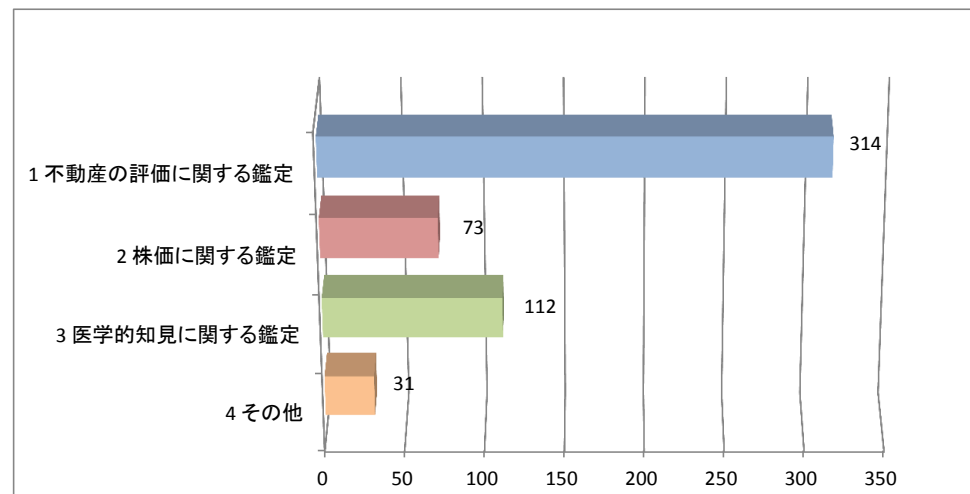
過去3年間に鑑定申出を検討した経験がある者のうち、鑑定費用が高額であることが何らかの障害となったり不利益を生じたりした経験について「よくある」「たまにある」と回答した者の合計は、60.6%（390人）と多数を占めている。

【基盤整備】問27（鑑定費用が障害となった類型）

問26で「2(障害や不利益が生じたことは、よくある)」又は「3(障害や不利益が生じたことは、たまにある)」と回答された方は、それはどのような類型の鑑定でしたか。該当する番号全てに○を付けてください。なお、「その他」を選択した場合は、その具体的内容も併せて記入してください。

(単位:人)

1 不動産の評価に関する鑑定	314
2 株価に関する鑑定	73
3 医学的知見に関する鑑定	112
4 その他	31



○問27（鑑定費用が障害となった類型）

上記390人に対し、障害となった鑑定の類型について尋ねたところ、不動産の評価に関する鑑定を挙げる者が80.5%（314人）、株価に関する鑑定を挙げる者が18.7%（73人）、医学的知見に関する鑑定を挙げる者が28.7%（112人）であった。また、その他として、筆跡鑑定（9人）、建築関係（6人）、賃料（2人）などの回答があった。

【基盤整備】問28（障害・不利益の内容）

鑑定費用が高額であるために生じた障害や不利益とはどのようなものでしたか。次の①から④の全てについて、それぞれの頻度として当てはまるものを1つずつ選んで○を付けてください。また、「その他」がある場合は、その具体的内容も併せて記入してください。

（単位：人）

	1 よくある	2 たまにある	3 あまりない	4 ない	合計
①訴訟・調停その他の法的 手続をとること自体を断念した	9	63	71	220	363
②鑑定申出を断念した	44	225	33	71	373
③得られた経済的利益より 鑑定費用の負担が上回る結果となった	16	117	61	169	363
④依頼者が借入れを余儀なくされた	2	38	40	277	357
⑤その他	8	12	1	20	41

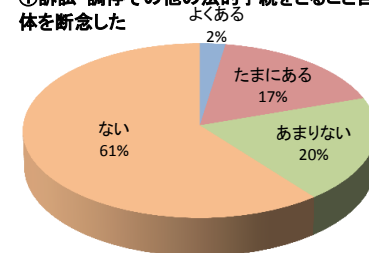
○問28（障害・不利益の内容）

鑑定費用の障害等の具体的な内容として、法的手続をとることを断念した経験が「よくある」「たまにある」は19.8%（72人）と約2割も存在する。

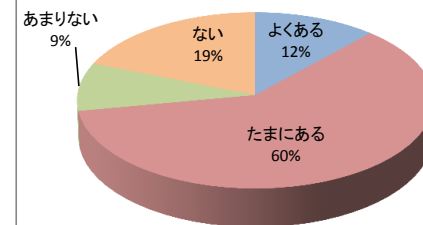
鑑定申出を断念した経験が「よくある」「たまにある」は72.1%（269人）と多数を占めている。

また、得られた経済的利益より鑑定費用の負担が上回る結果となった経験が「よくある」「たまにある」は36.6%（133人）、依頼者が借入れを余儀なくされた経験が「よくある」「たまにある」は11.2%（40人）という結果であった。その他としては、鑑定費用の経済的負担自体を挙げる者が大部分を占めるが、鑑定を経ずにやむなく調停や和解での解決を図ったとの回答（4人）や、費用を払えずに訴訟が却下された（1人）との回答もあった。

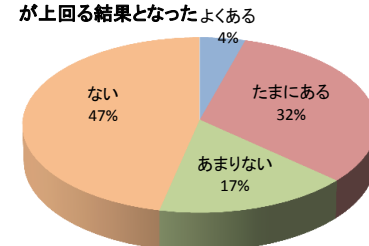
①訴訟・調停その他の法的手続をとること自体を断念した



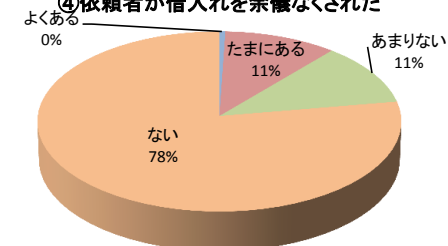
②鑑定申出を断念した



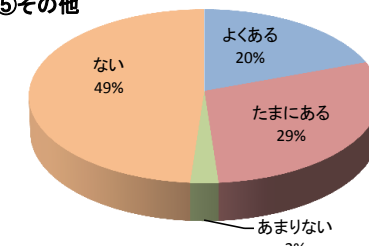
③得られた経済的利益より鑑定費用の負担が上回る結果となった



④依頼者が借入れを余儀なくされた



⑤その他



【基盤整備】問29（強制執行費用の障害等）

過去3年間に、強制執行を検討したケースにおいて、強制執行に要する実費（弁護士費用を除く。以下同じ。）が何らかの障害や依頼者の不利益となったことがありますか。該当する番号1つに○を付けてください。

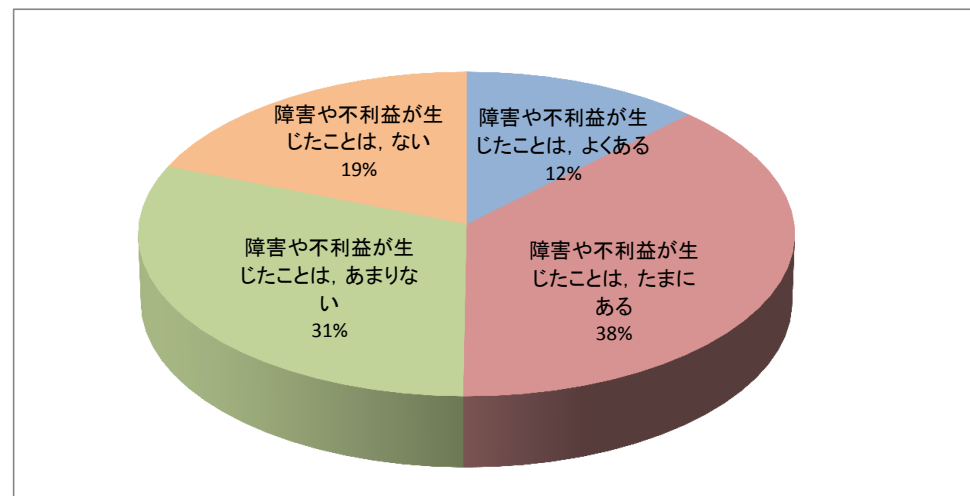
（単位：人）

1 強制執行を検討したケースはない	182
2 障害や不利益が生じたことは、よくある	116
3 障害や不利益が生じたことは、たまにある	350
4 障害や不利益が生じたことは、あまりない	286
5 障害や不利益が生じたことは、ない	177
合 計	1111

→ 問32へ

問30へ

問32へ



注：1 強制執行を検討したケースはない。と回答した人を除く

○問29（強制執行費用の障害等）

過去3年間に強制執行を検討した経験がある者のうち、弁護士費用を除く強制執行費用の負担が何らかの障害となったり依頼者の不利益となった経験が「よくある」「たまにある」と回答した者の合計は、50.2%（466人）と過半数を占めている。

【基盤整備】問30（障害等の類型）

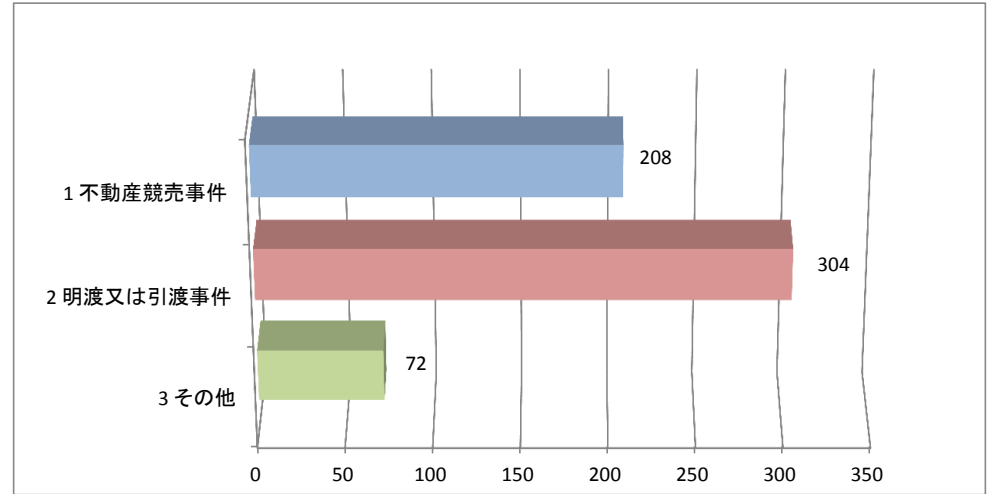
問29で「2(障害や不利益が生じたことは、よくある)」又は「3(障害や不利益が生じたことは、たまにある)」と回答された方は、それはどのような類型の事件でしたか。該当する番号全てに○を付けてください。また、「その他」がある場合は、その具体的内容も併せて記入してください。

(単位:人)

1 不動産競売事件	208
2 明渡又は引渡事件	304
3 その他	72

○問30（障害等の類型）

上記466人に対し、障害となった事件類型を尋ねたところ、不動産競売事件を挙げる者が44.6%（208人）、明渡し又は引渡事件を挙げる者が65.2%（304人）であった。また、その他として、動産執行（17人）、自動車競売（3人）のほか、債権執行（28人）という回答があった。債権執行については、弁護士費用を含めて考えるなど回答者の誤解による回答が含まれている可能性もあるが、「債権執行で、数多く行えない（確実性薄い場合）」といった回答もあり、債権執行であっても費用対効果の観点から執行費用が障害となるケースも一定数あると考えられる。



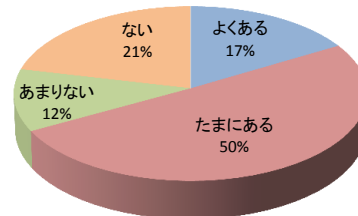
【基盤整備】問31（障害・不利益の内容）

強制執行に要する実費による障害や不利益とはどのようなものでしたか。次の①から③の全てについて、それぞれの頻度として当てはまるものを1つずつ選んで○を付けてください。また、「その他」がある場合は、その具体的内容も併せて記入してください。

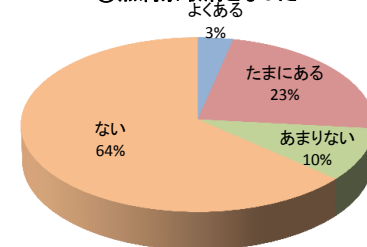
(単位:人)

	1 よくある	2 たまにある	3 あまりない	4 ない	合計
①強制執行を断念した	72	219	50	93	434
②無剰余取消となった	14	95	40	260	409
③得られた経済的利益より執行費用の負担が上回る結果となった	61	171	57	135	424
④その他	10	9	1	28	48

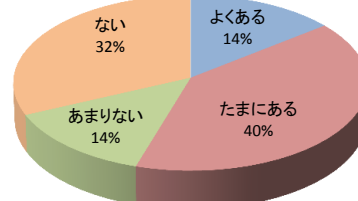
①強制執行を断念した



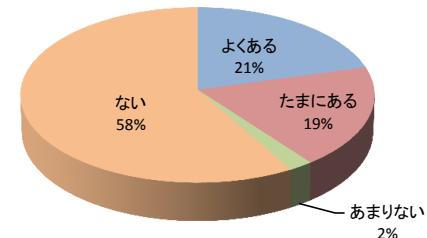
②無剰余取消となった



③得られた経済的利益より執行費用の負担が上回る結果となった



④その他



○問31（障害・不利益の内容）

強制執行費用の具体的な障害の内容として、強制執行を断念した経験が「よくある」「たまにある」の合計は67.1%（291人）と多数を占める。無剰余取消となった経験が「よくある」「たまにある」は26.7%（109人）であり、得られた経済的利益より執行費用の負担が上回る結果となった経験が「よくある」「たまにある」は54.7%（232人）と過半数を占める。

その他としては、強制執行費用の経済的負担自体を挙げる者のほか、依頼者の不満・失望（4人）、空振りに終わった（3人）、強制執行の時期が遅れた（2人）などの回答があった。また、それらの回答の中には、倉庫代や執行補助者の費用を指摘する者もあった（3人）。

【基盤整備】問32（法テラスにおける代理援助の利用）

過去3年間に、法テラスの代理援助を利用し、または利用しようとしたことがありますか。該当する番号1つに○を付けてください。

（単位：人）

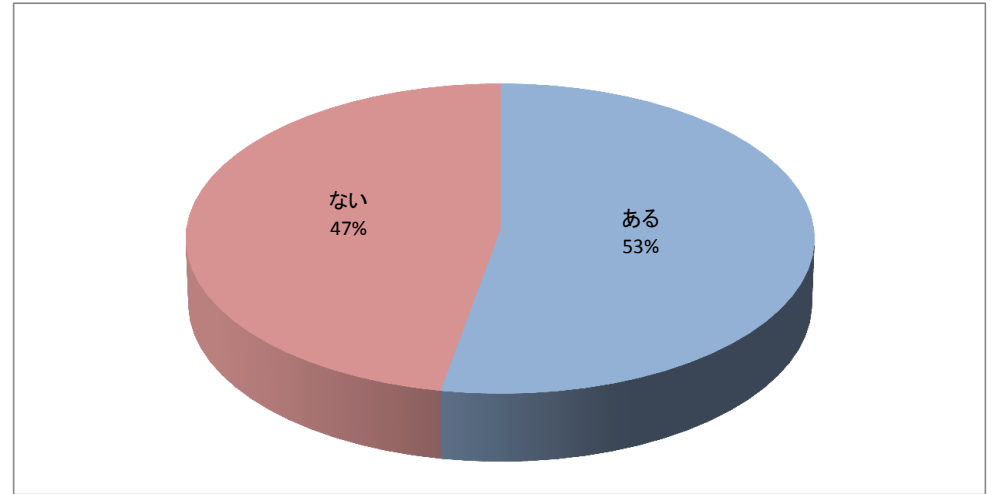
1 ある	588
2 ない	524
合 計	1112

→ 問33へ

→ 問41へ

○問32（法テラスにおける代理援助の利用）

過去3年間に、法テラスの代理援助を利用し、又は利用しようとしたことがあるとの回答は、52.9%（588人）である。



【基盤整備】問33（代理援助が償還制であることによる障害）

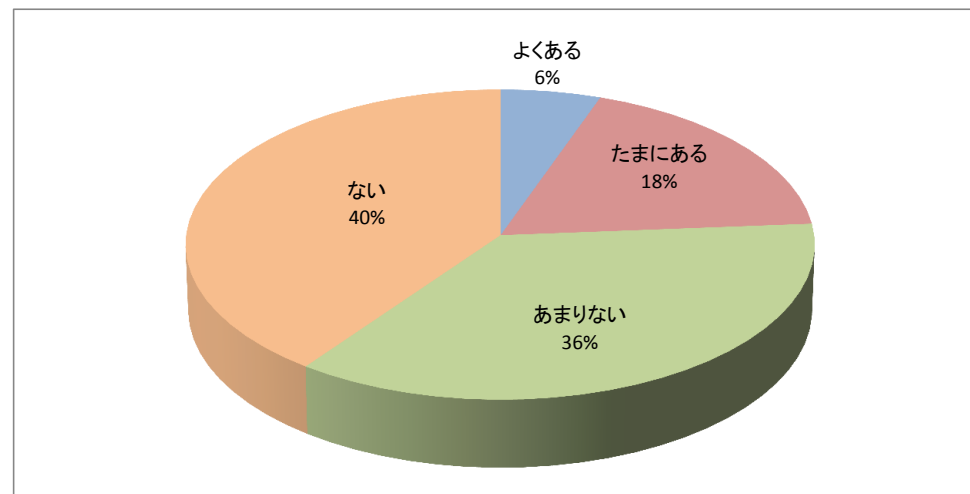
過去3年間に、法テラスの代理援助が給付制ではなく償還制であることが、代理援助利用による受任の障害となったことがありますか。該当する番号1つに○を付けてください。

(単位:人)

1 よくある	32
2 たまにある	108
3 あまりない	213
4 ない	235
合 計	588

問34へ

問35へ



○問33（代理援助が償還制であることによる障害）

代理援助を利用し、又は利用しようとしたことがあるとの回答のうち、償還制であることが代理援助利用による受任の障害となったことが「よくある」「たまにある」との回答は、23.8%（140人）である。

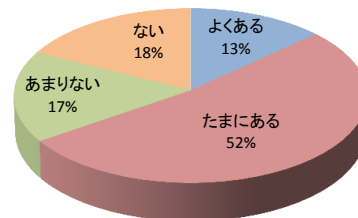
【基盤整備】問34（障害の結果）

その事件受任はどうなりましたか。次の①から③の全てについて、それぞれの頻度として当てはまるものを1つずつ選んで○を付けてください。また、「その他」がある場合は、その具体的内容も併せて記入してください。

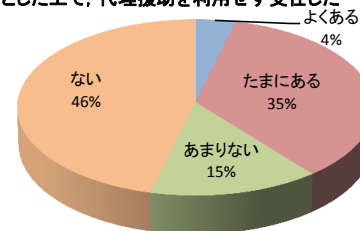
（単位：人）

	1 よくある	2 たまにある	3 あまりない	4 ない	合計
①受任に至らなかった	18	71	23	24	136
②法テラスの援助額よりも安価又は長期分割とした上で、代理援助を利用せず受任した	5	46	19	60	130
③代理援助を利用したが、経済的利益の額を少なめに計算して受任した	6	35	20	68	129
④その他	3	4		12	19

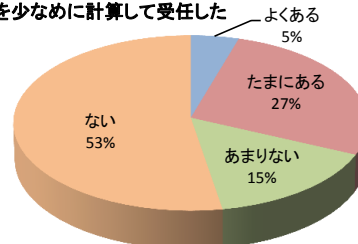
①受任に至らなかった



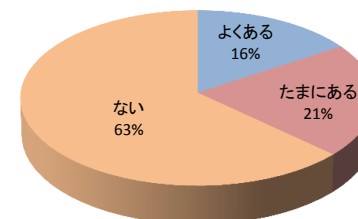
②法テラスの援助額よりも安価又は長期分割とした上で、代理援助を利用せず受任した



③代理援助を利用したが、経済的利益の額を少なめに計算して受任した



④その他



○問34（障害の結果）

償還制が受任の障害となった事件のうち、受任に至らなかった経験が「よくある」「たまにある」は65.4%（89人）で多数を占めている。

また、法テラスの援助額より安価又は長期分割として代理援助を利用せず受任したことが「よくある」「たまにある」は39.2%（51人）、代理援助を利用したが経済的利益の額を少なめに計算して受任した経験が「よくある」「たまにある」は31.8%（41人）である。

その他として、1回分の償還金を低額にしてもらった（「たまにある」1人）、報酬をもらわない（「よくある」1人）などの回答があった。

【基盤整備】問35（資力要件欠如による代理援助）

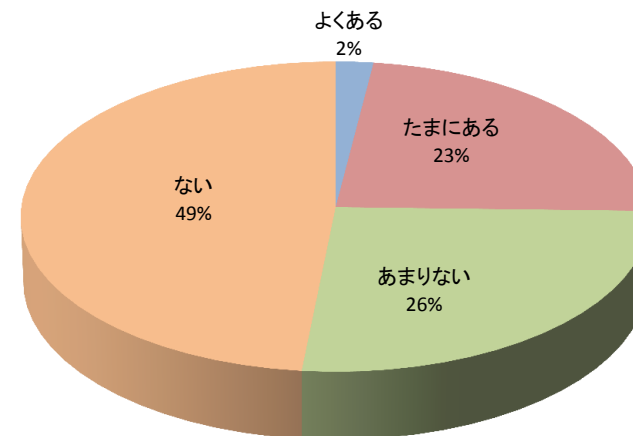
過去3年間に、資力要件を満たさず法テラスの代理援助が受けられないことが、事件受任の障害となったことがありますか。該当する番号1つに○を付けてください。

(単位:人)

1 よくある	12
2 たまにある	137
3 あまりない	154
4 ない	284
合 計	587

問36へ

問37へ



○問35（資力要件欠如による代理援助）

資力要件を満たさず代理援助が受けられないことが受任の障害となったことが「よくある」「たまにある」との回答は25.4%（149人）である。

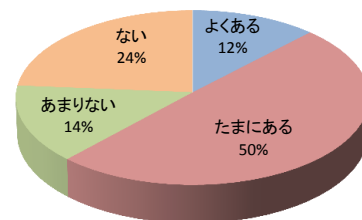
【基盤整備】問36（障害の結果）

その事件受任はどうなりましたか。次の①及び②の全てについて、それぞれの頻度として当てはまるものを1つずつ選んで○を付けてください。また、「その他」がある場合は、その具体的内容も併せて記入してください。

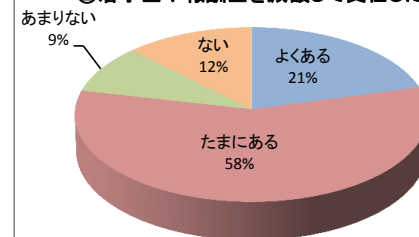
（単位：人）

	1 よくある	2 たまにある	3 あまりない	4 ない	合計
①受任に至らなかった	17	69	20	33	139
②着手金や報酬金を減額して受任した	30	83	13	18	144
③その他	1	8	1	15	25

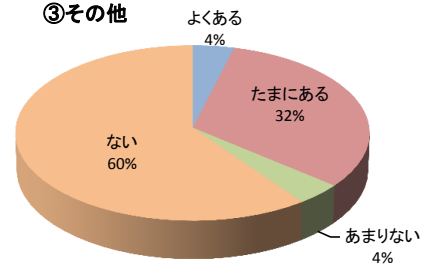
①受任に至らなかった



②着手金や報酬金を減額して受任した



③その他



○問36（障害の結果）

資力要件が受任の障害となった事件のうち、受任に至らなかった経験が「よくある」「たまにある」は61.9%（86人）と多数を占める。

また、着手金や報酬金を減額して受任した経験が「よくある」「たまにある」は78.5%（113人）と大多数である。

その他として、分割にする（4人）、他の弁護士を紹介（1人）などの回答があった。

【基盤整備】問37（事件内容が事件受任の障害となったこと）

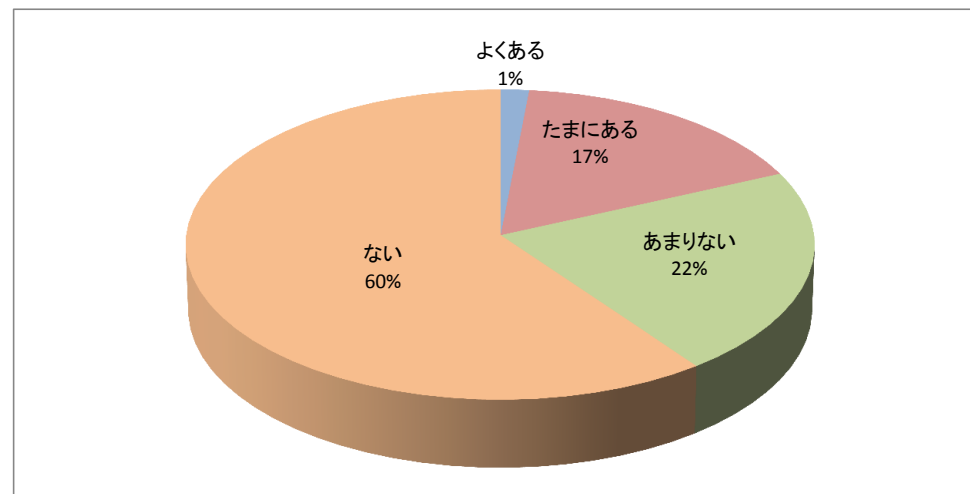
過去3年間に、事件内容によって法テラスの代理援助の対象とされないこと（勝訴の見込みがないと判断された場合を除く。）が、事件受任の障害（受任断念、弁護士費用の減額など）となったことがありますか。該当する番号1つに○を付けてください。

(単位:人)

1 よくある	9
2 たまにある	98
3 あまりない	126
4 ない	351
合 計	584

問38へ

問39へ



○問37（事件内容が事件受任の障害となったこと）

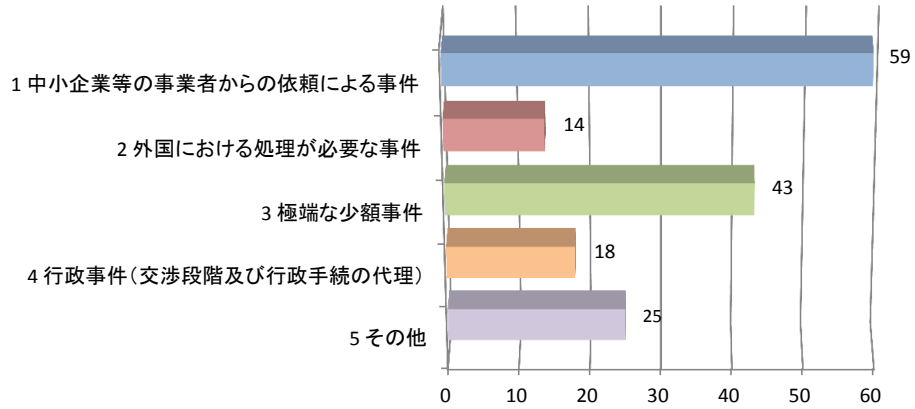
事件内容によって代理援助の対象とされないこと（勝訴の見込みがないと判断された場合を除く。）が、事件受任の障害となった経験が「よくある」「たまにある」との回答は18.3%（107人）である。

【基盤整備】問38（障害となった事件内容）

その事件はどのような事件でしたか。該当する番号全てに○を付けてください。また、「その他」を選択した場合は、その具体的内容も併せて記入してください。

（単位：人）

1 中小企業等の事業者からの依頼による事件	59
2 外国における処理が必要な事件	14
3 極端な少額事件	43
4 行政事件（交渉段階及び行政手続の代理）	18
5 その他	25



○問38（障害となった事件内容）

上記107人に対し、障害となった事件内容を尋ねたところ、中小企業等の事業者からの依頼による事件が55.1%（59人）、外国における処理が必要な事件が13.1%（14人）、極端な少額事件が40.2%（43人）、行政事件（交渉段階・行政手続の代理）が16.8%（18人）であった。

その他として、刑事関係（示談交渉、告訴・告発を含む）（7人）、債務整理・破産申立（4人）、医療事件（2人）、離婚・相続（1人）、子どもが依頼者（1人）、行政庁に提出する書類の作成（1人）、紛争性がないと判断された事件（1人）、当事者が中長期在留者以外の外国人（1人）、遠方の裁判所に提起を要する事件（1人）、回収可能性がない事件（1人）、建物明渡請求事件（1人）、解決の方向性が1つしかないような事件（1人）、貸金返済について破産者との交渉で解決を依頼された事件（1人）、先物等投機取引被害事件（1人）、内容証明郵便の発送（1人）、裁判を前提としない示談交渉案件（1人）という回答があった。

【基盤整備】問39（「勝訴の見込みがない」ために代理援助不開始決定となった経験）

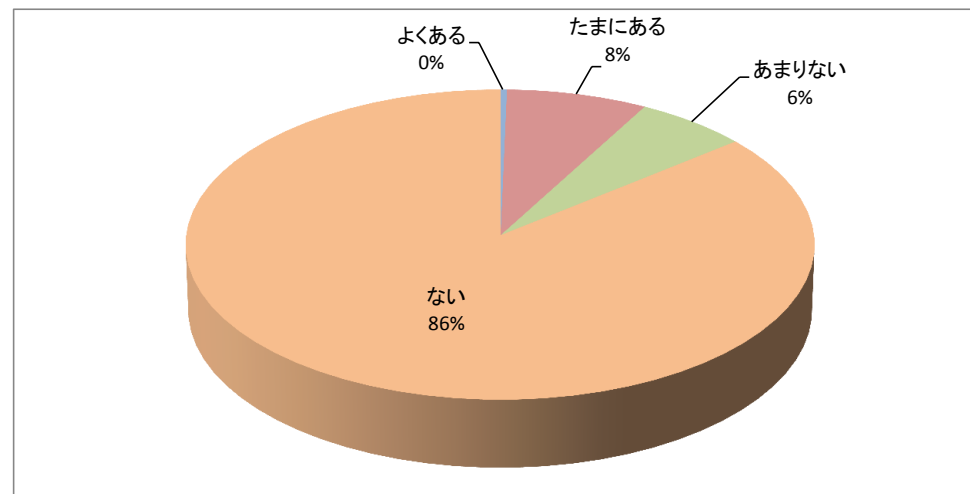
過去3年間に、「勝訴の見込みがない」との理由で、法テラスから代理援助の不開始決定を受けた経験がありますか。該当する番号1つに○を付けてください。

(単位:人)

1 よくある	2
2 たまにある	45
3 あまりない	36
4 ない	503
合 計	586

問40へ

問41へ



○問39（「勝訴の見込みがない」ために代理援助不開始決定となった経験）

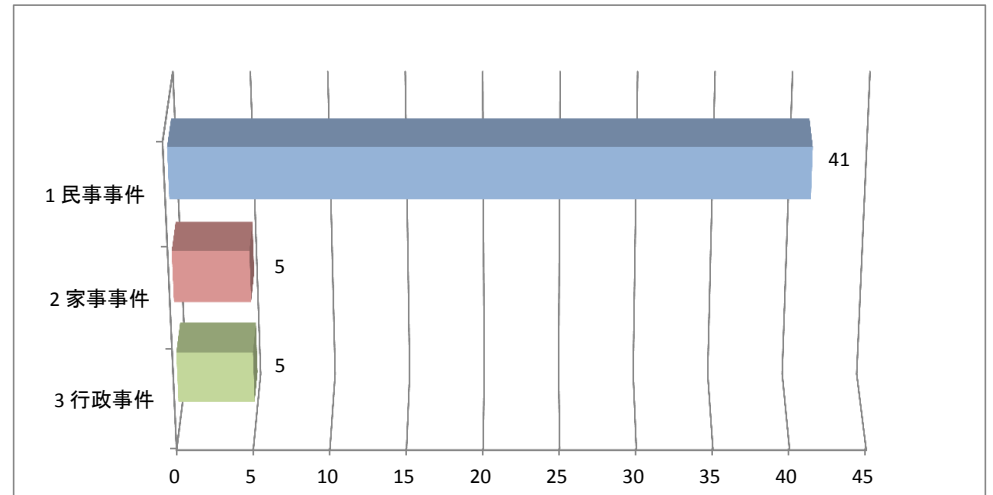
「勝訴の見込みがない」との理由で、法テラスから代理援助の不開始決定を受けた経験が「よくある」「たまにある」は8.0%（47人）である。

【基盤整備】問40（「勝訴の見込がない」と判断された事件類型）

それはどのような事件でしたか。該当する番号全てに○を付けてください。

（単位：人）

1 民事事件	41
2 家事事件	5
3 行政事件	5



○問40（「勝訴の見込がない」と判断された事件類型）

上記47人に対し、その事件類型を尋ねたところ、民事事件が87.2%（41人）であり、家事事件と行政事件はそれぞれ10.6%（5人）であった。

【家事事件】問4-1（遺産分割調停・審判における遺産分割の前提問題についての争い）

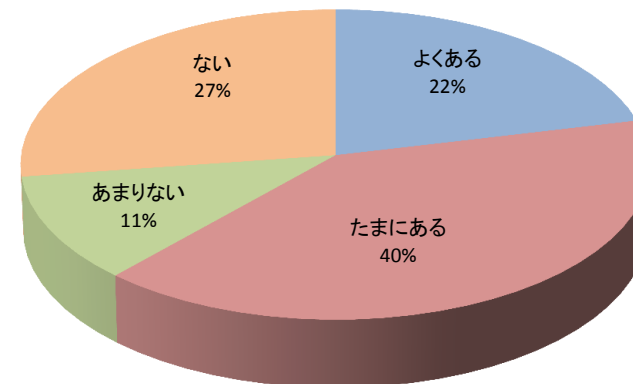
過去3年間に、家庭裁判所での遺産分割調停・審判において、相続人や相続財産の範囲、遺言の効力、遺留分減殺等の遺産分割の前提問題に争いが生じたことがありますか。該当する番号1つに○をつけてください。

(単位:人)

1 よくある	186
2 たまにある	351
3 あまりない	97
4 ない	237
合 計	871

問4-2へ

問4-3へ



○問41（遺産分割調停・審判における遺産分割の前提問題についての争い）

「よくある」「たまにある」の合計が61.7%であり、遺産分割の前提問題についての争いが多数生じているものと考えられる。

【家事事件】問42（問41の争いが生じたことによる帰結）

遺産分割の前提問題に争いが生じた場合、どのようにになりましたか。次の①から④の全てについて、それぞれの頻度として当てはまるものを1つずつ選んで○を付けてください。また、「その他」がある場合は、その具体的内容も併せて記入してください。

（単位：人）

	1 よくある	2 たまにある	3 あまりない	4 ない	合計
①申立ての取下げをした	42	110	44	270	466
②申立ての取下げをされた	24	96	46	286	452
③前提問題に関わらない範囲で部分的に遺産分割を行った	38	153	74	202	467
④期日を追って指定する方法をとり前提問題についての争いが訴訟手続などにより解決するのを待った	40	148	55	227	470
⑤その他	23	32	3	26	84

○問42（問41の争いが生じたことによる帰結）

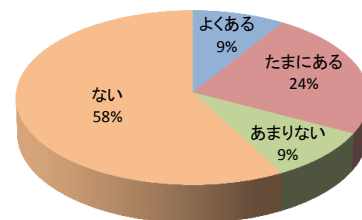
遺産分割の前提問題について争いが生じたことにより、「申立ての取下げをした」ことが「よくある」「たまにある」の合計が32.6%、「申立ての取下げをされた」ことが「よくある」「たまにある」の合計が26.5%に上った。「期日を追って指定する方法をとり前提問題についての争いについて訴訟手続など別手続により解決するのを待った」ことが「よくある」「たまにある」の合計が40.0%と相当数に上った。

遺産分割調停・審判の手続きが、前提問題についての争いが生じたことにより継続困難となっているものが相当数存在することが分かる。

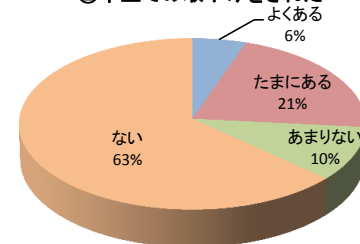
なお、「前提問題に関わらない範囲で部分的に遺産分割を行った」ことが「よくある」「たまにある」の合計についても40.9%と相当数に上った。

「その他」として、調停内で当事者間での合意を行うことにより解決したという回答も複数みられた。

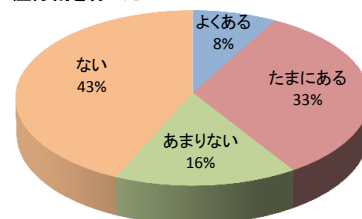
①申立ての取下げをした



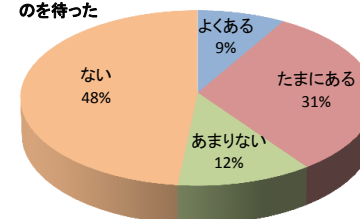
②申立ての取下げをされた



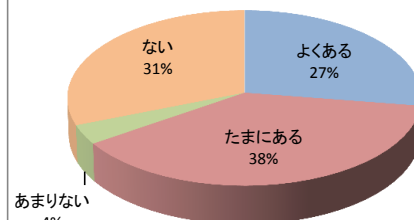
③前提問題に関わらない範囲で部分的に遺産分割を行った



④期日を追って指定する方法をとり前提問題についての争いが訴訟手続などにより解決するのを待った



⑤その他

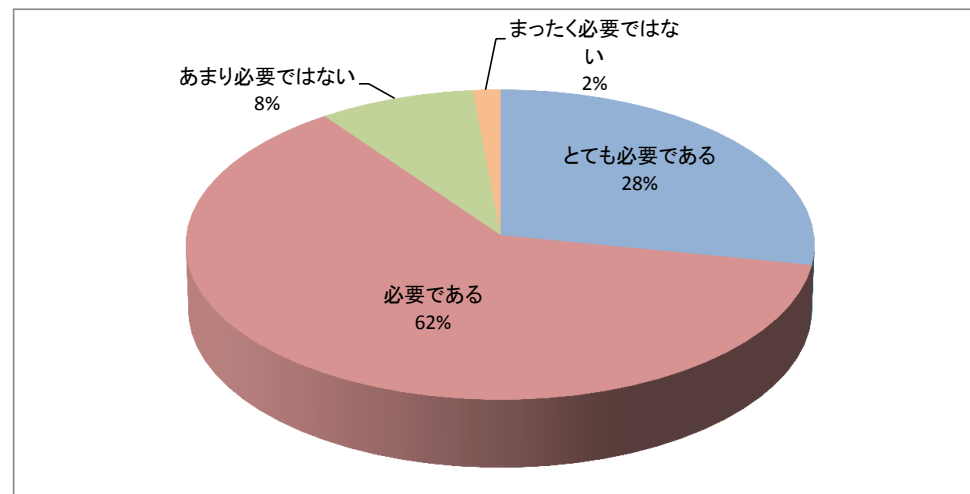


【家事事件】問43（前提問題に関連する訴訟事件を同一手続により解決する必要性）

家庭裁判所での遺産分割調停・審判において、相続人や相続財産の範囲、遺言の効力、遺留分減殺等の遺産分割の前提問題に争いが生じたときに、それらの前提問題に関連する訴訟事件についても、遺産分割の手続と同一の手続によって解決することの必要性について、どのように考えますか。該当する番号1つに○を付けてください。

(単位:人)

1 とても必要である	241
2 必要である	532
3 あまり必要ではない	73
4 まったく必要ではない	13
合 計	859



○問43（前提問題に関連する訴訟事件を同一手続により解決する必要性）

「とても必要である」または「必要である」との回答が90.0%と圧倒的多数であり、ほとんどの弁護士が同一手続内で解決することの必要性を感じている。

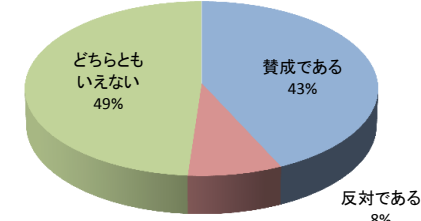
【家事事件】問44（円滑実施のための方策）

子どもとの面会交流を円滑に実施するためにどのような方策が必要だと思いますか。次の①から⑤の全てについて、あなたの考えに最も近いものをお選びいただき、それぞれ該当する番号に○を付けてください。また、「その他」がある場合は、具体的内容を併せて記入してください。

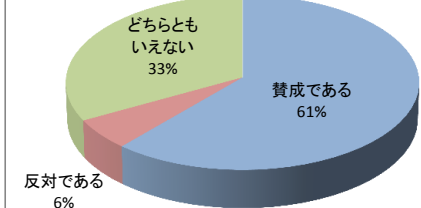
（単位：人）

	1 賛成 である	2 反対 である	3 どちら でもない	合計
①面会交流に要する費用を監護親、非監護親で分担する	363	69	412	844
②面会交流に関して、一定の場合に、親に対して、専門家による研修・カウンセリングなどを義務付け、そのための専門家を養成する	520	48	280	848
③国などが面会交流実施のための公正中立的な第三者機関を設け、物的・人的支援を図る	620	43	184	847
④面会交流を親または子の権利ないし親の義務として明文化する	455	95	294	844
⑤面会交流について子の意思を確認することを実質化する	499	51	294	844
⑥その他	10			10

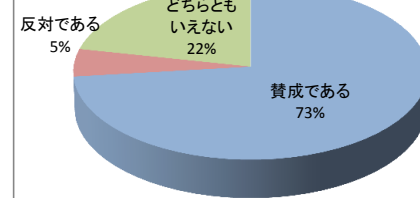
①面会交流に要する費用を監護親、非監護親で分担する



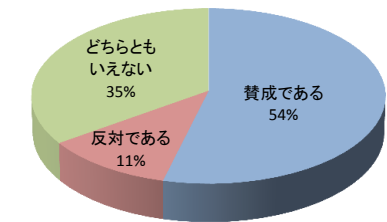
②面会交流に関して、一定の場合に、親に対して、専門家による研修・カウンセリングなどを義務付け、そのための専門家を養成する



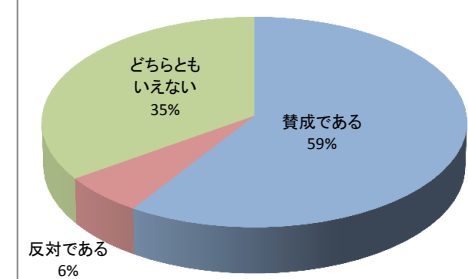
③国などが面会交流実施のための公正中立的な第三者機関を設け、物的・人的支援を図る



④面会交流を親または子の権利ないし親の義務として明文化する



⑤面会交流について子の意思を確認することを実質化する



○問44（円滑実施のための方策）

「面会交流に要する費用を監護親、非監護親で分担する」という方策については、「どちらともいえない」との回答が相当数（48.8%）あり、最多であった。賛成も43.0%と相当数あり、反対は1割に満たない（8.2%）。

「面会交流に関して一定の場合に、親に対して、専門家による研修・カウンセリングなどを義務付け、そのための専門家を養成する」という方策については、賛成が最多で過半数（61.3%）。「どちらともいえない」との回答が3割程度（33.0%）、反対は1割に満たない（5.7%）。

「国などが面会交流実施のための公正中立的な第三者機関を設け、物的・人的支援を図る」という方策については、賛成が多数であった（73.2%）。「どちらともいえない」との回答が2割程度（21.7%）あり、反対は1割に満たない（5.1%）。

「面会交流を親または子の権利ないし親の義務として明文化する」という方策については、賛成が最多で過半数であった（53.9%）。「どちらともいえない」との回答が3割程度（34.8%）あり、反対は1割程度（11.3%）であった。

「面会交流について子の意思を確認することを実質化する」という方策については、賛成が最多で過半数であった（59.1%）。「どちらともいえない」との回答が3割程度（34.8%）あり、反対は1割に満たない（6.0%）。

いずれの方策についても、無条件で反対である者は少なかった。

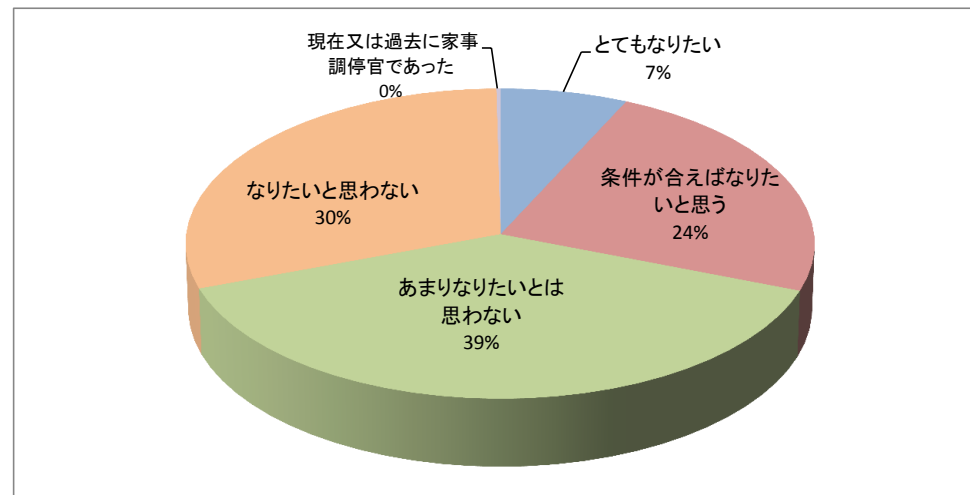
「その他」として養育費の不払いとの関係についての意見、面会交流の実施と離婚の判断を切り離すべきとの意見や、DV事案での配慮の必要性にふれる意見がみられた。

【家事事件】問45（家事調停官になりたいか）

家事調停官（非常勤で家事調停事件の処理について裁判官又は裁判長が行う権限を行う。）になりたいと思いますか。該当する番号1つに○を付けてください。また、「2(条件が合えばなりたと思う)」を選択された場合は、具体的条件も併せて記入してください。

(単位:人)

1 とてもなりたい	60
2 条件が合えばなりたと思う	207
3 あまりなりたとは思わない	334
4 なりたと思わない	263
5 現在又は過去に家事調停官であった	2
合 計	866



○問45（家事調停官になりたいか）

家事調停官に「あまりなりたとは思わない」「なりたと思わない」との回答の合計が多数に上った（68.9%）。一方で、「とてもなりたい」「条件が合えばなりたと思う」は合計で30.8%だった。

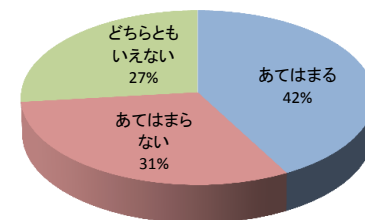
【家事事件】問46（家事調停官の数が増えない原因）

家事調停官の数が不足していると言われている一方、家事調停官の数は増えていないのが現状です。家事調停官の数が増えない原因は何だと思われますか。次の①から④の全てについて、あなたの考えに最も近いものをお選びいただき、それぞれ該当する番号に○を付けてください。また、「その他」がある場合は、具体的内容も併せて記入してください。

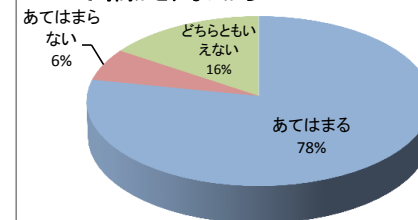
(単位:人)

	1 あてはまる	2 な あてはまる	3 い ど え ち な ら い と も	合計
①家事調停官の制度が知られていないから	352	261	224	837
②希望する弁護士がいても日常業務が忙しくて時間がとれないから	667	53	134	854
③家事調停官に適切な人がそもそもいないから	103	408	321	832
④家事調停官の報酬が低すぎるから	490	57	295	842
⑤その他	13			13

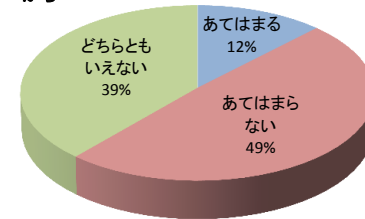
①家事調停官の制度が知られていないから



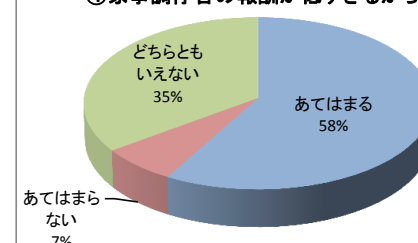
②希望する弁護士がいても日常業務が忙しくて時間がとれないから



③家事調停官に適切な人がそもそもいないから



④家事調停官の報酬が低すぎるから



○問46（家事調停官の数が増えない原因）

家事調停官の数が増えない原因として、ここで挙げられた項目中では、②「希望する弁護士がいても日常業務が忙しくて時間がとれない」ことが原因（「あてはまる」）と考える回答割合（78.1%）が多数であり、他の項目を原因と考える回答割合よりも多かった。次いで、④「家事調停官の報酬が低すぎるから」（58.2%）が過半数であった。また、①「家事調停官の制度が知られていないから」（42.1%）という回答も相当数に上った。ただし、回答者自身が家事調停官への弁護士の任官の制度を知っているかどうかは本問からは不明である。

一方で、③「家事調停官に適切な人がそもそもいない」ことを原因と考える回答者は1割程度（12.4%）だった。

なお、①、③、④の項目について、「どちらともいえない」と回答した者が3割～4割程度存在する。

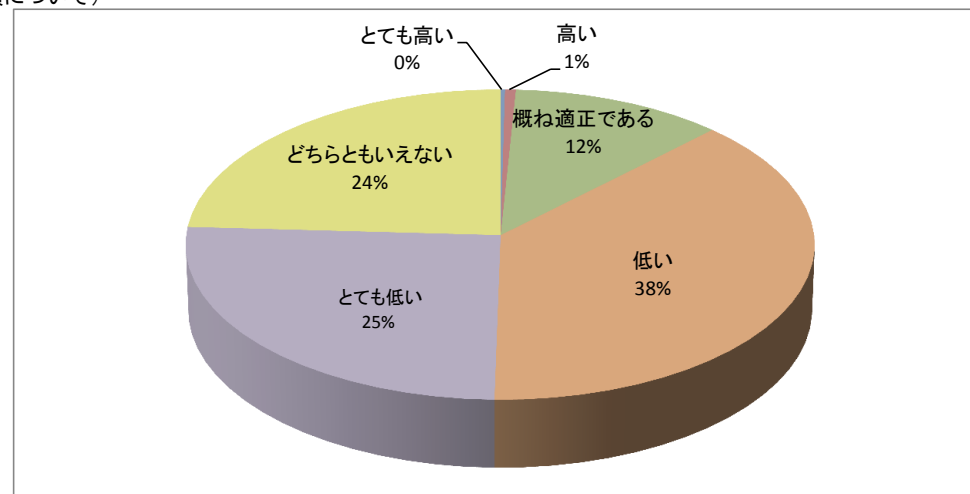
「その他」については、原因は分からない、という回答や、同一曜日に拘束されること、家事調停官として採用する裁判所の基準が不明確であることを原因として挙げる回答などがみられた。

【家事事件】問47（法テラスの民事法律扶助制度の代理援助における家事事件での着手金・報酬金の金額について）

法テラスの民事法律扶助制度の代理援助における家事事件の着手金・報酬金の金額についてどのように思いますか。該当する番号1つに○を付けてください。

（単位：人）

1 とても高い	2
2 高い	5
3 概ね適正である	99
4 低い	323
5 とても低い	218
6 どちらともいえない	206
合 計	853



○問47（法テラスの民事法律扶助制度の代理援助における家事事件での着手金・報酬金の金額について）

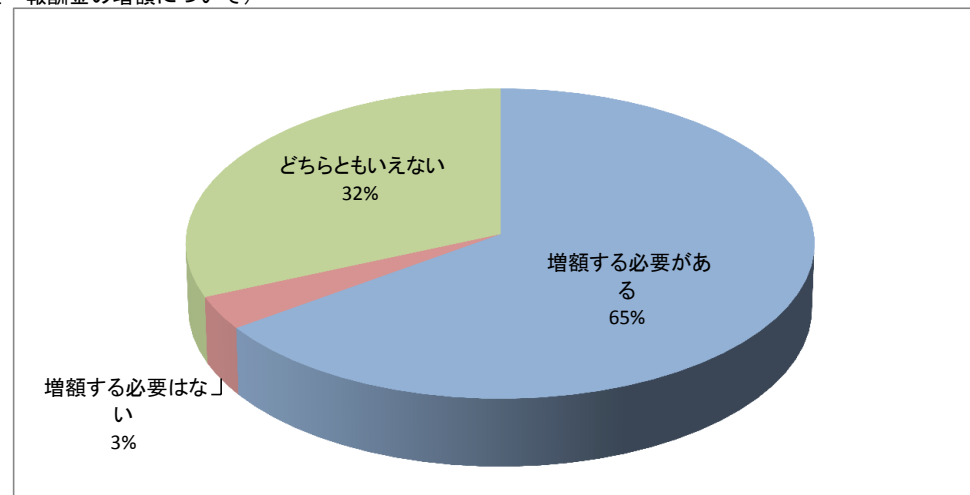
「低い」または「とても低い」と回答した者の合計が多数（63.4%）。「とても高い」「高い」との回答はほとんどなかった（合計0.8%）。「概ね適正である」との回答も1割程度（11.6%）。

【家事事件】問48（法テラスの民事法律扶助制度の代理援助における家事事件のうち困難案件での着手金・報酬金の増額について）

法テラスの民事法律扶助制度の代理援助立替基準上、DV被害者を代理した離婚事件や保護命令など事件処理に困難を伴う案件について、着手金や報酬金を増額する必要があると思いますか。該当する番号1つに○を付けてください。また、「1(増額する必要がある)」を選択した場合、どの程度の増額が必要か具体的に記入してください。

(単位:人)

1 増額する必要がある	547
2 増額する必要はない	29
3 どちらともいえない	265
合 計	841



○問48（法テラスの民事法律扶助制度の代理援助における家事事件のうち困難案件での着手金・報酬金の増額について）

「増額する必要がある」との回答が多数（65.0%）。「増額する必要はない」との回答はごく少数（3.4%）。「どちらともいえない」との回答が3割程度（31.5%）。

「増額する必要がある」と回答した者の、どの程度の増額が必要かとの質問への回答は、「1.5倍程度」以上の増額が必要と回答した者が94.1%と圧倒的多数に上り、そのうち「2倍程度」以上の増額が必要と回答した者も53.6%と過半数に上った。

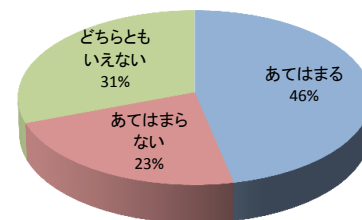
【家事事件】問49（家庭裁判所の物的設備の改善点について）

家庭裁判所の物的な設備について改善すべきと感じる事項はありますか。次の①から④の全てについて、それぞれ該当する番号に○を付けてください。また、「その他」がある場合は、具体的内容も併せて記入してください。

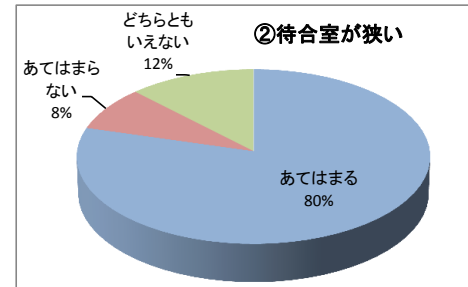
(単位:人)

	1 あてはまる	2 な あてはまる	3 い ど え ち な ら い と も	合計
①調停室が足りない	397	193	261	851
②待合室が狭い	682	71	106	859
③待合室が混雑している	734	36	89	859
④他方当事者が調停員と話している間に打ち合わせができるスペースがない	595	103	159	857
⑤その他	19			19

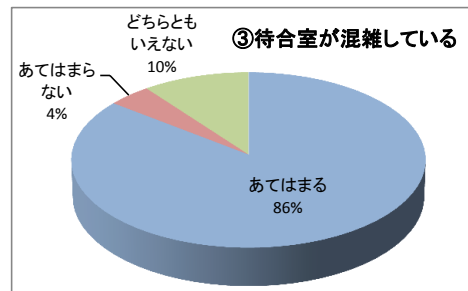
①調停室が足りない



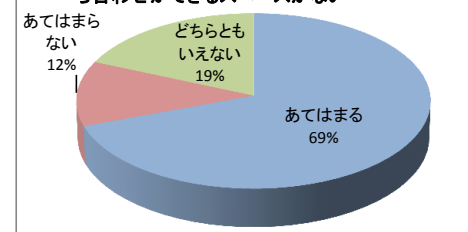
②待合室が狭い



③待合室が混雑している



④他方当事者が調停員と話している間に打ち合わせができるスペースがない



○問49（家庭裁判所の物的設備の改善点について）

「待合室が狭い」点、「待合室が混雑している」点について改善すべきと感じている者がいずれも大多数（79.3%、85.4%）。「他方当事者が調停員と話している間に打ち合わせができるスペースがない」と感じている回答も多数（69.4%）。「調停室が足りない」と感じている回答は、他の項目と比べると少なく、半数以下（46.7%）。

「その他」として、調停室がないために期日が入らない、エレベータやエレベータ前、廊下などで鉢合わせをする危険がある点の改善を求める回答、夏が暑いなど室温管理や空調が悪い点の改善を求める回答、待合室の環境（温度、混雑、無機質など）を快適にするよう求める回答、子どもをあやすためのスペースを求める回答、バリアフリーや案内の多言語化を求める回答、プライバシーへの配慮、相手方と鉢合わせしないための配慮などを求める回答がみられた。また、物的設備に関するものではないが、審判官不足の点や名前ですで呼ぶ方を番号で呼ぶ方式に改めるべきとの回答もみられた。

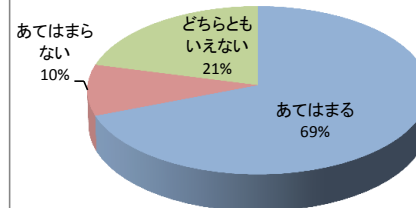
【家事事件】問50（家庭裁判所裁判官の人員に関する改善点について）

家庭裁判所の裁判官の人員に関して改善すべきと感じる事項はありますか。次の①から③の全てについて、それぞれ該当する番号に○を付けてください。また、「その他」がある場合は、具体的内容も併せて記入してください。

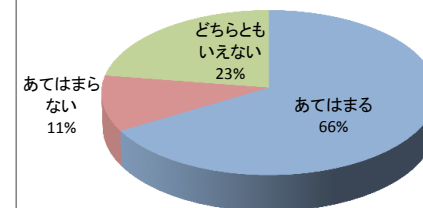
(単位:人)

	1 あてはまる	2 な あてはまる	3 い ど え ち な ら い と も	合計
①裁判官が調停に同席する回数が少ない	599	85	182	866
②裁判官が調停に同席する時間が短い	573	94	195	862
③裁判官と家事調停委員の評議のために長時間待たされる	503	130	231	864
④その他	18			18

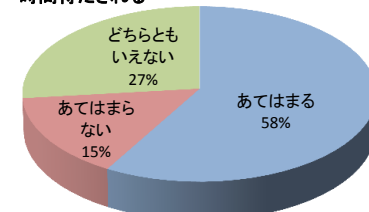
①裁判官が調停に同席する回数が少ない



②裁判官が調停に同席する時間が短い



③裁判官と家事調停委員の評議のために長時間待たされる



○問50（家庭裁判所裁判官の人員に関する改善点について）

「裁判官が調停に同席する回数が少ない」点、「裁判官が調停に同席する時間が短い」点について改善すべきと感じている者がいずれも多数（69.2%、66.5%）。「裁判官と家事調停委員の評議のために長時間待たされる」との回答も過半数（58.2%）。いずれの項目も、「あてはまらない」との回答は1割程度であり、「どちらともいえない」との回答が2割台。

「その他」として、裁判官の数が少ないこと及びそれによる不都合（例えば調停成立時に長く待たされる点、事件の事案把握に疑問がある点、期日がなかなか入らない点）を挙げる回答が多かった。また、家事調停委員の質に関する問題点を挙げる回答、若い裁判官が多くベテラン裁判官の配置が少ないことを問題点として挙げる回答も複数みられた。

【商事事件】問5-1（国際商取引紛争を取扱う弁護士）

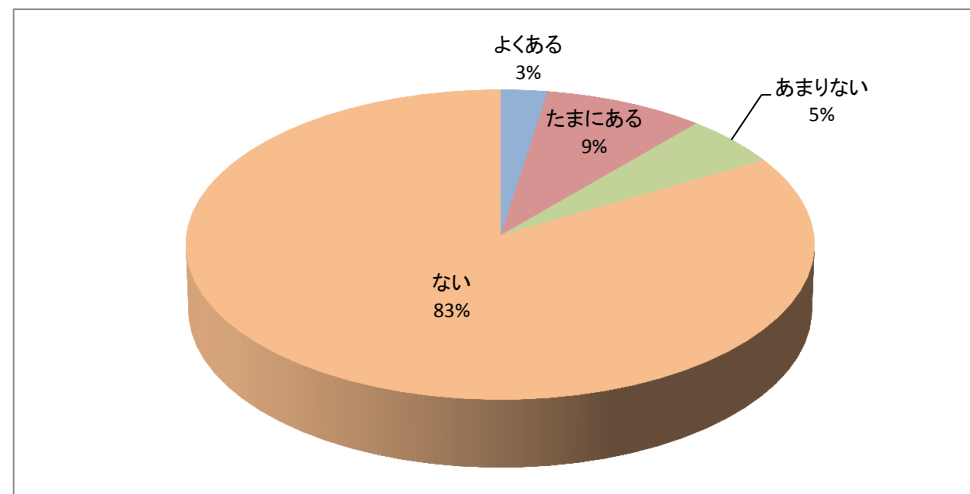
過去3年間に、国際商取引に関する紛争について、日本だけでなく外国にも裁判又は仲裁手続の管轄がある案件を取り扱ったことがありますか。該当する番号1つに○を付けてください。

(単位:人)

1 よくある	11
2 たまにある	38
3 あまりない	23
4 ない	361
合 計	433

問5-2へ

問5-6へ



○問5-1（国際商取引紛争を取扱う弁護士）

過去3年間に、国際商取引に関する紛争について、日本以外の外国においても紛争解決の管轄がある案件を扱ったことがある弁護士は、「よくある」（2.5%）と「たまにある」（8.8%）との合計が11.3%にとどまり、「あまりない」（5.3%）と「ない」（83.4%）との合計が88.7%と大多数であった。特に、「ない」と回答した弁護士が83.4%と大多数であった。

【商事事件】問52（国際商取引紛争における紛争解決手続の利用）

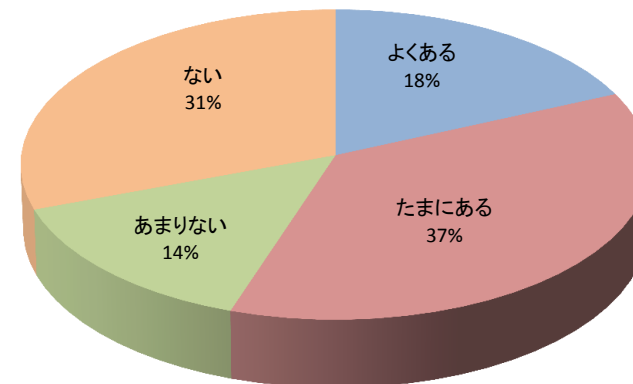
そのような案件において、依頼者が日本ではなく外国の裁判又は仲裁手続の利用を希望したことがありますか。該当する番号1つに○を付けてください。

（単位：人）

1 よくある	9
2 たまにある	18
3 あまりない	7
4 ない	15
合 計	49

問53へ

問54へ



○問52（国際商取引紛争における紛争解決手続の利用）

国際商取引に関する紛争において、日本以外の外国にも紛争解決の管轄がある場合に、依頼者が日本ではなく外国の紛争解決手続を利用することを希望したことがある弁護士は、「よくある」（18.4%）と「たまにある」（36.7%）を合わせて、過半数（55.1%）であった。

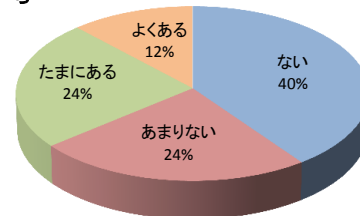
【商事事件】問53（国際商取引紛争において外国の紛争解決手続を利用する理由）

それはどのような理由によるものでしたか。該当する番号全てに○を付けてください。また、「その他」がある場合は、その具体的内容も併せて記入してください。

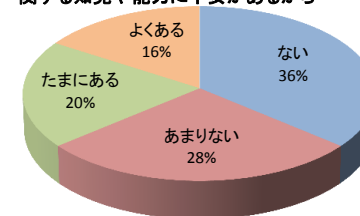
(単位:人)

	1 ない	2 あまり ない	3 たま にある	4 よく ある	合 計
①日本の手続だと審理に長期間を要するから	10	6	6	3	25
②日本の手続だと裁判官や仲裁人の取引に関する知見や能力に不安があるから	9	7	5	4	25
③日本の手続だと語学対応力に不安があるから	5	4	12	4	25
④その他	3		2	4	9

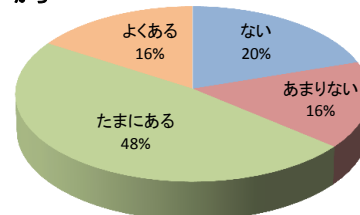
①日本の手続だと審理に長期間を要するから



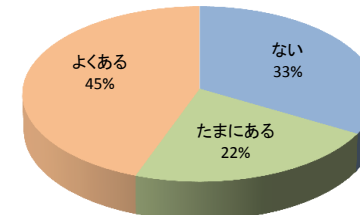
②日本の手続だと裁判官や仲裁人の取引に関する知見や能力に不安があるから



③日本の手続だと語学対応力に不安があるから



④その他



○問53（国際商取引紛争において外国の紛争解決手続を利用する理由）

国際商取引に関する紛争において、日本以外の外国にも紛争解決の管轄がある場合に、依頼者が日本ではなく外国の紛争解決手続を利用することを希望することの理由については、日本の紛争解決手続における語学対応力に関する不安を掲げる回答が、「よくある」（16.0%）と「たまにある」（48.0%）を合わせて64.0%と多数に上っている。一方で、日本の手続だと審理に長期間を要するとの回答は、「よくある」（12.0%）と「たまにある」（24.0%）を合わせても比較的少数（36.0%）にとどまり、日本の裁判官や仲裁人の取引に関する知見や能力に対する不安を掲げる回答も「よくある」（16.0%）と「たまにある」（20.0%）を合わせても比較的少数（36.0%）にとどまっている。

なお、自由記載欄には、紛争の発生後において紛争解決手続や機関を選択するのではなく、そもそも契約締結の段階において管轄合意、仲裁合意により日本における紛争解決手続が回避されている例が多い旨の指摘や、案件ごとに依頼者が置かれた立場に応じて賠償額の水準やディスカバリー制度の有無によって選択する旨の回答があった。

【商事事件】問54（国際商取引に関する日本の裁判実務の効率性）

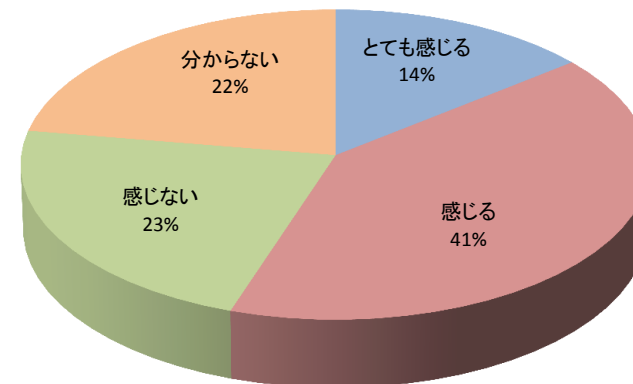
国際商取引に関する現在の日本の裁判実務について、時間や労力の面で非効率だと感じますか。該当する番号1つに○を付けてください。

（単位：人）

1 とても感じる	7
2 感じる	20
3 感じない	11
4 分からない	11
合 計	49

問55へ

問56へ



○問54（国際商取引に関する日本の裁判実務の効率性）

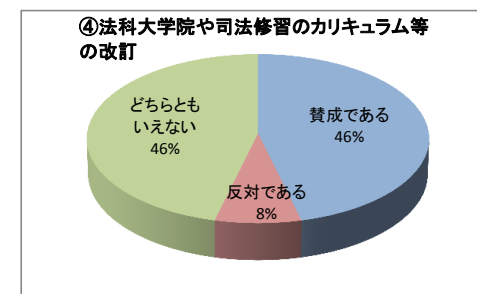
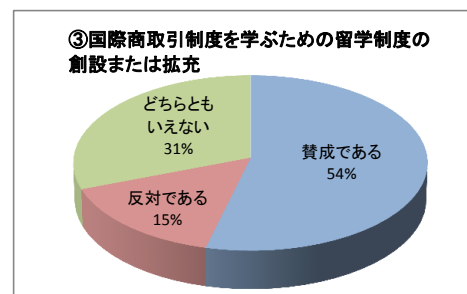
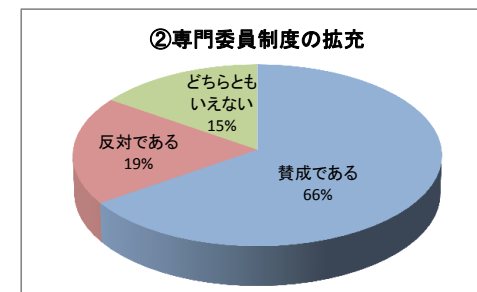
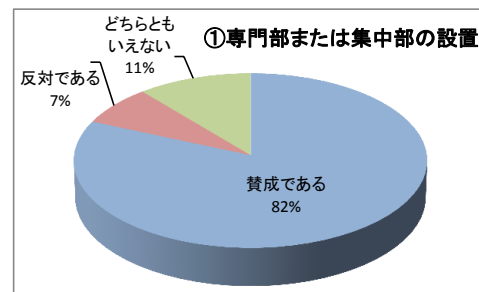
国際商取引に関する日本の裁判実務の効率性（時間・労力）について、非効率であると感じている弁護士は、「とても感じる」（14.3%）と「感じる」（40.8%）の合計で過半数（55.1%）に上る。一方で、非効率であると「感じない」との回答は少数（22.4%）にとどまる。

【商事事件】問55（国際商取引に関する日本の裁判実務の効率性の改善方法）

国際商取引に関する裁判実務を効率化するために有効な方策としてどのようなものが考えられますか。次の①から④の全てについて、あなたの考えに最も近いものを選びいただき、それぞれ該当する番号に○を付けてください。なお、「その他」がある場合は、その具体的内容も併せて記入してください。

(単位:人)

	1 賛成である	2 反対である	3 どちらでもない	合計
①専門部または集中部の設置	22	2	3	27
②専門委員制度の拡充	17	5	4	26
③国際商取引制度を学ぶための留学制度の創設または拡充	14	4	8	26
④法科大学院や司法修習のカリキュラム等の改訂	12	2	12	26
⑤その他	2			2



○問55（国際商取引に関する日本の裁判実務の効率性の改善方法）

国際商取引に関する日本の裁判実務を効率化するために有効な方策としては、裁判所における専門部・集中部の設置を掲げる弁護士が大多数（81.5%）であり、反対する弁護士はごく少数（7.4%）にとどまった。また、専門委員制度の充実を掲げる弁護士も多数（65.4%）であり、反対する弁護士は少数（19.2%）にとどまっている。さらに、留学制度の創設・拡充を掲げる弁護士が過半数（53.8%）であり、法科大学院や司法修習のカリキュラム等の改訂を掲げる弁護士も一定数（46.2%）存在する。

また、自由記載欄には、送達迅速化や執行制度の機能強化の必要性を指摘する回答が見られ、注目に値する。

【商事事件】問56（知財高裁の利用）

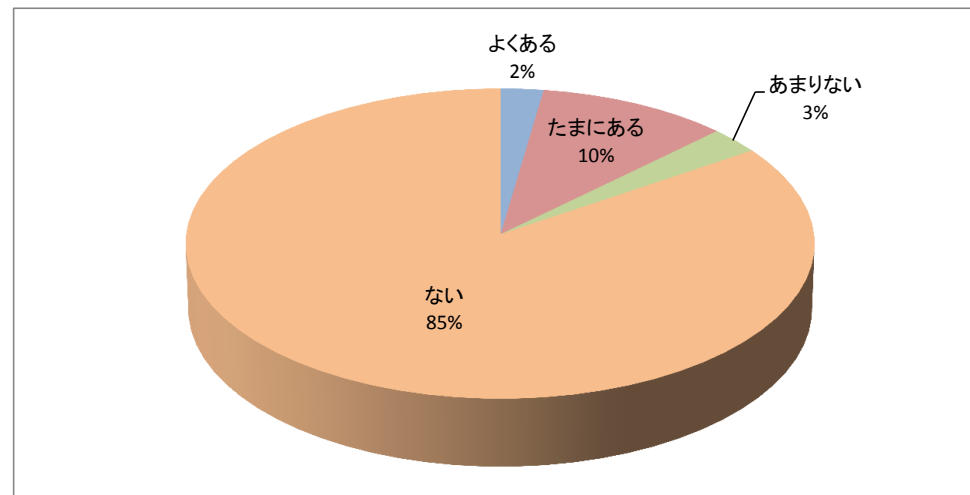
過去3年間に、知的財産高等裁判所に事件が係属したことがありますか。該当する番号1つに○を付けてください。

（単位：人）

1 よくある	10
2 たまにある	45
3 あまりない	12
4 ない	364
合 計	431

問57へ

問58へ



○問56（知財高裁の利用）

過去3年間に、知財高裁に係属する案件を取扱ったことがある弁護士は、「よくある」（2.3%）と「たまにある」（10.4%）と合計して12.8%にとどまる。

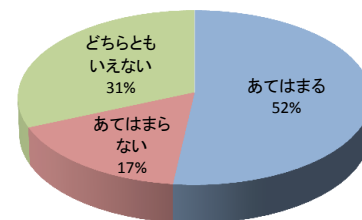
【商事事件】問57（知財高裁の審理・判断内容）

過去3年間に、知的財産高等裁判所の審理や判断内容に不満を感じたことがありますか。次の①から③の全てについて、それぞれ該当する番号に○を付けてください。また、「その他」がある場合は、その具体的内容も併せて記入してください。

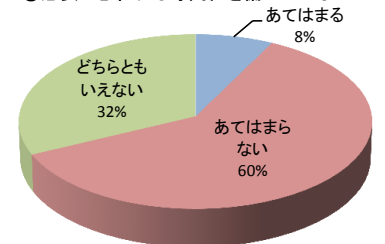
(単位:人)

	1 あてはまる	2 な あてはまる	3 い どえちら ないとも	合計
①不満を感じたことはない	28	9	17	54
②必要と思われる専門性を備えていなかった	4	32	17	53
③保全を担当した裁判官が本案についても合議体を構成していた	6	25	22	53
④判断の実質的理由が不十分であった	14	21	19	54
⑤その他	1			1

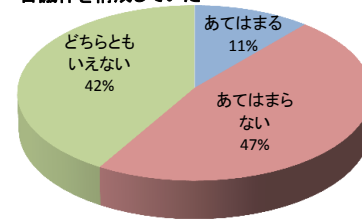
①不満を感じたことはない



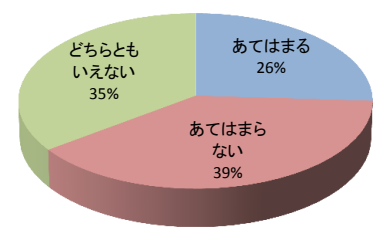
②必要と思われる専門性を備えていなかった



③保全を担当した裁判官が本案についても合議体を構成していた



④判断の実質的理由が不十分であった



○問57（知財高裁の審理・判断内容）

知財高裁に係属する案件を取扱ったことがある弁護士のうち、知財高裁の審理や判断内容に不満を感じたことがある弁護士は少数（16.7%）にとどまっており、不満を感じたことはない弁護士が過半数（51.9%）であった。

必要と思われる専門性の具備についても、備えていないと回答した弁護士はごく少数（7.5%）にとどまっており、自由記載欄において、裁判官の資質に問題があったと指摘する回答についても、特定の裁判官に関する特殊な例であると思われる旨のコメントが寄せられている。

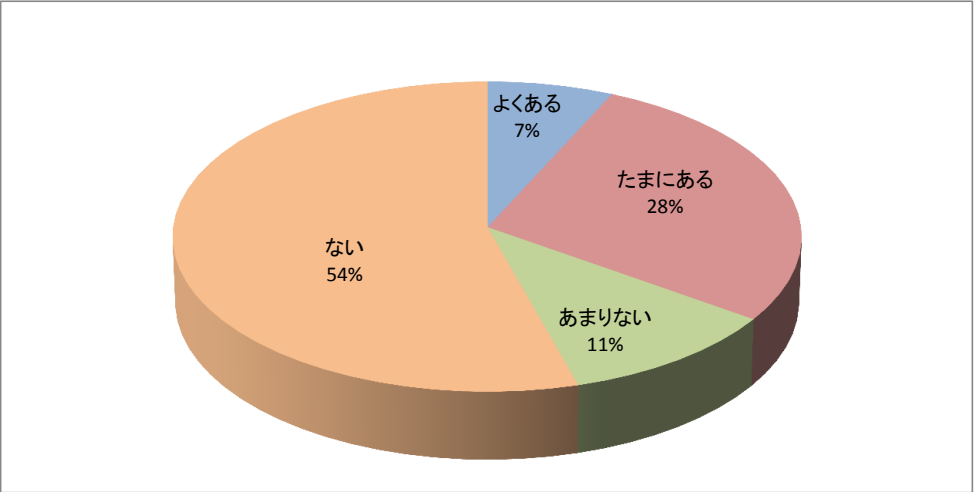
保全を担当した裁判官が本案についても合議体を構成していたとする回答も少数（11.3%）にとどまっており、判断の実質的理由が不十分であったとする回答も少数（25.9%）にとどまった。

【商事事件】問 5 8（裁判の公開原則と企業の秘密情報）

過去3年間に、裁判の公開原則のために情報が流出する可能性を懸念して、企業の秘密情報が含まれている証拠等の提出を躊躇したことがありますか。該当する番号1つに○を付けてください。

（単位：人）

1 よくある	29
2 たまにある	118
3 あまりない	46
4 ない	230
合 計	423



○問 5 8（裁判の公開原則と企業の秘密情報）

過去3年間に裁判の公開原則による情報流出を懸念して企業の秘密情報が含まれる証拠等の提出を躊躇したことがある弁護士は、「よくある」（6.9%）と「たまにある」（27.9%）を合わせて一定程度（34.8%）存在した。なお、「ない」とする回答が過半数（54.4%）であるが、これには、そもそも過去3年間に企業の秘密情報が含まれる証拠等の提出に直面したことがない弁護士が含まれると考えられる。

【商事事件】問59（弁護士の秘匿特権の必要性）

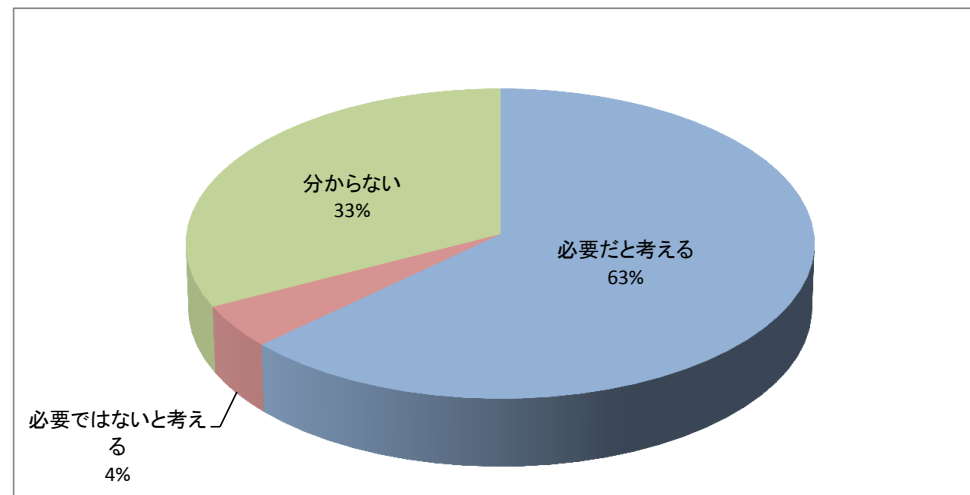
日本において、弁護士と依頼者間の一定の相談内容を秘匿する特権（秘匿特権）が必要であると考えますか。該当する番号1つに○を付けてください。

(単位:人)

1 必要だと考える	267
2 必要ではないと考える	19
3 分からない	138
合 計	424

→ 問60へ

} 問61へ



○問59（弁護士の秘匿特権の必要性）

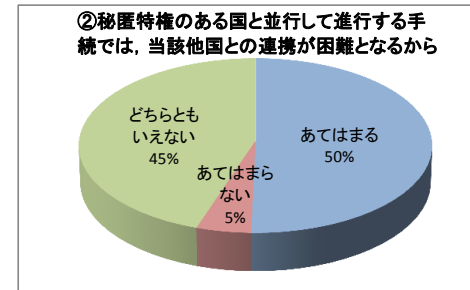
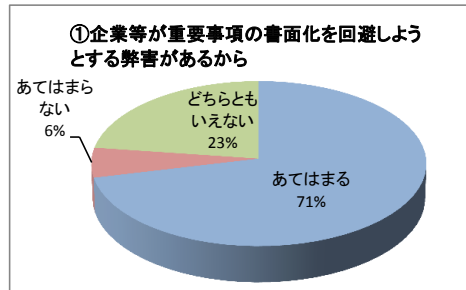
日本において弁護士の秘匿特権について「必要だと考える」との回答が多数（63.0%）に上り、「必要ではないと考える」との回答は少数（4.5%）にとどまる。

【商事事件】問60（弁護士の秘匿特権が必要であるとする理由）

秘匿特権が必要であるとする理由は何のようなものですか。次の①及び②の全てについて、あなたの考えに最も近いものをお選びいただき、それぞれ該当する番号に○を付けてください。また、「その他」がある場合は、その具体的内容も併せて記入してください。

（単位：人）

	1 あてはまる	2 な あてはまる	3 い ど え ち な ら い と も	合計
①企業等が重要事項の書面化を回避しようとする弊害があるから	184	15	59	258
②秘匿特権のある国と並行して進行する手続では、当該他国との連携が困難となるから	128	12	114	254
③その他	8			8



○問60（弁護士の秘匿特権が必要であるとする理由）

秘匿特権が必要であるとする理由としては、企業等が重要事項を書面化することを回避しようとする弊害を指摘する回答が多数（71.3%）であり、弁護士の秘匿特権がある国と並行して進行する手続において当該他国との連携が困難となることを指摘する回答も過半数（50.4%）に上る。

その他、自由記載欄において、日本の弁護士に秘匿特権がないことにより外国企業の信用が得られない、依頼者と弁護士との率直な協議に支障が生じている、依頼者から相談にあたり不安をもたれるなどの指摘があった。

【商事件】問6 1（裁判所の専門的知見に対する不安・懸念）

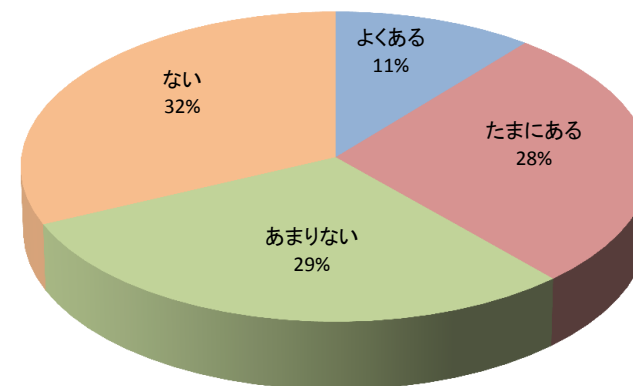
過去3年間に、商事件や商取引事件の裁判において、必要とされる専門的知見に関する裁判所の理解に不安や懸念を覚えたことがありますか。該当する番号1つに○を付けてください。

(単位:人)

1 よくある	45
2 たまにある	114
3 あまりない	122
4 ない	132
合 計	413

問6 2 へ

問6 3 へ



○問6 1（裁判所の専門的知見に対する不安・懸念）

過去3年間に、商事件や商取引事件の裁判において、必要とされる専門的知見に関する裁判所の理解に不安や懸念を覚えたことがある弁護士は、「よくある」（10.9%）と「たまにある」（27.6%）を合わせて一定程度（38.5%）存在している。

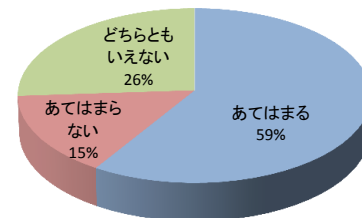
【商事事件】問62（裁判所の専門的知見に対する不安・懸念のある分野）

不安や懸念を覚えたのはどのような分野に関する専門的知見でしたか。次の①から⑤の全てについて、それぞれ該当する番号に○を付けてください。また、「その他」がある場合は、その具体的内容も併せて記入してください。

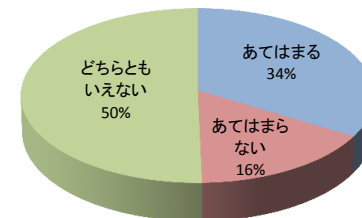
（単位：人）

	1 あてはまる	2 な あてはまる	3 い ど え ち な ら い と も	合計
①金融取引分野	86	22	38	146
②国際商取引分野	46	22	69	137
③知的財産取引分野	33	33	72	138
④IT分野	95	14	34	143
⑤倒産分野	17	63	57	137
⑥その他	23			23

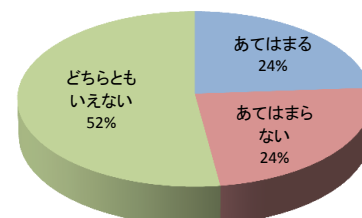
①金融取引分野



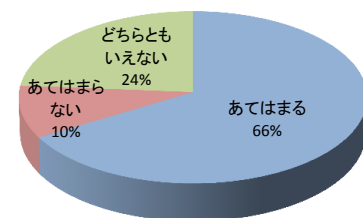
②国際商取引分野



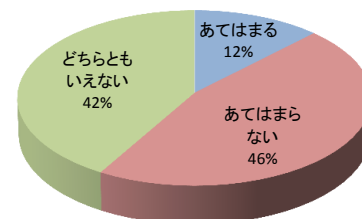
③知的財産取引分野



④IT分野



⑤倒産分野



○問62（裁判所の専門的知見に対する不安・懸念のある分野）

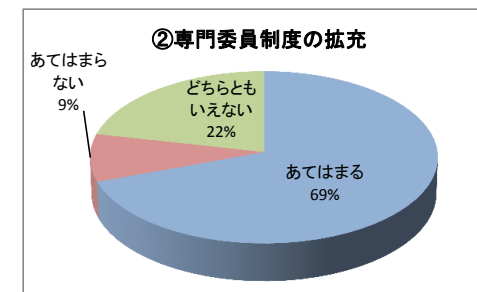
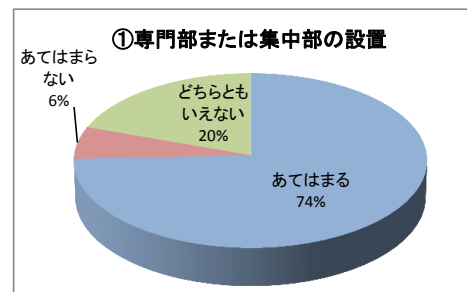
過去3年間に、商事事件や商取引事件の裁判において、裁判所の専門的知見に関する理解に不安や懸念を覚えた分野として弁護士が掲げる具体的な分野については、IT分野（66.4%）、金融取引分野（58.9%）が高い比率になっている。他方で、国際商取引分野（33.6%）、知的財産取引分野（23.9%）、倒産分野（12.4%）は、一定程度又は少数にとどまっている。その他の回答では、建築紛争、株価評価を指摘するものが複数存在し、また、物理・化学の知識の不足、特定の業種や業界における商慣習や外国の事情についての理解の不足や考慮しようとする姿勢が欠けるなどの指摘があった。

【商事事件】問63（裁判所の専門的知見を確保するための方策）

商事事件や商取引事件において、裁判所の専門的知見を確保するためにはどのような方策が有益と考えますか。次の①及び②の全てについて、それぞれ該当する番号に○を付けてください。また「その他」がある場合は、その具体的内容も併せて記入してください。

(単位:人)

	1 あてはまる	2 な あてはまる	3 い どちらでもない	合計
①専門部または集中部の設置	299	24	79	402
②専門委員制度の拡充	280	36	87	403
③その他	7			7



○問63（裁判所の専門的知見を確保するための方策）

裁判所の専門的知見を確保するための方策としては、専門部又は集中部の設置を掲げる弁護士が74.4%，専門委員制度の拡充を掲げる弁護士が69.5%といずれも多数に上った。

また、その他の回答として、裁判官の研修の充実を掲げるもののほか、裁判官が自らの理解に不安がある場合にはその旨を率直に述べて当事者の主張立証の追加を促すことを励行して欲しいなどの指摘があった。

【商事事件】問6 4（独立委員会等の権能・独立性・公平性に対する疑問）

過去3年間に、企業等の不祥事に関して当該企業等が設置した独立委員会や第三者委員会（以下「独立委員会等」といいます。）において、委員会の権能や独立性・公正性に疑問を感じたことがありますか。該当する番号1つに○を付けてください。

（単位：人）

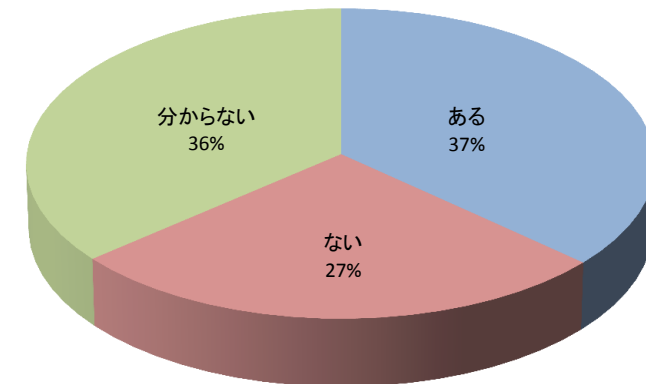
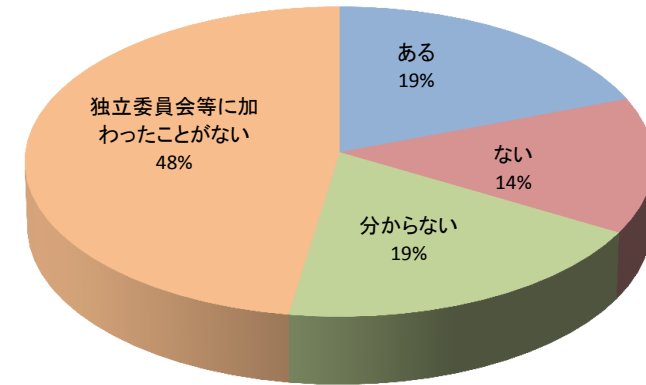
1 ある	79
2 ない	58
3 分からない	78
4 独立委員会等に加わったことがない	195
合 計	410

→ 問6 5へ

問6 6へ

○問6 4（独立委員会等の権能・独立性・公平性に対する疑問）

過去3年間に、企業等の不祥事に関して当該企業等が設置した独立委員会等において、独立委員会等の権能や独立性・公正性に疑問を感じた経験を感じた経験のある弁護士が一定程度（19.3%）存在した。回答の母数には、そもそも過去3年間に独立委員会等に加わったことがない弁護士（47.6%）が含まれているため、これを除くと、過去3年間に独立委員会等に参加した弁護士のうち相当数（36.7%）の弁護士が委員会の権能や独立性・公正性に疑問を感じた経験を有していることとなる。



※すべての回答から「4. 独立委員会等に加わったことがない」との回答を除いたもの

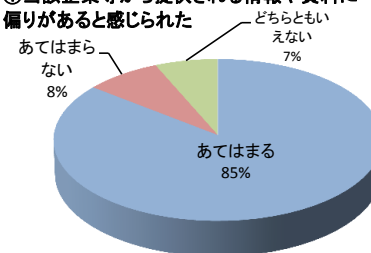
【商事事件】問65（独立委員会等の権能・独立性・公平性に対する疑問の内容）

それはどのような理由によるものでしたか。次の①から③の全てについて、それぞれ該当する番号に○を付けてください。また、「その他」がある場合は、その具体的内容も併せて記入してください。

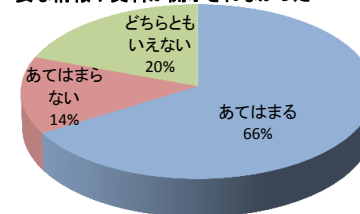
(単位:人)

	1 あてはまる	2 な あては まら	3 いど えち なら いとも	合計
①当該企業等から提供される情報や資料に偏りがあると感じられた	65	6	5	76
②当該企業等が秘密情報の保護を理由に必要な情報や資料が開示されなかった	51	11	15	77
③当該企業等により選任された委員の構成が中立性を欠いていた	60	3	15	78
④その他	5			5

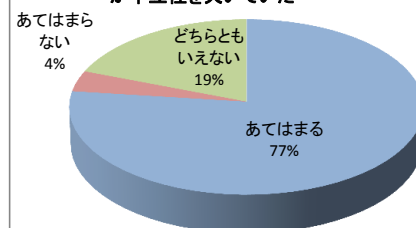
①当該企業等から提供される情報や資料に偏りがあると感じられた



②当該企業等が秘密情報の保護を理由に必要な情報や資料が開示されなかった



③当該企業等により選任された委員の構成が中立性を欠いていた



○問65（独立委員会等の権能・独立性・公平性に対する疑問の内容）

過去3年間に独立委員会等に加わった弁護士が独立委員会等の権能や独立性・公正性について感じた疑問の内容としては、当該企業等から提供された情報や資料に偏りがあるとするもの（85.5%）、当該企業等により選任された委員の構成が中立性を欠いていたとするもの（76.9%）がそれぞれ大多数を占めている。また、当該企業等が秘密情報の保護を理由に必要な情報や資料が開示されなかったとするものも多数（66.2%）であった。

【商事事件】問66（会社役員の責任追及に関する訴訟の経験）

過去3年間に、会社役員の責任追及に関する訴訟の原告代理人となったことがありますか。該当する番号1つに○を付けてください。

（単位：人）

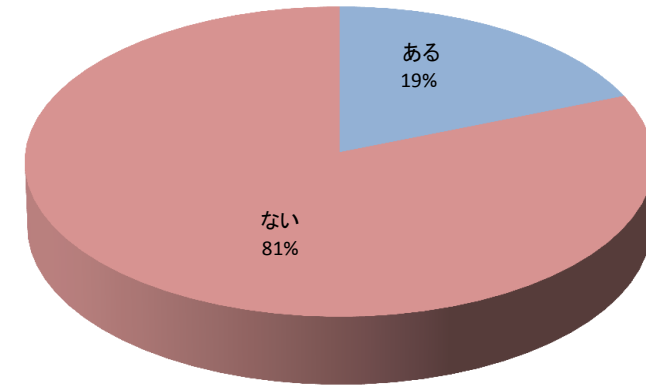
1 ある	81
2 ない	347
合 計	428

→ 問67へ

→ 問69へ

○問66（会社役員の責任追及に関する訴訟の経験）

過去3年間に会社役員の責任追及に関する訴訟の原告代理人となった経験がある弁護士は18.9%であった。



【商事事件】問67（会社が保有する証拠の収集手段の有無）

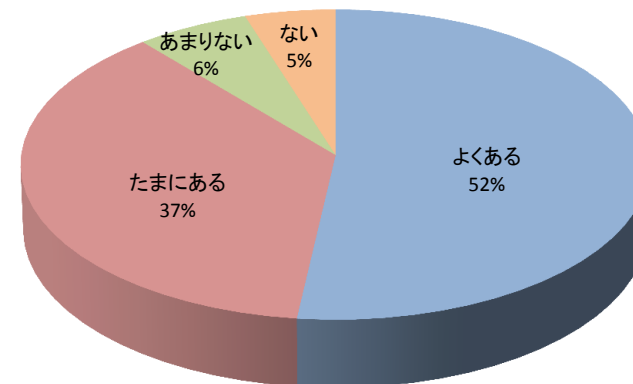
そのような訴訟において、会社が保有する証拠を収集する手段を欠いていると感じたことがありますか。該当する番号1つに○を付けてください。

（単位：人）

1 よくある	42
2 たまにある	30
3 あまりない	5
4 ない	4
合 計	81

問68へ

問69へ



○問67（会社が保有する証拠の収集手段の有無）

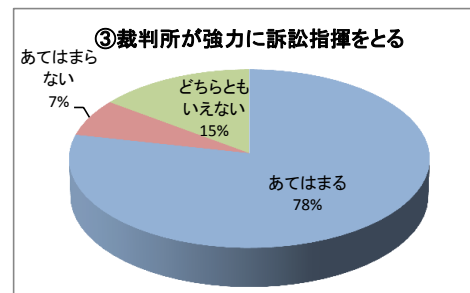
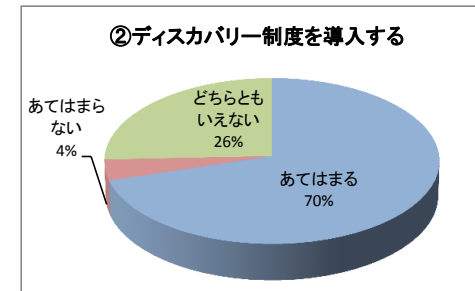
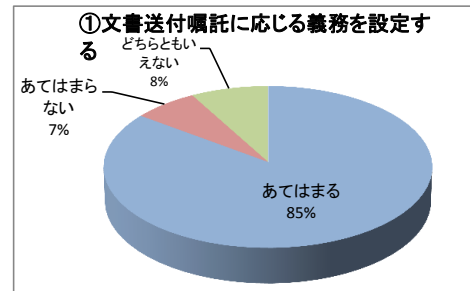
過去3年間に会社役員の責任追及に関する訴訟の原告代理人となった経験がある弁護士のうち、会社が保有する証拠を収集する手段を欠いていると感じたことがある弁護士が、「よくある」（51.9%）と「たまにある」（37.0%）を合わせて大多数（88.9%）に上る。

【商事事件】問68（会社が保有する証拠の収集のための方策）

会社が保有する証拠を収集するために、どのような制度や方策が有益であると考えますか。次の①から③の全てについて、あなたの考えに最も近いものをお選びいただき、それぞれ該当する番号に○を付けてください。また、「その他」がある場合は、その具体的内容も併せて記入してください。

（単位：人）

	1 あてはまる	2 なめてはまる	3 いどえちらないとも	合計
①文書送付嘱託に応じる義務を設定する	63	5	6	74
②ディスカバリー制度を導入する	52	3	19	74
③裁判所が強力に訴訟指揮をとる	58	5	11	74
④その他				0



○問68（会社が保有する証拠の収集のための方策）

会社が保有する証拠を収集するための制度や方策については、文書送付嘱託に応じる義務を設定するとする弁護士が大多数（85.1%）であり、裁判所が強力に訴訟指揮をとるとする弁護士（78.4%）、ディスカバリー制度を導入するとする弁護士（70.3%）がいずれも多数に上る。なお、「その他」の制度や方策を掲げる回答はなかった。

【行政事件】問69（行政訴訟に関する法律相談経験）

これまで行政訴訟（本アンケートでは、国家賠償請求訴訟は行政訴訟に含めないものとします。）に関する法律相談を受けたことはありますか。該当する番号1つに○を付けてください。

（単位：人）

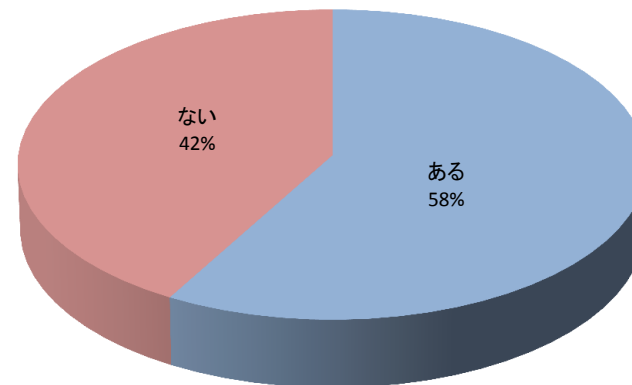
1 ある	246
2 ない	177
合 計	423

→ 問70へ

→ 問91へ

○問69（行政訴訟に関する法律相談経験）

行政事件の経験のある者のうち、行政訴訟（国家賠償請求訴訟は含まない。）に関する法律相談を受けたことが「ある」と回答した者は、246名（58.2%）いた。



【行政事件】問70（環境保護を目的とする行政訴訟に関する法律相談経験）

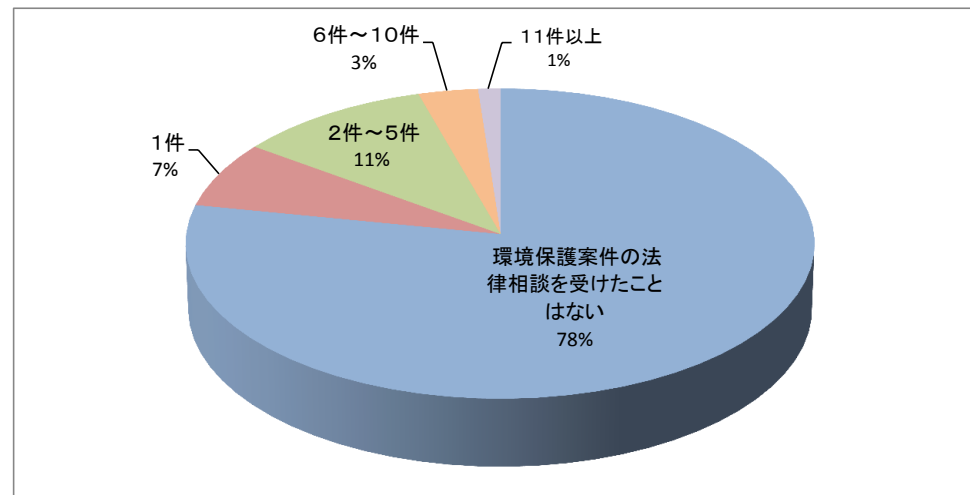
これまでに経験された自然環境，都市環境等の環境保護を目的とする法律相談（以下「環境保護案件」といいます。）は何件ですか。該当する番号1つに○を付けてください。

（単位：人）

環境保護案件の法律相談を受けたことはない	192
1 件	17
2 件～5 件	26
6 件～1 0 件	8
1 1 件以上	3
合 計	246

→ 問73へ

問71へ



○問70（環境保護を目的とする行政訴訟に関する法律相談経験）

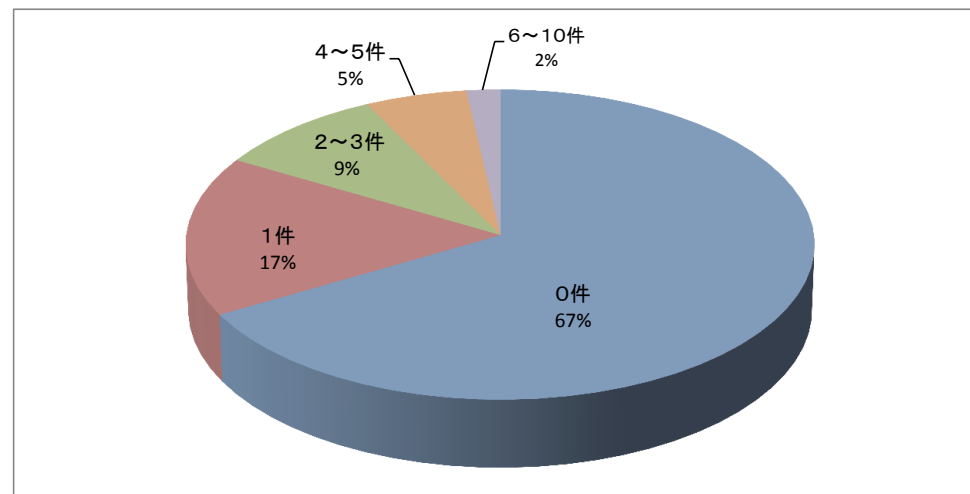
行政訴訟に関する法律相談を受けたことがある者のうち（問69参照），自然環境，都市環境等の環境保護を目的とする法律相談を受けたことがある旨を回答した者は54名（22.0%）おり，同法律相談を“複数”受けたことがある旨を回答した者は37名（15.0%）いた。

【行政事件】問7-1（原告適格の要件を理由に訴訟提起を断念した案件）

環境保護案件において原告適格のハードルが障害となって訴訟提起を断念した件数は何件ですか。該当する番号1つに○を付けてください。

（単位：人）

0件	36
1件	9
2～3件	5
4～5件	3
6～10件	1
11件以上	0
合 計	54



○問71（原告適格の要件を理由に訴訟提起を断念した案件）

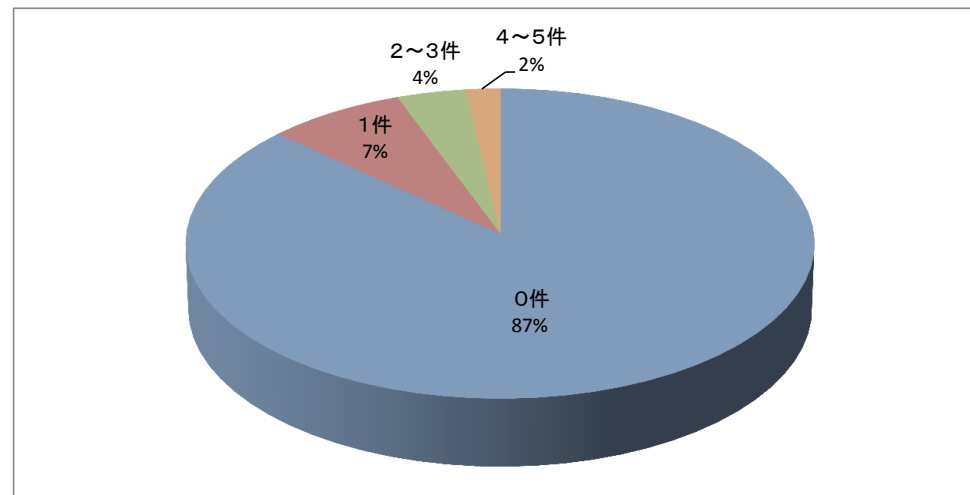
自然環境、都市環境等の環境保護を目的とする法律相談を受けたことがある者のうち（問70参照）、原告適格のハードルが障害となって訴訟提起を断念した案件がある旨を回答した者は18名（33.3%）おり、同案件が“複数”に及ぶ旨を回答した者は9名（16.7%）いた。

【行政事件】問72（原告適格の要件を理由に、訴えが却下された又はこれを取り下げた案件）

環境保護案件において原告適格のハードルが障害となって訴えが却下された又は訴えを取り下げた件数は何件ですか。該当する番号1つに○を付けてください。

（単位：人）

0 件	46
1 件	4
2 ～ 3 件	2
4 ～ 5 件	1
6 ～ 1 0 件	0
1 1 件以上	0
合 計	53



○問72（原告適格の要件を理由に、訴えが却下された又はこれを取り下げた案件）

自然環境、都市環境等の環境保護を目的とする法律相談を受けたことがある者のうち（問70参照）、原告適格のハードルが障害となって訴えが却下された又はこれを取り下げたことがある旨を回答した者は、7名（13.2%）いた。

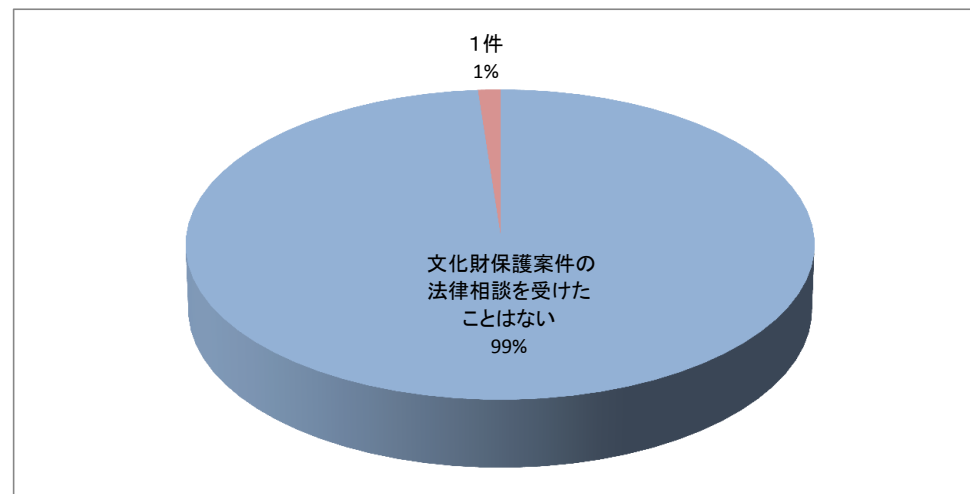
【行政事件】問73（文化財保護を目的とする行政訴訟に関する法律相談経験）

これまでに経験された文化財保護を目的とする法律相談（以下「文化財保護案件」といいます。）は何件ですか。該当する番号1つに○を付けてください。

（単位：人）

文化財保護案件の法律相談を受けたことはない	242
1 件	3
2 ～ 5 件	0
6 ～ 1 0 件	0
1 1 件以上	0
合 計	245

→ 問76へ



○問73（文化財保護を目的とする行政訴訟に関する法律相談経験）

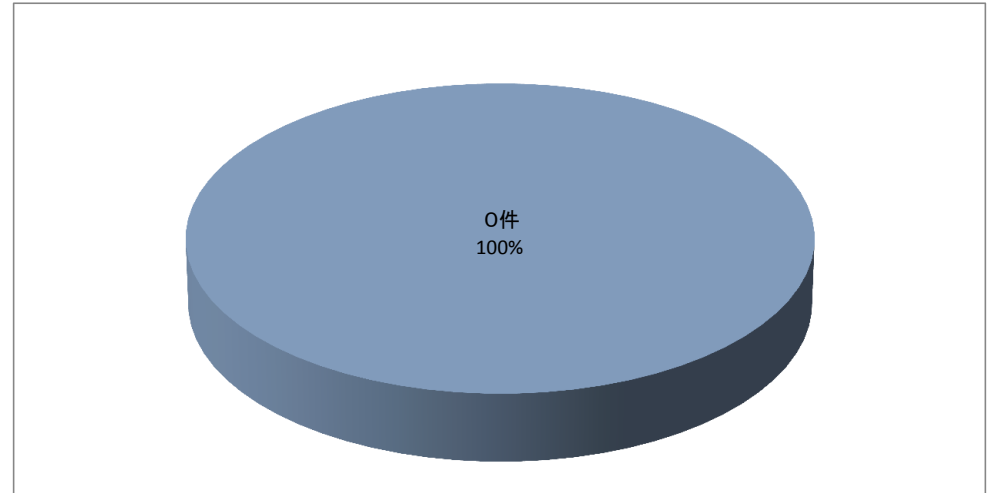
行政訴訟に関する法律相談を受けたことがある者のうち（問69参照），文化財保護を目的とする法律相談を受けたことがある旨を回答した者は，3名（1.2%）であった。

【行政事件】問 7 4（原告適格の要件を理由に訴訟提起を断念した案件）

文化財保護案件において原告適格のハードルが障害となって訴訟提起を断念した件数は何件ですか。該当する番号1つに○を付けてください。

（単位：人）

0 件	2
1 件	0
2 ～ 3 件	0
4 ～ 5 件	0
6 ～ 1 0 件	0
1 1 件以上	0
合 計	2



○問74（原告適格の要件を理由に訴訟提起を断念した案件）

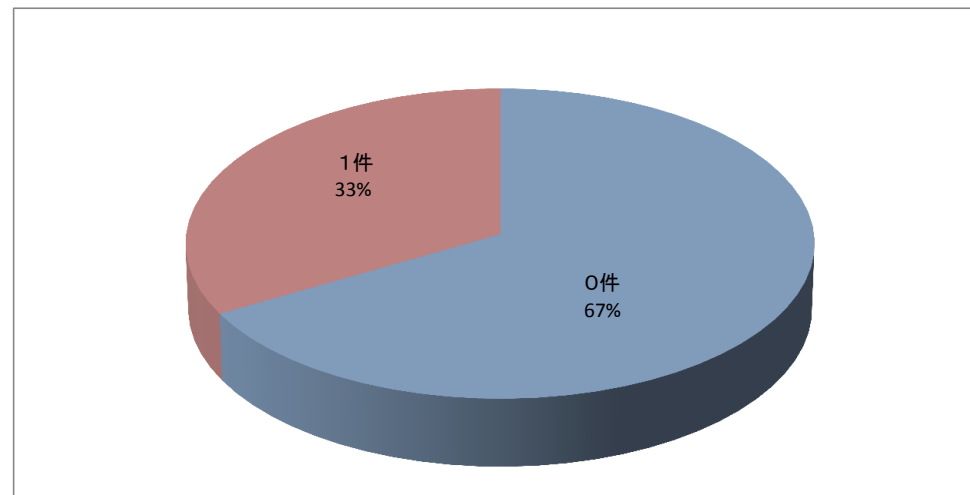
文化財保護を目的とする法律相談を受けたことがある者のうち（問73参照），原告適格のハードルが障害となって訴訟提起を断念したことがある旨を回答した者はいなかった。

【行政事件】問75（原告適格の要件を理由に、訴えが却下された又はこれを取り下げた案件）

文化財保護案件において原告適格のハードルが障害となって訴えが却下された又は訴えを取り下げた件数は何件ですか。該当する番号1つに○を付けてください。

(単位:人)

0件	2
1件	1
2～3件	0
4～5件	0
6～10件	0
11件以上	0
合 計	3



○問75（原告適格の要件を理由に、訴えが却下された又はこれを取り下げた案件）

文化財保護を目的とする法律相談を受けたことがある者のうち（問73参照）、原告適格のハードルが障害となって訴えが却下された又はこれを取り下げたことがある旨を回答した者は、1名（33.3%）であった。

【行政事件】問 7 6（仮の救済制度の申立てを検討した案件）

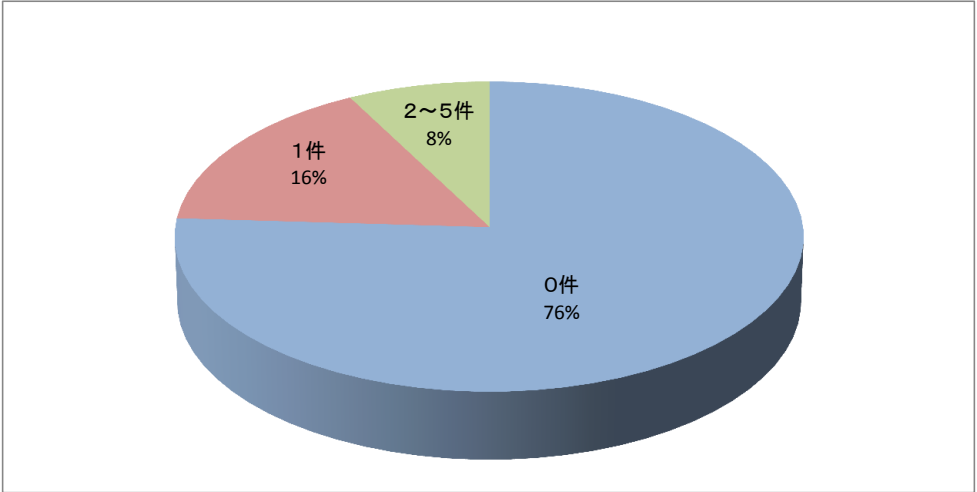
行政訴訟の提起に際し、仮の救済制度（執行停止、仮の義務付け又は仮の差止め）の申立て（但し、入国管理に関する事件を除く。）を検討した件数は何件ですか。

（単位：人）

0 件	186
1 件	40
2 ～ 5 件	19
6 ～ 1 0 件	0
1 1 件以上	0
合 計	245

→ 問 8 3 へ

} 問 7 7 へ



○問76（仮の救済制度の申立てを検討した案件）

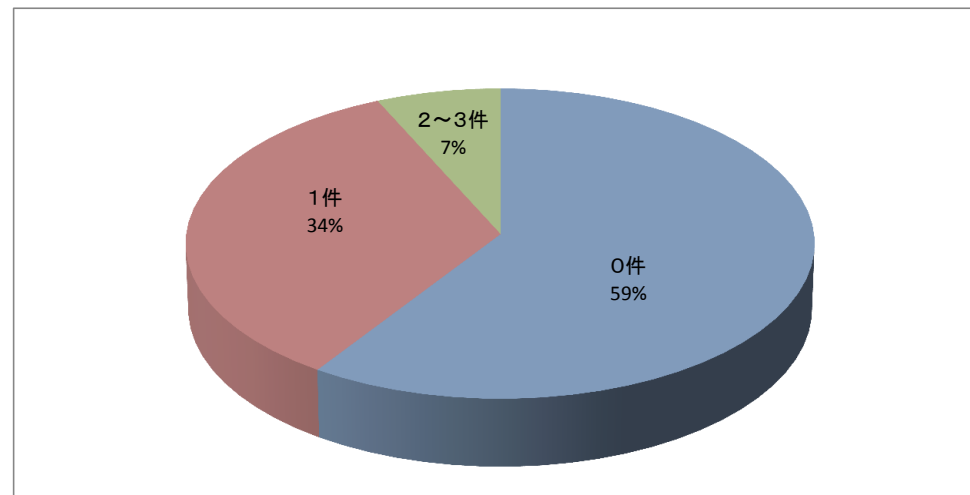
行政訴訟に関する法律相談を受けたことがある者のうち（問69参照）、入国管理を除く分野において、仮の救済制度（執行停止、仮の義務付け又は仮の差止め）の申立てを検討した案件がある旨を回答した者は59名（24.1%）おり、同案件が“複数”に及ぶ旨を回答した者は19名（7.8%）いた。

【行政事件】問77（執行停止の申立てを断念した案件）

行政訴訟の提起に際し、執行停止の申立てを検討したものの申立てを断念した件数は何件ですか。該当する番号1つに○を付けてください。

（単位：人）

0 件	35
1 件	20
2 ～ 3 件	4
4 ～ 5 件	0
6 ～ 1 0 件	0
1 1 件以上	0
合 計	59



○問77（執行停止の申立てを断念した案件）

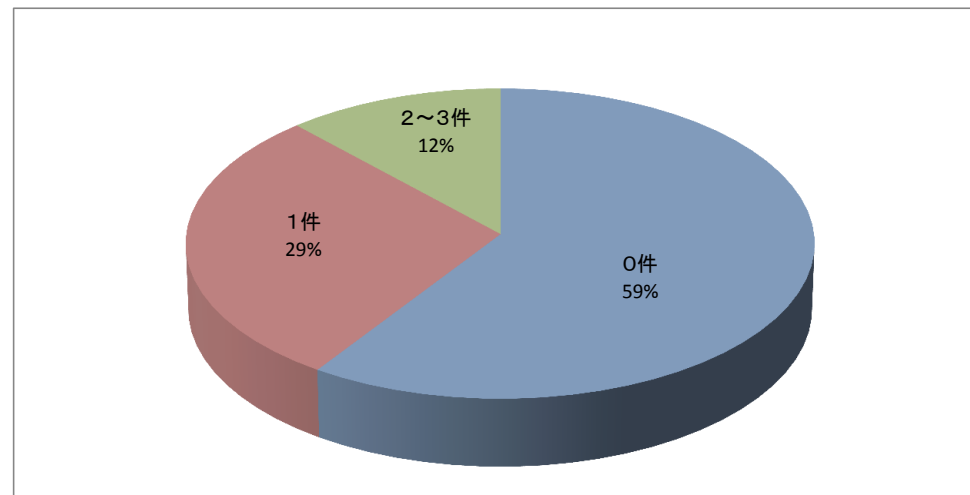
仮の救済制度の申立てを検討したことがある者のうち（問76参照）、入国管理を除く分野において、執行停止の申立てを検討したものの断念した案件がある旨を回答した者は、24名（40.7%）いた。

【行政事件】問 7 8（執行停止の申立てが却下もしくは棄却又は取下げとなった案件）

行政訴訟の提起に際し、執行停止の申立てをしたものの却下もしくは棄却又は取下げとなった件数は何件ですか。該当する番号1つに○を付けてください。

（単位：人）

0 件	35
1 件	17
2 ～ 3 件	7
4 ～ 5 件	0
6 ～ 1 0 件	0
1 1 件以上	0
合 計	59



○問78（執行停止の申立てが却下もしくは棄却又は取下げとなった案件）

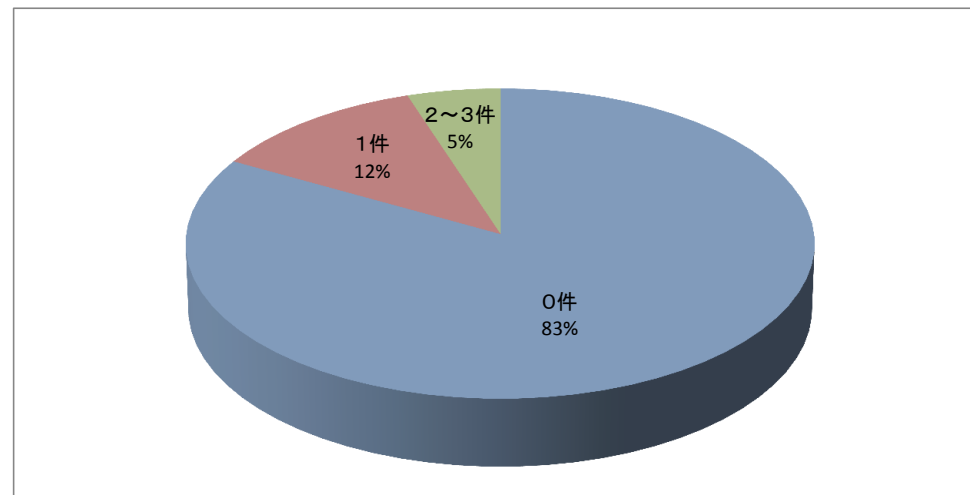
仮の救済制度の申立てを検討したことがある者のうち（問76参照），入国管理を除く分野において，執行停止の申立てをしたものの却下もしくは棄却又は取下げとなった案件がある旨を回答した者は，24名（40.7%）いた。

【行政事件】問79（仮の義務付けの申立てを断念した案件）

行政訴訟の提起に際し、仮の義務付けの申立てを検討したものの申立てを断念した件数は何件ですか。該当する番号1つに○を付けてください。

(単位:人)

0 件	49
1 件	7
2 ～ 3 件	3
4 ～ 5 件	0
6 ～ 1 0 件	0
1 1 件以上	0
合 計	59



○問79（仮の義務付けの申立てを断念した案件）

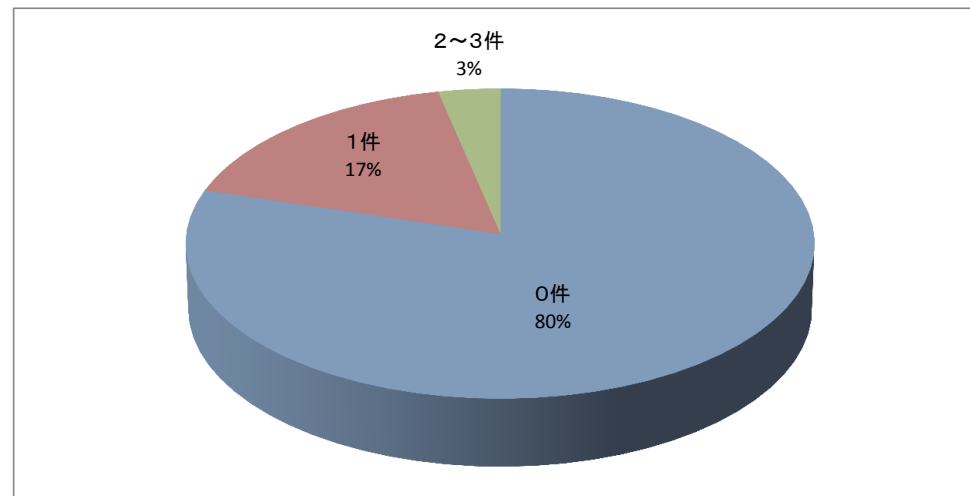
仮の救済制度の申立てを検討したことがある者のうち（問76参照）、入国管理を除く分野において、仮の義務付けの申立てを検討したものの断念した案件がある旨を回答した者は、10名（16.9%）いた。

【行政事件】問80（仮の義務付けが却下もしくは棄却又は取下げとなった案件）

行政訴訟の提起に際し、仮の義務付けの申立てをしたものの却下もしくは棄却又は取下げとなった件数は何件ですか。該当する番号1つに○を付けてください。

（単位：人）

0 件	47
1 件	10
2 ～ 3 件	2
4 ～ 5 件	0
6 ～ 1 0 件	0
1 1 件以上	0
合 計	59



○問80（仮の義務付けが却下もしくは棄却又は取下げとなった案件）

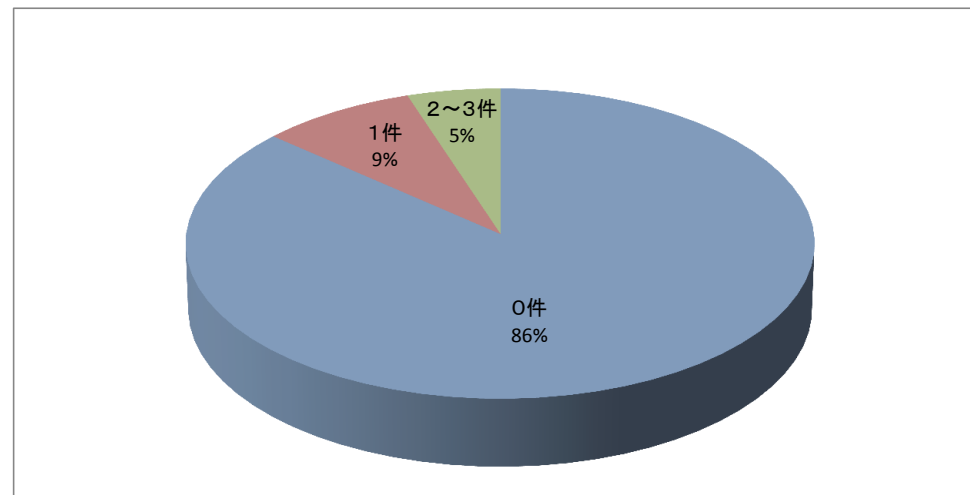
仮の救済制度の申立てを検討したことがある者のうち（問76参照），入国管理を除く分野において，仮の義務付けの申立てをしたものの却下もしくは棄却又は取下げとなった案件がある旨を回答した者は，12名（20.3%）いた。

【行政事件】問8-1（仮の差止めの申立てを断念した案件）

行政訴訟の提起に際し、仮の差止めの申立てを検討したものの申立てを断念した件数は何件ですか。該当する番号1つに○を付けてください。

（単位：人）

0 件	51
1 件	5
2 ～ 3 件	3
4 ～ 5 件	0
6 ～ 1 0 件	0
1 1 件以上	0
合 計	59



○問81（仮の差止めの申立てを断念した案件）

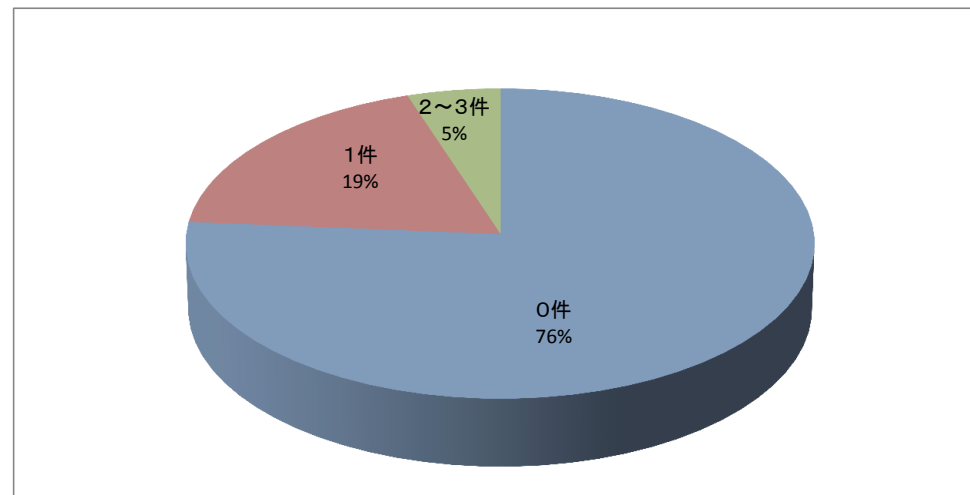
仮の救済制度の申立てを検討したことがある者のうち（問76参照）、入国管理を除く分野において、仮の差止めの申立てを検討したものの断念した案件がある旨を回答した者は、8名（13.6%）いた。

【行政事件】問82（仮の差止めが却下もしくは棄却又は取下げとなった案件）

行政訴訟の提起に際し、仮の差止めの申立てをしたものの却下もしくは棄却又は取下げとなった件数は何件ですか。該当する番号1つに○を付けてください。

（単位：人）

0 件	45
1 件	11
2 ～ 3 件	3
4 ～ 5 件	0
6 ～ 1 0 件	0
1 1 件以上	0
合 計	59



○問82（仮の差止めが却下もしくは棄却又は取下げとなった案件）

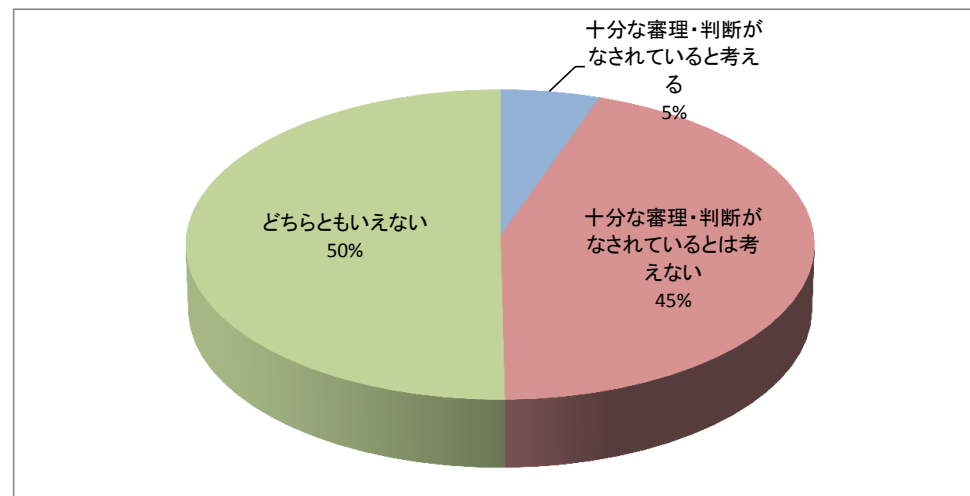
仮の救済制度の申立てを検討したことがある者のうち（問76参照）、入国管理を除く分野において、仮の差止めの申立てをしたものの却下もしくは棄却又は取下げとなった案件がある旨を回答した者は、14名（23.7%）いた。

【行政事件】問83（裁判所の裁量審査のあり方に対する意見）

裁判所による裁量審査において、十分な審理・判断がなされていると考えますか。該当する番号1つに○を付けてください。

（単位：人）

1 十分な審理・判断がなされていると考える	13
2 十分な審理・判断がなされているとは考えない	107
3 どちらともいえない	121
合 計	241



○問83（裁判所の裁量審査のあり方に対する意見）

行政訴訟に関する法律相談を受けたことがある者のうち（問69参照），裁判所による裁量審査において，「十分な審理・判断がなされていると考える」者は13名（5.4%）にとどまり，「十分な審理・判断がなされているとは考えない」者は107名（44.4%）であった。「どちらともいえない」と回答した者は，121名（50.2%）であった。

【行政事件】問 8 4（裁判所の裁量審査のあり方に対する意見）

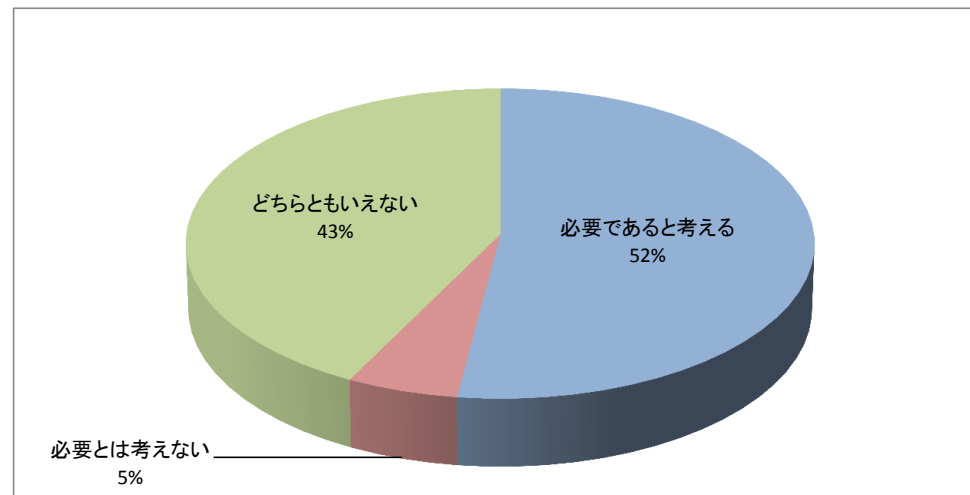
裁判所による裁量審査のあり方について、なんらかの立法の手当てが必要であると考えますか。該当する番号1つに○を付けてください。

（単位：人）

1 必要であるとする	125
2 必要とは考えない	13
3 どちらともいえない	102
合 計	240

→ 問 8 5 へ

問 8 6 へ



○問84（裁判所の裁量審査のあり方に対する意見）

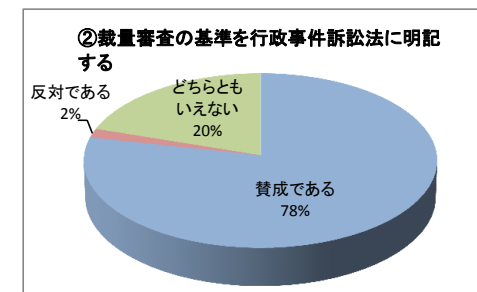
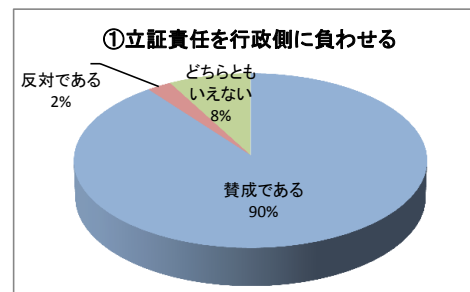
行政訴訟に関する法律相談を受けたことがある者のうち（問69参照），裁判所による裁量審査のあり方についてなんらかの立法の手当てが「必要とは考えない」者は13名（5.4%）にとどまり，「必要であるとする」者は125名（52.1%）であった。「どちらともいえない」と回答した者は，102名（42.5%）であった。

【行政事件】問85（立法の手当ての内容）

どのような立法の手当てが必要であると考えますか。次の①及び②の全てについて、あなたの考えに最も近いものをお選びいただき、それぞれ該当する番号に○を付けてください。また、「その他」がある場合は、具体的内容も併せて記入してください。

(単位:人)

	1 賛 成 で あ る	2 反 対 で あ る	3 い ど ち ら も い え な い と も	合 計
①立証責任を行政側に負わせる	112	3	10	125
②裁量審査の基準を行政事件訴訟法に明記する	94	2	24	120
③その他	5			5



○問85（立法の手当ての内容）

裁判所の裁量審査のあり方についてなんらかの立法の手当てが「必要であるとする」者のうち（問84参照）、「立証責任を行政側に負わせる」ことに圧倒的多数の112名（89.6%）が「賛成である」と回答し、「反対である」と回答した者は3名（2.4%）にとどまった。「どちらともいえない」と回答した者は10名（8.0%）であった。

また、裁判所の裁量審査のあり方についてなんらかの立法の手当てが「必要であるとする」者のうち、「裁量審査の基準を行政事件訴訟法に明記する」ことに大多数の94名（78.3%）が「賛成である」と回答し、「反対である」と回答した者は2名（1.7%）にとどまった。「どちらともいえない」と回答した者は24名（20.0%）であった。

その他の立法の手当てとして、「民事陪審制を行政訴訟に取り入れる」、「行政事件につき、控訴審裁判所を特別に設ける」、「判検交流の中止」などの意見があった。

【行政事件】問 8 6（訴え提起手数料の負担が格別の負担となった案件）

行政訴訟において訴え提起手数料が各別の負担になったこと（訴え提起手数料の問題が理由となり訴訟提起を断念した場合を含む。）はありますか。該当する番号1つに○を付けてください。

（単位：人）

ある	23
ない	216
合 計	239

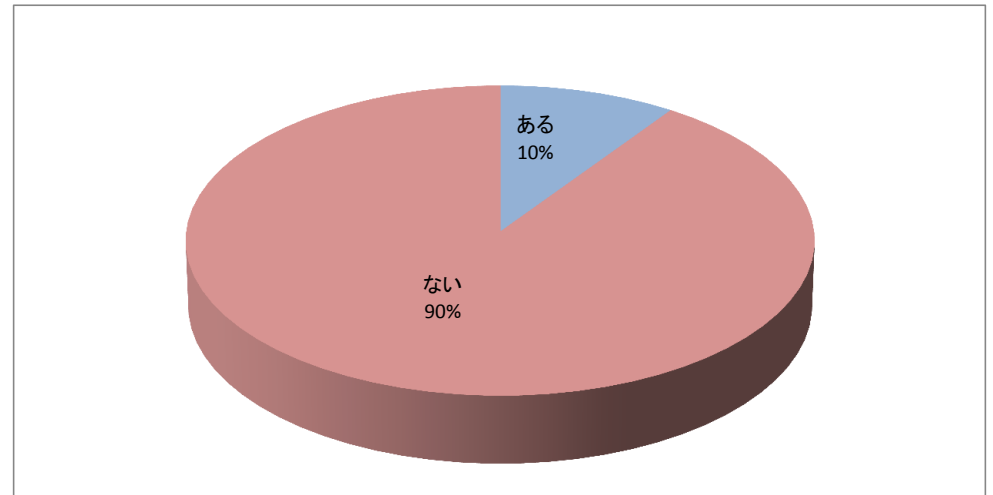
→ 問 8 8 へ

【行政事件】問 8 7（訴え提起手数料の負担が格別の負担となった案件）

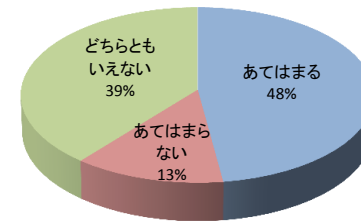
訴え提起手数料が負担となったのは、具体的にどのような理由によるものでしたか。次の①及び②の全てについて、それぞれ該当する番号に○を付けてください。また、「その他」がある場合は、具体的内容も併せて記入してください。

（単位：人）

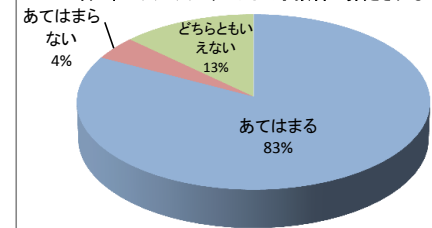
	1 あてはまる	2 なあてはまる	3 いどえちないとも	合計
①算定基準そのものが、高額に過ぎる	11	3	9	23
②ひとつの処分を争って複数の者が原告となる場合に、一人一人カウントして手数料が算定される	19	1	3	23
③その他				0



①算定基準そのものが、高額に過ぎる



②ひとつの処分を争って複数の者が原告となる場合に、一人一人カウントして手数料が算定される



○問86・問87（訴え提起手数料の負担が格別の負担となった案件）

行政訴訟に関する法律相談を受けたことがある者のうち（問69参照）、訴え提起手数料の問題が格別の負担となった（訴え提起手数料の問題が理由となり訴訟提起を断念した場合を含む。）ことがある旨を回答した者は、23名（9.6%）いた。

訴え提起手数料の問題が格別の負担となったことがある旨を回答した者のうち、「算定基準そのものが、高額に過ぎる」ことに「あてはまる」と回答した者は11名（47.8%）おり、「どちらともいえない」と回答した者は9名（39.1%）いた。「あてはまらない」と回答した者は3名（13.0%）であった。

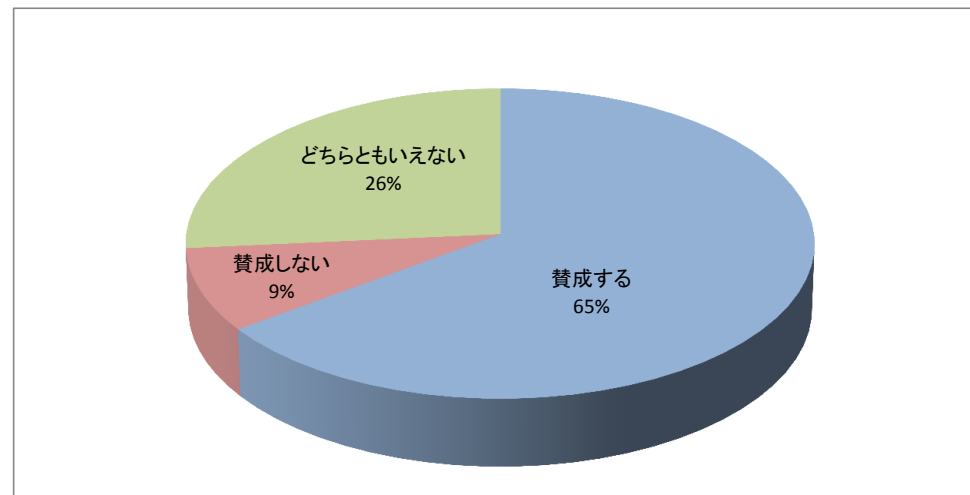
また、同じく、上記の理由として、「ひとつの処分を争って複数の者が原告となる場合に、一人一人カウントして手数料が算定される」ことに「あてはまる」と回答した者は19名（82.6%）おり、「どちらともいえない」と回答した者は3名（13.0%）いた。「あてはまらない」と回答した者は1名（4.3%）であった。

【行政事件】問88（片面的敗訴者負担制度導入の賛否）

行政訴訟の分野において、原告が勝訴した場合には、原告側の弁護士費用の全部ないし一部を行政側が負担する制度(原告が敗訴した場合において、行政側の弁護士費用を原告側が負担するものではない。この意味で片面的な制度をいいます。)の導入が検討されていますが、この制度の導入に賛成しますか。該当する番号1つに○を付けてください。また、その具体的理由も併せて記入してください。

(単位:人)

賛成する	157
賛成しない	21
どちらともいえない	64
合 計	242



○問88（片面的敗訴者負担制度導入の賛否）

行政訴訟に関する法律相談を受けたことがある者のうち（問69参照）、「原告が勝訴した場合には、原告側の弁護士費用の全部ないし一部を行政側が負担する制度」の導入に多数の157名（64.9%）が賛成し、「どちらともいえない」と回答した者は64名（26.4%）であった。同制度の導入に賛成しない者は21名（8.7%）にとどまった。

上記制度の導入に賛成する理由として、「行政訴訟を提起しやすくする」、「行政訴訟は個人的なものでなく、結果として多くの人の利益にある」、「裁判を受ける権利の実質化に不可欠」などの意見があった。

他方、上記制度の導入に反対する理由として、「濫訴のおそれが生じる可能性」、「結局は税金」、「行政訴訟を特別に考える必要はない」などの意見があった。

【行政事件】問 8 9（管轄の問題が格別の負担となった案件）

行政訴訟において、管轄の問題が格別の負担（管轄の問題が理由となり訴訟提起を断念した場合を含む。）になったことはありますか。該当する番号1つに○を付けてください。

（単位：人）

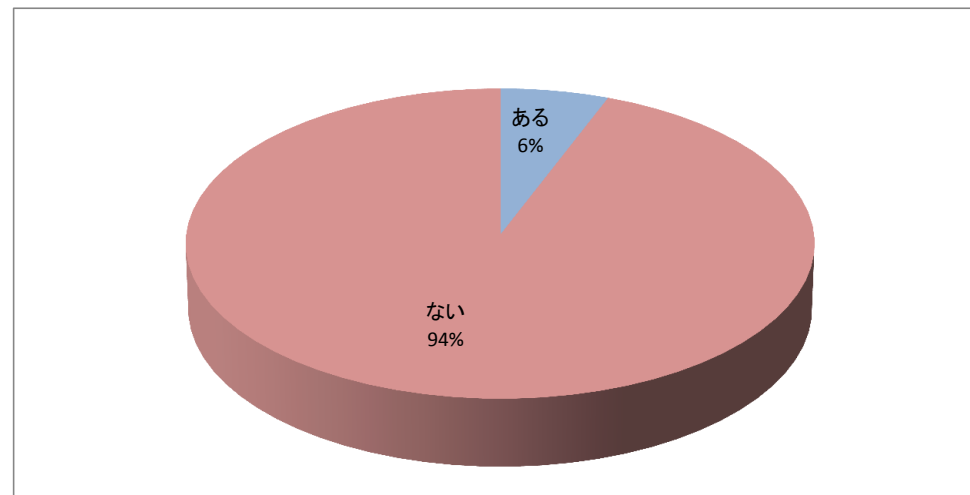
1 ある	14	→ 問 9 0 へ
2 ない	224	→ 問 9 1 へ
合 計	238	

【行政事件】問 9 0（管轄の問題が格別の負担となった案件）

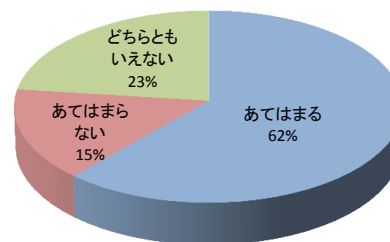
管轄の問題が負担となったのは、具体的にどのような理由によるものでしたか。次の①及び②の全てについて、それぞれ該当する番号に○を付けてください。また、「その他」がある場合は、具体的内容も併せて記入してください。

（単位：人）

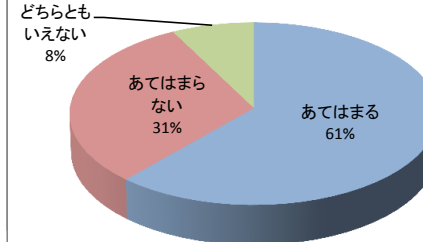
	1 あてはまる	2 なあてはまる	3 いどえちらないとも	合計
①行政訴訟は、裁判所の本庁でしか提起することができない	8	2	3	13
②被告を国とする当事者訴訟は、東京地方裁判所でしか提起することができない	8	4	1	13
③その他	1			1



①行政訴訟は、裁判所の本庁でしか提起することができない



②被告を国とする当事者訴訟は、東京地方裁判所でしか提起することができない



○問89・問90（管轄の問題が格別の負担となった案件）

行政訴訟に関する法律相談を受けたことがある者のうち（問69参照），管轄の問題が格別の負担となった（管轄の問題が理由となり訴訟提起を断念した場合を含む。）ことがある旨を回答した者は，14名（5.9%）いた。

その理由として，「行政訴訟は，裁判所の本庁でしか提起することができない」との理由に「あてはまる」と回答した者は8名（61.5%）おり，「どちらともいえない」と回答した者は3名（23.1%）いた。「あてはまらない」と回答した者は2名（15.4%）であった。

また，上記の理由として，「被告を国とする当事者訴訟は，東京地方裁判所でしか提起することができない」との理由に「あてはまる」と回答した者は8名（61.5%）おり，「どちらともいえない」と回答した者は1名（7.7%）いた。「あてはまらない」と回答した者は4名（30.8%）であった。

【労働事件】問9-1（審判員による事件内容の把握・理解が不十分と感じた経験）

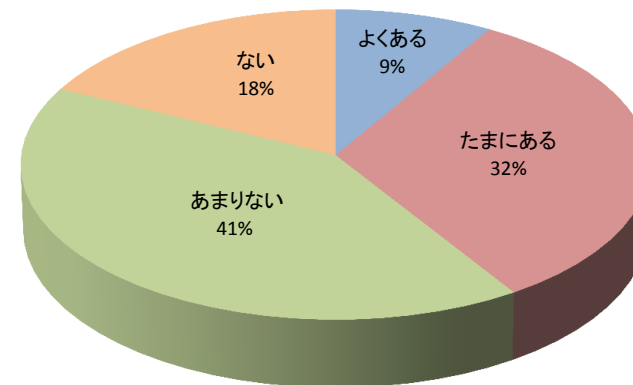
労働審判の期日において、労働審判員による事件内容の把握や理解が十分ではないと感じたことはありますか。該当する番号1つに○を付けてください。

(単位:人)

1 よくある	49
2 たまにある	184
3 あまりない	235
4 ない	101
合 計	569

問9-2へ

問9-4へ



○問91（審判員による事件内容の把握・理解が不十分と感じた経験）

「よくある」「たまにある」の合計が40.9%であり、労働審判事件において、審判員による事件内容の把握・理解が不十分と感じられることが相当数あるものと考えられる。

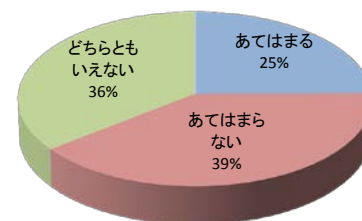
【労働事件】問92（審判員による事件内容の把握・理解が不十分と感じた理由）

労働審判員による事件内容の把握や理解が十分ではないと感じた具体的理由は何ですか。次の①から④の全てについて、それぞれ該当する番号に○を付けてください。また、「その他」がある場合は、具体的内容も併せて記入してください。

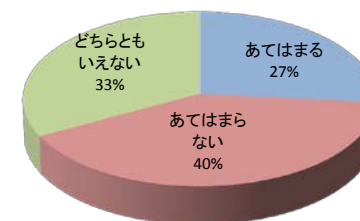
(単位:人)

	1 あてはまる	2 な あてはまる	3 い ど え ち な ら い と も	合計
①債務不履行や不法行為に関する一般的な理解が十分ではなかった	56	89	80	225
②労働関係法規や判例の理解が十分ではなかった	59	90	73	222
③当事者の主張や提出された書証の確認や理解が十分ではなかった	217	5	10	232
④その他	9			9

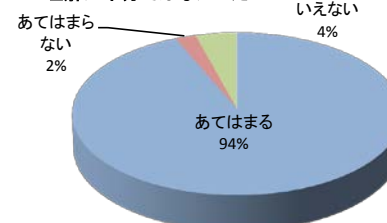
①債務不履行や不法行為に関する一般的な理解が十分ではなかった



②労働関係法規や判例の理解が十分ではなかった



③当事者の主張や提出された書証の確認や理解が十分ではなかった



○問92（審判員による事件内容の把握・理解が不十分と感じた理由）

「債務不履行や不法行為に関する一般的理解が十分ではなかった」「労働関係法規や判例の理解が十分ではなかった」との法律論、解釈論一般の理解の不十分さについては、いずれも「あてはまる」と回答した者が最も少ない（それぞれ24.9%、26.6%）。

これに対し、「当事者の主張や提出された書証の確認や理解が十分ではなかった」との具体的事件における主張や書証の確認・理解不足について「あてはまる」と回答した者が圧倒的多数を占めた（93.5%）。

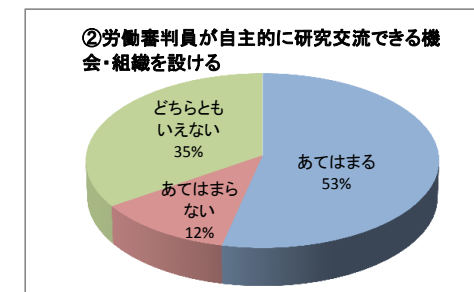
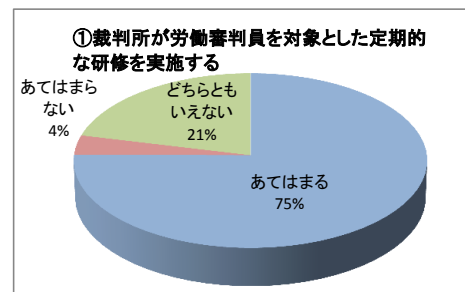
「その他」の回答はごく少数（9人）であるが、その内容をみると、労働者寄りに偏っているとの指摘が複数あった。

【労働事件】問93（必要な改善策）

労働審判員による事件内容の把握や理解を十分なものにするために必要と考える方策は何ですか。次の①及び②の全てについて、それぞれ該当する番号に○を付けてください。また、「その他」がある場合は、具体的内容も併せて記入してください。

(単位:人)

	1 あてはまる	2 な あては まら	3 いど えち なら いとも	合計
①裁判所が労働審判員を対象とした定期的な研修を実施する	187	9	53	249
②労働審判員が自主的に研究交流できる機会・組織を設ける	130	29	84	243
③その他	14			14



○問93（必要な改善策）

「裁判所による定期的研修」について「あてはまる」と回答した者が最多であり、大多数（75.1%）を占めた。

「審判員の自主的研究交流」についても「あてはまる」と回答した者が最多で過半数（53.5%）を占めるが、割合は若干下がっている。

「その他」の回答は少数（14人）であるが、その内容をみると、事前の資料検討の必要性を指摘するものが多数あった。

【労働事件】問94（依頼者が満足する頻度）

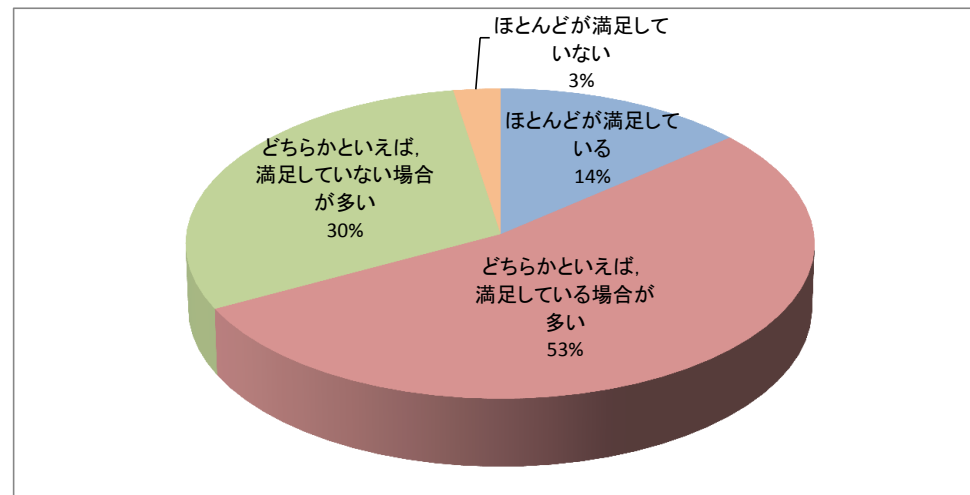
労働審判手続の結果（調停成立・審判の両者を含む。）について、依頼者が満足する頻度はどのようなものですか。該当する番号1つに○を付けてください。

（単位：人）

1 ほとんどが満足している	75
2 どちらかといえば、満足している場合が多い	292
3 どちらかといえば、満足していない場合が多い	165
4 ほとんどが満足していない	14
合 計	546

→ 問97へ

問95へ



○問94（依頼者が満足する頻度）

「ほとんどが満足」「満足している場合が多い」の合計が67.2%と多数を占めた。ただし、「満足していない場合が多い」「ほとんどが満足していない」の合計も32.8%存在する。

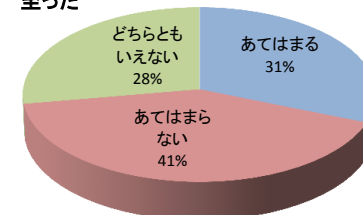
【労働事件】問95（成立した調停に満足しない理由）

労働審判手続において調停が成立したにもかかわらず依頼者が満足しなかったことがある方にお聞きします（依頼者が満足しなかったことがない方は、問96へ。）依頼者が満足しなかった理由は何ですか。次の①から③の全てについて、それぞれ該当する番号に○を付けてください。また、「その他」がある場合は、具体的内容も併せて記入してください。

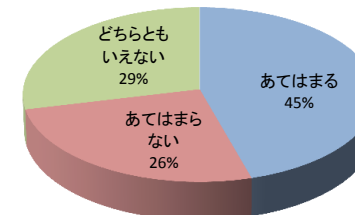
(単位:人)

	1 あてはまる	2 なめてはまる	3 いどえちらないとも	合計
①争点整理が不十分なまま調停成立に至った	117	155	104	376
②証拠の評価が不適切であった	173	98	109	380
③調停に応じるよう強引に説得された	215	85	77	377
④その他	28			28

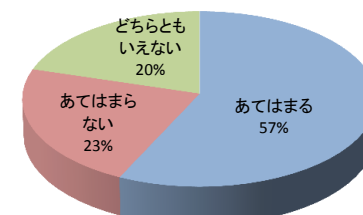
①争点整理が不十分なまま調停成立に至った



②証拠の評価が不適切であった



③調停に応じるよう強引に説得された



○問95（成立した調停に満足しない理由）

「争点整理が不十分」については、「あてはまらない」が最多（41.2%）であるものの、「あてはまる」（31.1%）と「どちらともいえない」（27.7%）との開きは比較的小さい。

「証拠の評価が不適切」については「あてはまる」が最多ではあるが、半数以下（45.5%）となっている。

「調停に応じるよう強引に説得された」については「あてはまる」が最多で過半数を占めた（57.0%）。

なお、「その他」（28名）については、金額等調停の結果自体を挙げる者が多い。

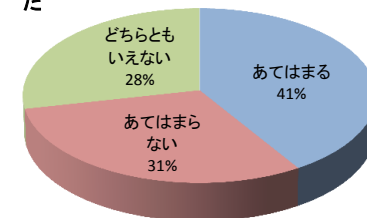
【労働事件】問96（審判に満足しない理由）

労働審判手続において依頼者が審判に満足しなかったことがある方にお聞きます（依頼者が審判に満足しなかったことがない方は、問97へ）。依頼者が審判に満足しなかった理由は何ですか。次の①から③の全てについて、それぞれ該当する番号に○を付けてください。また、「その他」がある場合は、具体的内容も併せて記入してください。

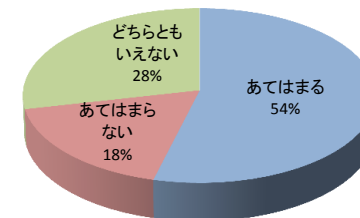
(単位:人)

	1 あてはまる	2 なめてはまる	3 いどえちらないとも	合計
①争点整理が不十分なまま審判に至った	97	72	67	236
②証拠の評価が不適切であった	129	42	68	239
③理由の告知・記載が定型的な言い回しでしかなかった	104	56	72	232
④その他	22			22

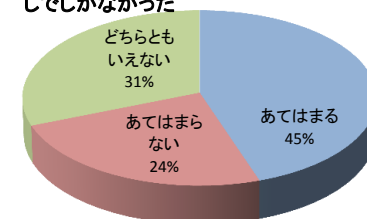
①争点整理が不十分なまま審判に至った



②証拠の評価が不適切であった



③理由の告知・記載が定型的な言い回しでしかなかった



○問96（審判に満足しない理由）

「争点整理不十分」「証拠の評価が不適切」「理由の告知・記載が定型的」のいずれも「あてはまる」との回答が最多であり、その割合はそれぞれ41.1%、54.0%、44.8%である。

「その他」については結果自体を挙げる者や労働者保護に偏っているとの指摘が複数あるが、その内容は様々である。

【消費者事件】問97（少額であるために受任を断念した経験）

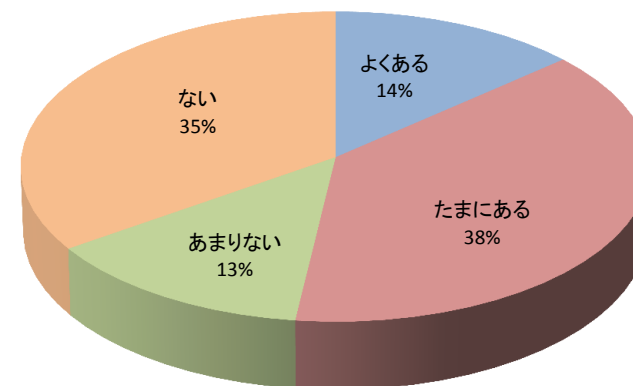
過去3年間に、消費者被害に関する相談を受けたものの被害額が少額であるために受任を断念した経験がありますか。該当する番号1つに○をつけてください。

(単位:人)

1 よくある	67
2 たまにある	189
3 あまりない	66
4 ない	171
合 計	493

問98へ

問99へ



○問97（少額であるために受任を断念した経験）

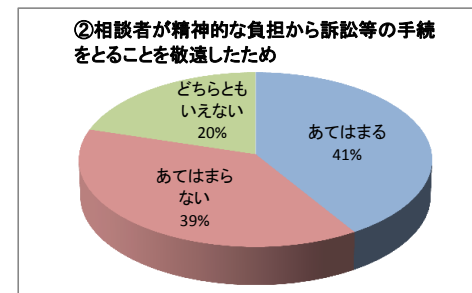
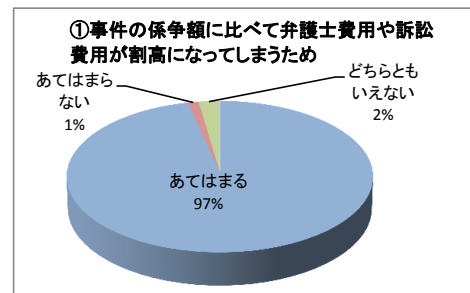
「よくある」「たまにある」の合計が51.9%、「あまりない」「ない」が48.0%で拮抗している。但し「ない」（34.7%）という回答については、そもそも少額の相談を受けたことがないという回答が含まれている可能性がある。

【消費者事件】問98（少額であるために受任を断念した理由）

それはどのような理由によるものですか。次の①及び②の全てについて、それぞれ該当する番号に○を付けてください。また、「その他」がある場合は、具体的内容も併せて記入してください。

（単位：人）

	1 あてはまる	2 な あては まら	3 い ど え ち な ら い と も	合計
①事件の係争額に比べて弁護士費用や訴訟費用が割高になってしまうため	244	3	6	253
②相談者が精神的な負担から訴訟等の手続をとることを敬遠したため	99	93	49	241
③その他	6			6



○問98（少額であるために受任を断念した理由）

「事件の係争額に比べて弁護士費用や訴訟費用が割高になってしまうため」という回答が、実に96.7%に上っており、ほとんどの事件で、得られる経済的利益に比して費用が割高になる点が受任に至らない理由となっている。

「相談者が精神的な負担から訴訟等の手続をとることを敬遠したため」という回答は、「あてはまる」が41.1%と相当数に上り、精神的な負担が訴訟等の手続を躊躇させていることも無視できない。

「その他」の回答は少数であったが（6人）、その中にはそもそも回収困難なため費用が割高になってしまう、というものがみられた。

【消費者事件】問99（相手方住所地の調査ができず訴訟提起断念・訴え取下の経験）

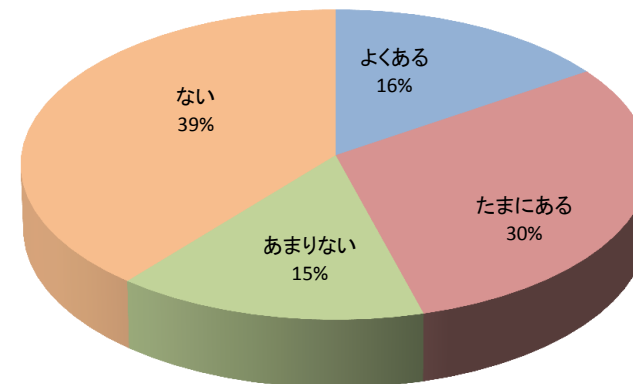
消費者事件において、相手方関係者（事業者の取締役など）の住所地の調査が十分にできず、訴訟提起を断念したり、提訴後取り下げとなったりした経験がありますか。該当する番号1つに○をつけてください。

(単位:人)

1 よくある	75
2 たまにある	146
3 あまりない	73
4 ない	189
合 計	483

問100へ

問101へ



○問99（相手方住所地の調査ができず訴訟提起断念・訴え取下の経験）

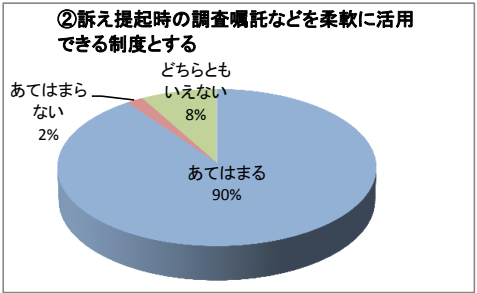
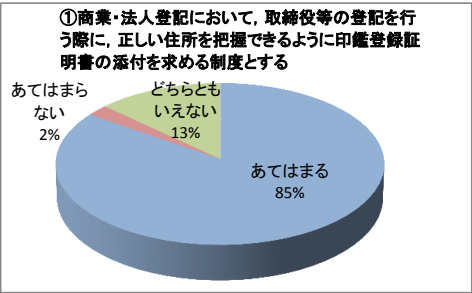
「よくある」「たまにある」の合計が45.8%と相当数に上っている。なお、「ない」（39.1%）という回答については、そもそも相手方関係者の住所地が不明の事件相談を受けたことがないという回答が含まれている可能性がある。

【消費者事件】問100（回避のための方策）

そのような事態を回避するためにどのような方策が必要だと考えますか。次の①及び②の全てについて、あなたの考えに最も近いものをお選びいただき、それぞれ該当する番号に○を付けてください。また、その他を選択した場合は、具体的内容も併せて記入してください。

（単位：人）

	1 あてはまる	2 な あては まら	3 いど えち なら いとも	合計
①商業・法人登記において、取締役等の登記を行う際に、正しい住所を把握できるように印鑑登録証明書の添付を求める制度とする	188	5	29	222
②訴え提起時の調査囑託などを柔軟に活用できる制度とする	197	4	18	219
③その他	5			5



○問100（回避のための方策）

「商業・法人登記での取締役の印鑑証明書添付」については84.7%、「訴え提起時の調査囑託等の柔軟な活用」については90.0%が「あてはまる」と回答しており、これらの方策は消費者被害事件の救済のために強く求められている。

その他の回答（5人）としては、弁護士会照会の強化を挙げるものが複数見られた。

【消費者事件】問101（強制執行が不十分で被害回復ができなかった経験）

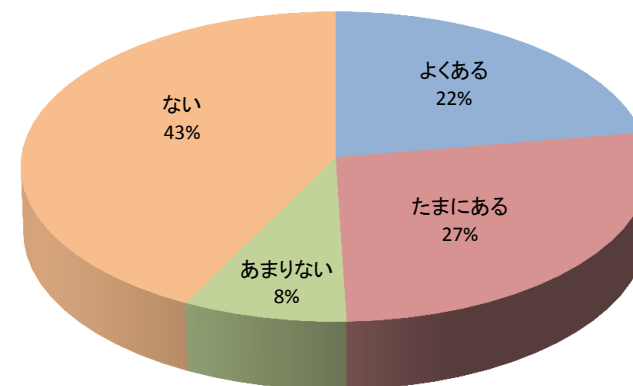
消費者事件において、事業者やその関係者に対する債務名義取得後に強制執行を実行したものの十分な被害回復ができなかったことがありますか。該当する番号1つに○をつけてください。

(単位:人)

1 よくある	107
2 たまにある	129
3 あまりない	38
4 ない	203
合 計	477

問102へ

問103へ



○問101（強制執行が不十分で被害回復ができなかった経験）

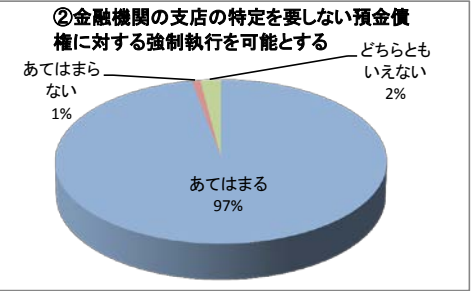
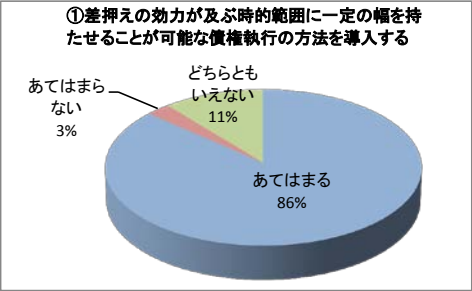
「よくある」「たまにある」の合計が49.5%と相当数に上っている。「ない」（42.6%）という回答は、そもそも強制執行を要するような事件を経験したことがないという回答が含まれている可能性がある。

【消費者事件】問 1 0 2（回避のための方策）

そのような事態を回避するためにどのような方策が必要だと考えますか。次の①及び②の全てについて、あなたの考えに最も近いものをお選びいただき、それぞれ該当する番号に○を付けてください。また、「その他」がある場合は、具体的内容も併せて記入してください。

(単位:人)

	1 あてはまる	2 な あてはまる	3 い ど え ち な ら い と も	合計
①差押えの効力が及ぶ時的範囲に一定の幅を持たせることが可能な債権執行の方法を導入する	197	6	25	228
②金融機関の支店の特定を要しない預金債権に対する強制執行を可能とする	229	2	5	236
③その他	7			7



○問102（回避のための方策）

「差押えの効力の時的範囲に一定の幅を持たせる債権執行の導入」については86.4%、「支店を特定しない預金債権執行」については実に97.0%が「あてはまる」と回答しており、これらの方策が強く求められていることがわかる。
その他の回答（7人）としては、財産開示制度の強化、公的機関への照会制度、銀行口座の調査権限の強化、などの回答がみられた。

【医療事件】問 1 0 3（医療事件についての訴訟前の実費の問題）

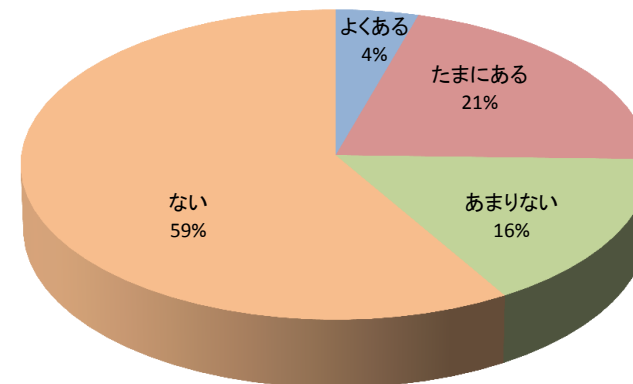
医療事件については、証拠保全、医学文献の収集、協力医からの意見聴取などの訴訟前の調査活動に少なくない実費がかかりますが、過去3年間に、この実費のために相談者が依頼をすることを断念した経験はありますか。該当する番号1つに○をつけてください。

(単位:人)

1 よくある	14
2 たまにある	65
3 あまりない	50
4 ない	182
合 計	311

問 1 0 4 へ

問 1 0 5 へ



○問103（医療事件についての訴訟前の実費の問題）

問103は、医療事件については訴訟前の調査活動等に相当額の実費を要することが通例であることから、このことによって相談者が依頼を断念した経験がないかを尋ねたものである。

「よくある」「たまにある」の回答の合計が79名（25.4%）で回答した弁護士の約4分の1が、実費の問題で相談者が依頼を断念した経験を有していた。

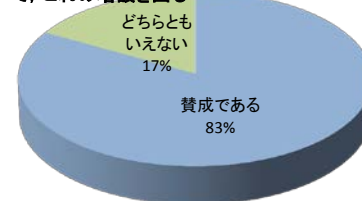
【医療事件】問104（訴訟前の調査活動に関する実費の軽減策）

訴訟前の調査活動に係る実費のために相談者が依頼を断念しないようにするためには、どのようにしたら良いとお考えですか。次の①及び②の全てについて、あなたの考えに最も近いものを選びいただき、それぞれ該当する番号に○を付けてください。また、「その他」がある場合は、具体的内容も併せて記入してください。

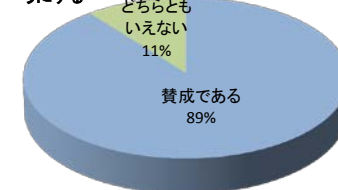
（単位：人）

	1 賛 成 で あ る	2 反 対 で あ る	3 い ど え ち な い と も	合 計
①現在、法テラスが医療事件の調査、証拠保全について十分な実費を認めていないので、これの増額を図る	64		13	77
②証拠保全についてカメラマン同行方式だけでなく、デジタルカメラ方式（裁判所の職員がデジタルカメラで検証物を撮影する方式）も選択できるようにする	67		8	75
③その他	2			2

①現在、法テラスが医療事件の調査、証拠保全について十分な実費を認めていないので、これの増額を図る



②証拠保全についてカメラマン同行方式だけでなく、デジタルカメラ方式（裁判所の職員がデジタルカメラで検証物を撮影する方式）も選択できるようにする



○問104（訴訟前の調査活動に関する実費の軽減策）

問104は、問103で「よくある」「たまにある」の回答をした者に訴訟前の調査活動に関する実費の軽減策について尋ねたものである。

設問に例示した法テラスの実費の援助額の増額については64名が賛成の意見であった（83.1%）。ただし、自由記載の意見には、増額しても償還制だと意味がないというものもみられた。

同じく設問に例示した証拠保全におけるデジタルカメラ方式については67名が賛成の意見であった（89.3%）。

【医療事件】問 1 0 5（医療訴訟における立証の困難性）

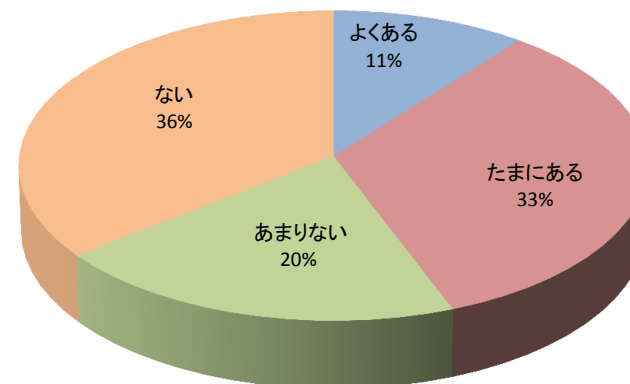
医療訴訟において裁判所から求められた立証が事実上不可能または著しく困難であると感じられたことはありますか。該当する番号1つに○をつけてください。

(単位:人)

1 よくある	31
2 たまにある	98
3 あまりない	59
4 ない	104
合 計	292

問 1 0 6 へ

問 1 0 7 へ



○問105（医療訴訟における立証の困難性）

問105は、医療訴訟における立証の困難性を感じた経験を尋ねたものである。「裁判所から求められた立証が事実上不可能または著しく困難であると感じられたことはありますか」という設問に対して「よくある」「たまにある」の回答の合計が129名（44.2%）で回答した弁護士の半数近くが医療訴訟における立証の困難性を感じた経験があった。

【医療事件】問106（医療訴訟における立証の困難性の改善策）

医療訴訟における立証の困難性の問題を改善するためには、どのようにしたら良いとお考えですか。次の①から③の全てについて、あなたの考えに最も近いものをお選びいただき、それぞれ該当する番号に○を付けてください。「その他」がある場合は、具体的内容も併せて記入してください。

(単位:人)

	1 賛成である	2 反対である	3 どちらでもない	合計
①医療機関が医療事故等について十分に調査研究を行い、患者・その遺族に対し、積極的にその診療経過、事故発生の原因、結果発生に至った機序等について説明すべきものとする	99	7	27	133
②因果関係について高度の蓋然性の立証ができない場合でも、因果関係の立証の程度に応じて割合的に損害を認めるようにする	96	15	23	134
③一定の場合に因果関係を推定することにより立証の軽減、転換を図るようにする	107	10	17	134
④その他	3			3

○問106（医療訴訟における立証の困難性の改善策）

問106は、問105で「よくある」「たまにある」と回答した者に医療訴訟における立証の困難性の改善策を尋ねたものである。

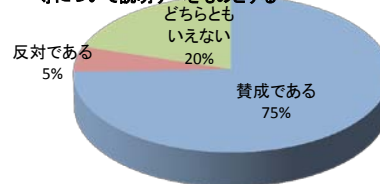
設問に例示した医療機関による医療事故等についての調査研究と患者遺族への説明は、99名（74.4%）が賛成の意見であった。

設問の例示した因果関係の割合的認定については96名（71.6%）が賛成の意見であった。

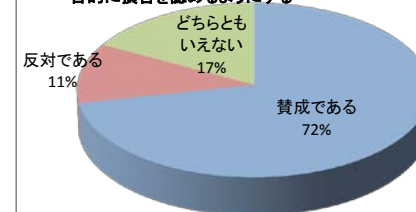
設問に例示した因果関係の推定による立証の軽減、転換については107名（79.9%）が賛成の意見であった。

その他に自由記載の意見には、公正、中立な医療事故の調査制度を設けることによって事案の解明を図り立証の困難性を改善すべきであるとする趣旨の意見が複数みられた。

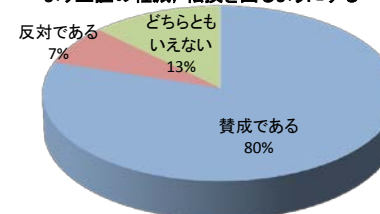
①医療機関が医療事故等について十分に調査研究を行い、患者・その遺族に対し、積極的にその診療経過、事故発生の原因、結果発生に至った機序等について説明すべきものとする



②因果関係について高度の蓋然性の立証ができない場合でも、因果関係の立証の程度に応じて割合的に損害を認めるようにする



③一定の場合に因果関係を推定することにより立証の軽減、転換を図るようにする



【医療事件】問107（意見書の提出）

裁判所から意見書の提出を求められたが意見書の作成に応じていただける協力医が見つからないため意見書が提出できなかったことはありますか。該当する番号1つに○をつけてください。

(単位:人)

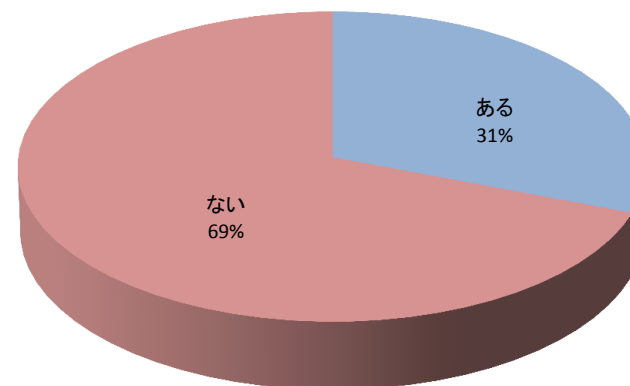
1 ある	91
2 ない	205
合 計	296

→ 問108へ

○問107（意見書の提出）

問107は、裁判所から意見書の提出を求められたが、顕名の意見書の提出に応じていただける協力医が見つからなかったために意見書を提出できなかった経験を尋ねるものである。

「ある」と回答したのが91名（30.7%）で、回答した弁護士の約3割が裁判所が求める意見書の提出ができなかった経験を有していた。

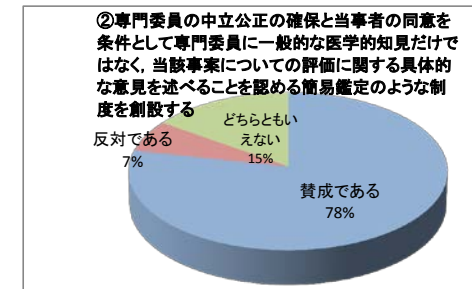
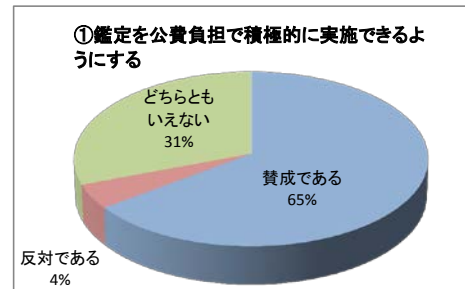


【医療事件】問108（意見書の提出の困難さの改善策）

医療訴訟において患者側が私的意見書を提出することの困難さの問題を改善するためには、どのようにしたら良いとお考えですか。以下の①から②の全てについて、最も近いものをお選びいただき、該当する番号○を付けてください。「その他」がある場合は、具体的内容も併せて記入してください。

(単位:人)

	1 賛 成 で あ る	2 反 対 で あ る	3 い ど え ち な い と も	合 計
①鑑定を公費負担で積極的に実施できるようにする	57	4	27	88
②専門委員の中立公正の確保と当事者の同意を条件として専門委員に一般的な医学的知見だけでなく、当該事案についての評価に関する具体的な意見を述べることを認める簡易鑑定のような制度を創設する	72	6	14	92
③その他	2			2



○問108（意見書の提出の困難さの改善策）

問108は、問107で「ある」と回答した者に意見書の提出の困難さの改善策を尋ねたものである。

設問に例示した鑑定を公費負担で積極的に実施できるようにすることについては57名（64.8%）が賛成の意見であった。

設問に例示した専門委員に当該事案についての具体的な意見を述べてもらう簡易鑑定のような制度を設けることについては72名（78.3%）が賛成の意見であった。

その他に自由記載の意見には、医師が意見書を作成することを業績として評価するなどして医師の意見書作成へのモチベーションを上げる工夫が必要である、文献に基づく立証で裁判官が心証形成をすることを基本にすべきであるといった意見がみられた。

第4 民事司法実情調査アンケート調査票

民事司法実情調査アンケート

所属弁護士会 ☐ 東京弁護士会 ☐ 第一東京弁護士会 ☐ 第二東京弁護士会司法修習期 ☐ () 期 ☐ 弁護士法4条以外の資格

なお、本アンケート調査の結果は頭書目的にのみ使用し、個人が特定される形での利用・公表は一切いたしません。

本アンケートの構成

◆みなさんにご回答いただく項目

1. 民事事件
2. 基盤整備
- 問1（P. 2）から問40（P. 16）まで
※会員全員にご回答ください。

◆経験の有無に応じてご回答いただく項目

3. 家事事件 問41（P. 17）から 問50（P. 21）まで
4. 商事事件 問51（P. 22）から 問68（P. 27）まで
5. 行政事件 問69（P. 28）から 問90（P. 34）まで
6. 労働事件 問91（P. 35）から 問96（P. 36）まで
7. 消費者事件 問97（P. 37）から 問102（P. 38）まで
8. 医療事件 問103（P. 39）から 問108（P. 40）まで

※上記3から8までは、各事件分野の経験がある会員のみご回答ください。

【1. 民事事件】

問1 過去3年間に、法的手続による紛争解決に時間がかかったことで依頼者に何らかの不利益が生じた事案がありますか。次の①から⑤の全てについて、それぞれの頻度として当てはまるものを1つずつ選んで、番号に○を付けてください。また、「その他」がある場合は、具体的内容も併せて記入してください。

	1 ない	2 よくある	3 たまにある	4 ほとんど 依頼なし 過去3年に
①訴訟の目的が全く達せられなかった。	1	2	3	
②訴訟の目的が一部達せられなかった。	1	2	3	
③依頼者に損害が生じた。	1	2	3	
④依頼者から精神的なストレスなど強い不満を訴えられた。	1	2	3	
⑤その他 ()	1	2	3	
⑥過去3年間にほとんど依頼がなかった。				4

問2 現行法上の手続に加えて、迅速に紛争を解決するために審理回数を限定した手続（訴訟又は非訟を問わない）を創設することの是非についてどのようにお考えですか。該当する番号1つに○を付けてください。

1	導入を検討すべきである。	→ 問3へ
2	導入を検討すべきでない。	→ 問4へ
3	どちらともいえない。	→ 問5へ

問3 問2で「1」と回答された方は、導入を検討するに当たって留意すべき点として、次の①から⑥の全てについて、あなたの考えに最も近いものをお選びいただき、該当する番号に○を付けてください。また、「その他」がある場合は、具体的内容も併せて記入してください。

	1 留意が必要	2 留意不要	3 どちらとも いえない
①一定の事件類型に限定すべきである。	1	2	3
②相手方の同意を条件として利用ができるようにすべきである。	1	2	3
③相手方が同意しなくても手続ができるようにすべきである。	1	2	3
④結果に不服な場合には、異議申立てができるようにすべきである。	1	2	3
⑤審理を担当する適切な人材確保等裁判所側の体制を十分整えるべきである。	1	2	3
⑥利用者に対する手続に関する情報提供（広報）を十分に行うべきである。	1	2	3
⑦その他 ()	1		

問4 問2で「2」と回答された方は、導入を検討すべきでないとする理由について、該当する番号に○を付けてください。また、「その他」がある場合は、具体的内容も併せて記入してください。

	1 あてはまる	2 ない あてはまら	3 どちらとも いえない
①現在ある手続で十分である。	1	2	3
②審理回数を限定すると適正な審理が保障されないおそれがある。	1	2	3
③手続を理解しない弱者が不利益を受ける可能性がある。	1	2	3
④裁判を受ける権利が侵害されるおそれがある。	1	2	3
⑤その他 ()	1		

問5 インターネットを利用して訴訟提起等ができるようにすることについてどのようにお考えですか。該当する番号1つに○を付けてください。また、「その他」を選択した場合は、具体的内容も併せて記入してください。

1	インターネットによる訴訟提起等ができるようにすべきである。→ 問7へ
2	反対である。→ 問6へ
3	その他 () → 問7へ

問6 問5で「2」と回答された方は、反対する理由について、次の①から③について該当する番号全てに○を付けてください。また、「その他」がある場合は、具体的内容も併せて記入してください。

	1 あてはまる	2 ない あてはまら	3 どちらとも いえない
①時期尚早である。	1	2	3
②セキュリティ上の危険がある。	1	2	3
③原本の提出が必要であると二度手間となる。	1	2	3
④その他 ()	1		

問7 提訴前の証拠収集制度についてどのようにお考えですか。次の①から③の全てについて、あなたの考えに最も近いものをお選びいただき、それぞれ該当する番号に○を付けてください。また、「その他」がある場合は、具体的内容も併せて記入してください。

	1 賛成	2 反対	3 どちらとも いえない
①現行民事訴訟法の制度（民訴132条の2以下）を改正して利用しやすくする。	1	2	3
②弁護士会照会制度を改正して対応すべきである。	1	2	3
③改正の必要はない。	1	2	3
④その他 ()	1		

問8 提訴後の証拠収集制度について、どのようにお考えですか。次の①から⑥の全てについて、あなたの考えに最も近いものをお選びいただき、それぞれ該当する番号に○を付けてください。また、「その他」がある場合には、具体的内容も併せて記入してください。

	1 賛成である	2 反対である	3 どちらとも いえない
①陳述書の証拠能力・提出時期等について法律で規制すべきである。	1	2	3
②手持ちの書証を早期に相手方に開示する制度を創設すべきである。	1	2	3
③訴訟の早い段階で当事者や証人の証言等を当事者双方が知りうる制度を創設すべきである。	1	2	3
④現行の文書提出命令などの証拠の申出制度だけでなく、証拠収集するための制度をより整備すべきである。	1	2	3
⑤文書送付嘱託について嘱託先の応諾義務を法律で明記すべきである。	1	2	3
⑥裁判当事者以外の第三者（国、研究機関など）が裁判所に意見書を提出する制度（アミカスブリーフ制度）を導入すべきである。	1	2	3
⑦その他)	1		

問9 民事訴訟法163条の当事者照会が利用されるように、回答がなされない場合に制裁を課すことについて、どのようにお考えですか。該当する番号1つに○を付けてください。また、「3」を選択された場合は、具体的内容も併せて記入してください。

1	賛成である。
2	反対である。
3	制裁以外の改正を検討すべきである。 (具体的内容 :)
4	当事者照会制度は必要ない。
5	いずれともいえない。

問10 弁護士会照会（弁護士法23条の2照会）について、「被照会者が自己の責任で、回答（報告）するのが適当か否かの判断をしなければならないとすれば被照会者が回答に慎重になるのは当然であり、弁護士会が責任を負担することにして、被回答者が回答しやすくするべきである」との意見がありますが、弁護士会が回答（報告）の当否を判断すべきだと考えますか。該当する番号1つに○を付けてください。

1	賛成である。
2	反対である。
3	どちらともいえない。

問11 賃料や株価の算定など金銭的評価について鑑定に代えて、専門委員の意見を活用することについて、どのようにお考えですか。該当する番号1つに○を付けてください。また、「3」を選択された場合は、具体的内容も併せて記入してください。

1	賛成である。
2	反対である。
3	事案によっては活用してもよい。 (具体的内容 :)
4	どちらともいえない。

問12 本人訴訟に対する裁判所の対応についてどのようにお考えですか。該当する番号1つに○を付けてください。

1	裁判所が、本人が不当に不利益を受けることがないよう後見的に訴訟に関与することはやむを得ない。
2	お金を出して弁護士を依頼している当事者が損をするのは問題である。
3	本人訴訟の運用には問題があるので何らかの制度的な手当てが必要である。
4	上記いずれもあてはまらない。

問 1 3 費用など必要な条件を整備した上で、民事訴訟に弁護士強制制度（受任義務なし）を導入することについて、どのようにお考えですか。該当する番号 1 つに○を付けてください。また、「1」ないし「3」を選択された場合はその理由を、「5」を選択された場合は具体的な内容を、併せて記入してください。

1	事実審及び法律審のいずれにおいても導入すべきである。 (理由:)
2	法律審のみ導入すべきである。 (理由:)
3	いずれにも導入すべきではない。 (理由:)
4	わからない。
5	その他 ()

問 1 4 民事調停を利用しやすくするための運用上、法制上の方策について、どのようにすべきであるとお考えですか。次の①及び②の全てについて、あなたの考えに最も近いものをお選びいただき、それぞれ該当する番号に○を付けてください。また、「その他」がある場合は、具体的な方策、改善点を記入してください。

	1 賛成である	2 反対である	3 いえない どちらとも
①相手方の出頭義務を強化すべきである。	1	2	3
②調停に代わる決定（17条決定）をより活用できるようにすべきである。	1	2	3
③その他 ()	1		

問 1 5 簡易裁判所の訴訟事件（少額訴訟を含む）を利用しやすくするために、どのようにすべきであるとお考えですか。次の①及び②の全てについて、あなたの考えに最も近いものをお選びいただき、それぞれ該当する番号に○を付けてください。また、「その他」がある場合には、具体的な内容も併せて記入してください。

	1 賛成である	2 反対である	3 いえない どちらとも
①事物管轄の引き上げを検討すべきである。	1	2	3
②審理回数を制限するなど、簡易・少額の事件を迅速に解決する制度とすべく運用改善又は法律改正をすべきである。	1	2	3
③その他 ()	1		

問 1 6 裁判所の調停以外の ADR の利用頻度について、次のうち該当する番号 1 つに○を付けてください。また、「利用する」を選択した場合は、年間の利用件数を併せて記入してください。

1	利用する。(年 件程度) → 問 1 8 へ
2	ほとんど利用しない。 → 問 1 7 へ
3	全く利用しない。 → 問 1 7 へ

問 1 7 問 1 6 で「2」又は「3」と回答された方は、利用しない理由について、次の①から③の全てについて、あなたの考えに最も近いものをお選びいただき、それぞれ該当する番号に○を付けてください。また、「その他」がある場合は、具体的な内容も併せて記入してください。

	1 あてはまる	2 ない あてはまら	3 いえない どちらとも
①どのような ADR が存在するかわからない。	1	2	3
②裁判所の手続の方が信頼できる。	1	2	3
③ ADR は費用がかかる。	1	2	3
④その他 ()	1		

問 1 8 確定判決を受けた金銭債務について、他の債権者に優先する先取特権を付与する制度（ただし倒産手続が採られた場合には失効する）を設けることについて、どのようにお考えですか。該当する番号 1 つに○を付けてください。

1	賛成である。
2	反対である。
3	どちらともいえない。

問 1 9 金銭債権について確定判決を得た債権者の利益と、債務者のプライバシーの保護との関係についてどのように考えますか。該当する番号 1 つに○を付けてください。

1	債務者のプライバシー保護のために債権者が不利益を受けてもやむを得ない。
2	債権者の利益が債務者のプライバシーに優先する。
3	どちらともいえない。
4	わからない。

問 2 0 財産開示手続において、正当な理由なく財産開示期日に出頭せず、又は陳述すべき事項を陳述せず若しくは虚偽の陳述をした場合等の制度の制裁について、どのようにお考えですか。次の①から④の**全て**について、あなたの考えに最も近いものをお選びいただき、それぞれ該当する番号に○を付けてください。

	1 賛成である	2 反対である	3 どちらともいえない
①現行法の過料（30万円）でよい。	1	2	3
②現行法の過料の上限金額（30万円）を引き上げるべきである。	1	2	3
③罰金（刑罰）にすべきである。	1	2	3
④期日に出頭等すれば釈放される身体拘束制度（法廷等の秩序維持に関する法律2条の監置など）を設けるべきである。	1	2	3

問 2 1 財産開示制度の制裁等として、期日に出頭せず又は財産を開示しなかった者の名簿を裁判所が作成する制度を設けるべきであるという意見について、どのように考えますか。該当する番号 1 つに○を付けてください。また、「1」から「3」を選択した場合は、その理由又は具体的内容も併せて記入してください。

1	賛成である。 （理由：_____）
2	反対である。 （理由：_____）
3	その他 （内容：_____）
4	どちらともいえない。

問 2 2 一定の債務名義を有する債権者が、税務署、法務局、金融機関に対して、債務者の資産の情報を照会する制度を設けるべきであるという意見について、どのように考えますか。該当する番号 1 つに○を付けてください。また、賛成又は反対であると選択した場合は、具体的内容を、条件付賛成の場合は条件も併せて記入してください。

1	賛成である。 （理由：_____）
2	条件次第では賛成である。 （条件：_____）
3	反対である。 （理由：_____）
4	どちらともいえない。

問 2 3 日頃の弁護士業務を通じて、裁判制度全般について、どのように感じていますか。次の①から⑤の**全て**について、それぞれ該当する番号に○をつけてください。

	1 あてはまらない	2 どちらかといえはあてはまらない	3 どちらともいえない	4 どちらかといえはあてはまる	5 あてはまる
①日本の民事裁判制度は、紛争解決の役目を十分に果たしている。	1	2	3	4	5
②日本の民事裁判制度は、国民にとって利用しやすい制度である。	1	2	3	4	5
③日本の民事裁判制度は、公正なものだと思いますか。	1	2	3	4	5
④日本の民事裁判制度は、国民にとって満足のいくものだと思いますか。	1	2	3	4	5
⑤日本の民事裁判制度は、国民の権利を十分に実現していると思いますか。	1	2	3	4	5

【2. 基盤整備】

問24 過去3年間に、提訴手数料が高額であることが訴え提起の障害となったことがありますか。該当する番号1つに○を付けてください。

1	よくある。	}	→ 問25へ
2	たまにある。		
3	あまりない。	}	→ 問26へ
4	ない。		
5	過去3年間にほとんど依頼がなかった。		

問25 その訴え提起はどうなりましたか。次の①から④の全てについて、それぞれの頻度として当てはまるものを1つずつ選んで○を付けてください。また、「その他」がある場合は、その具体的内容も併せて記入してください。

	1 ない	2 あまりない	3 たまにある	4 よくある
①訴え提起を断念した。	1	2	3	4
②一部請求として訴えを提起した。	1	2	3	4
③訴訟救助又は法律扶助を利用して訴えを提起した。	1	2	3	4
④依頼者が借入れをして訴えを提起した。	1	2	3	4
⑤その他 ()	1	2	3	4

問26 過去3年間に、裁判において鑑定申出を検討したケースについて、鑑定費用が高額であることが何らかの障害や依頼者の不利益となったことがありますか。該当する番号1つに○を付けてください。

1	鑑定申出を検討したケースはない。	}	→ 問29へ
2	障害や不利益が生じたことは、よくある。		
3	障害や不利益が生じたことは、たまにある。	}	→ 問27へ
4	障害や不利益が生じたことは、あまりない。		
5	障害や不利益が生じたことは、ない。	}	→ 問29へ

問27 問26で「2」又は「3」と回答された方は、それはどのような種類の鑑定でしたか。該当する番号全てに○を付けてください。なお、「その他」を選択した場合は、その具体的内容も併せて記入してください。

1	不動産の評価に関する鑑定
2	株価に関する鑑定
3	医学的知見に関する鑑定
4	その他 ()

問28 鑑定費用が高額であるために生じた障害や不利益とはどのようなものでしたか。次の①から④の全てについて、それぞれの頻度として当てはまるものを1つずつ選んで○を付けてください。また、「その他」がある場合は、その具体的内容も併せて記入してください。

	1 よくある	2 たまにある	3 あまりない	4 ない
①訴訟・調停その他の法的手続をとること自体を断念した。	1	2	3	4
②鑑定申出を断念した。	1	2	3	4
③得られた経済的利益より鑑定費用の負担が上回る結果となった。	1	2	3	4
④依頼者が借入れを余儀なくされた。	1	2	3	4
⑤その他 ()	1	2	3	4

問29 過去3年間に、強制執行を検討したケースにおいて、強制執行に要する実費（弁護士費用を除く。以下同じ。）が何らかの障害や依頼者の不利益となったことがありますか。該当する番号1つに○を付けてください。

1	強制執行を検討したケースはない。	→ 問32へ
2	障害や不利益が生じたことは、よくある。	} → 問30へ
3	障害や不利益が生じたことは、たまにある。	
4	障害や不利益が生じたことは、あまりない。	} → 問32へ
5	障害や不利益が生じたことは、ない。	

問30 問29で「2」又は「3」と回答された方は、それはどのような種類の事件でしたか。該当する番号全てに○を付けてください。また、「その他」がある場合は、その具体的内容も併せて記入してください。

1	不動産競売事件
2	明渡又は引渡事件
3	その他（ ）

問31 強制執行に要する実費による障害や不利益とはどのようなものでしたか。次の①から③の全てについて、それぞれの頻度として当てはまるものを1つずつ選んで○を付けてください。また、「その他」がある場合は、その具体的内容も併せて記入してください。

	1 よくある	2 たまにある	3 あまりない	4 ない
①強制執行を断念した。	1	2	3	4
②無剰余取消となった。	1	2	3	4
③得られた経済的利益より執行費用の負担が上回る結果となった。	1	2	3	4
④その他（ ）	1	2	3	4

問32 過去3年間に、法テラスの代理援助を利用し、または利用しようとしたことがありますか。該当する番号1つに○を付けてください。

1	ある	→ 問33へ
2	ない	→ 問41へ

問33 過去3年間に、法テラスの代理援助が給付制ではなく償還制であることが、代理援助利用による受任の障害となったことがありますか。該当する番号1つに○を付けてください。

1	よくある。	} → 問34へ
2	たまにある。	
3	あまりない。	} → 問35へ
4	ない。	

問34 その事件受任はどうになりましたか。次の①から③の全てについて、それぞれの頻度として当てはまるものを1つずつ選んで○を付けてください。また、「その他」がある場合は、その具体的内容も併せて記入してください。

	1 よくある	2 たまにある	3 あまりない	4 ない
①受任に至らなかった。	1	2	3	4
②法テラスの援助額よりも安価又は長期分割とした上で、代理援助を利用せず受任した。	1	2	3	4
③代理援助を利用したが、経済的利益の額を少なめに計算して受任した。	1	2	3	4
④その他（ ）	1	2	3	4

問35 過去3年間に、資力要件を満たさず法テラスの代理援助が受けられないことが、事件受任の障害となったことがありますか。該当する番号1つに○を付けてください。

1	よくある。	} → 問36へ
2	たまにある。	
3	あまりない。	} → 問37へ
4	ない。	

問３６ その事件受任はどうになりましたか。次の①及び②の**全て**について、それぞれの頻度として当てはまるものを１つずつ選んで○を付けてください。また、「その他」がある場合は、その具体的内容も併せて記入してください。

	1 よくある	2 たまにある	3 あまりない	4 ない
①受任に至らなかった。	1	2	3	4
②着手金や報酬金を減額して受任した。	1	2	3	4
③その他 ()	1	2	3	4

問３７ 過去３年間に、事件内容によって法テラスの代理援助の対象とされないこと（勝訴の見込みがないと判断された場合を除く。）が、事件受任の障害（受任断念、弁護士費用の減額など）となったことがありますか。該当する番号１つに○を付けてください。

1	よくある。	} → 問３８へ
2	たまにある。	
3	あまりない。	} → 問３９へ
4	ない。	

問３８ その事件はどのような事件でしたか。該当する番号全てに○を付けてください。また、「その他」を選択した場合は、その具体的内容も併せて記入してください。

1	中小企業等の事業者からの依頼による事件
2	外国における処理が必要な事件
3	極端な少額事件
4	行政事件（交渉段階及び行政手続の代理）
5	その他（)

問３９ 過去３年間に、「勝訴の見込みがない」との理由で、法テラスから代理援助の不開始決定を受けた経験がありますか。該当する番号１つに○を付けてください。

1	よくある。	} → 問４０へ
2	たまにある。	
3	あまりない。	} → 問４１へ
4	ない。	

問４０ それはどのような事件でしたか。該当する番号全てに○を付けてください。

1	民事事件
2	家事事件
3	行政事件

⇒共通のアンケートは本問までです。

問４１からのアンケートについては、ご経験のある該当分野にご回答ください。

【3. 家事事件】 ※過去3年間に家事事件の経験のない方 → 問51 (P. 22) へ

問41 過去3年間に、家庭裁判所での遺産分割調停・審判において、相続人や相続財産の範囲、遺言の効力、遺留分減殺等の遺産分割の前提問題に争いが生じたことがありますか。該当する番号1つに○をつけてください。

1	よくある。	} → 問42へ
2	たまにある。	
3	あまりない。	} → 問43へ
4	ない。	

問42 遺産分割の前提問題に争いが生じた場合、どのようになりましたか。次の①から④の全てについて、それぞれの頻度として当てはまるものを1つずつ選んで○をつけてください。また、「その他」がある場合は、その具体的内容も併せて記入してください。

	1 よくある	2 たまにある	3 あまりない	4 ない
①申立ての取下げをした。	1	2	3	4
②申立ての取下げをされた。	1	2	3	4
③前提問題に関わらない範囲で部分的に遺産分割を行った。	1	2	3	4
④期日を追って指定するなどの方法を取り前提問題についての争いが訴訟手続などにより解決するのを待った。	1	2	3	4
⑤その他 ()	1	2	3	4

問43 家庭裁判所での遺産分割調停・審判において、相続人や相続財産の範囲、遺言の効力、遺留分減殺等の遺産分割の前提問題に争いが生じたときに、それらの前提問題に関連する訴訟事件についても、遺産分割の手続と同一の手続によって解決することの必要性について、どのように考えますか。該当する番号1つに○をつけてください。

1	とても必要である。
2	必要である。
3	あまり必要ではない。
4	まったく必要ではない。

問44 子どもとの面会交流を円滑に実施するためにどのような方策が必要だと思いますか。次の①から⑤の全てについて、あなたの考えに最も近いものを選びいただき、それぞれ該当する番号に○をつけてください。また、「その他」がある場合は、具体的内容を併せて記入してください。

	1 賛成である	2 反対である	3 どちらとも いえない
①面会交流に要する費用を監護親、非監護親で分担する。	1	2	3
②面会交流に関して、一定の場合に、親に対して、専門家による研修・カウンセリングなどを義務付け、そのための専門家を養成する。	1	2	3
③国などが面会交流実施のための公正中立的な第三者機関を設け、物的・人的支援を図る。	1	2	3
④面会交流を親または子の権利ないし親の義務として明文化する。	1	2	3
⑤面会交流について子の意思を確認することを実質化する。	1	2	3
⑥その他 ()	1		

問45 家事調停官（非常勤で家事調停事件の処理について裁判官又は裁判長が行う権限を行う。）になりたいと思いますか。該当する番号1つに○をつけてください。また、「2」を選択された場合は、具体的条件も併せて記入してください。

1	とてもなりたい。
2	条件が合えばなりたいと思う。 (具体的条件:)
3	あまりなりたいとは思わない。
4	なりたいたくはない。
5	現在又は過去に家事調停官であった。

問 4 6 家事調停官の数が不足していると言われている一方、家事調停官の数は増えていないのが現状です。家事調停官の数が増えない原因は何だと思えますか。次の①から④の全てについて、あなたの考えに最も近いものをお選びいただき、それぞれ該当する番号に○を付けてください。また、「その他」がある場合は、具体的内容も併せて記入してください。

	1 あてはまる	2 ない あてはまら	3 いえ ない どちらとも
①家事調停官の制度が知られていないから。	1	2	3
②希望する弁護士がいても日常業務が忙しくて時間がとれないから。	1	2	3
③家事調停官に適切な人がそもそもいないから。	1	2	3
④家事調停官の報酬が低すぎるから。	1	2	3
⑤その他 ()	1		

(注) 2013 年 4 月 1 現在、家事調停官（任官時弁護士経験 5 年以上で 55 歳程度までの者が選考対象）の報酬は、週 1 日終日（午前 9 時 30 分頃から午後 5 時頃まで）の勤務で、1 日あたり 28,200 円となっています。

問 4 7 法テラスの民事法律扶助制度の代理援助における家事事件の着手金・報酬金の金額についてどのように思えますか。該当する番号 1 つに○を付けてください。

1	とても高い。
2	高い。
3	概ね適正である。
4	低い。
5	とても低い。
6	どちらともいえない。

問 4 8 法テラスの民事法律扶助制度の代理援助立替基準上、DV被害者を代理した離婚事件や保護命令など事件処理に困難を伴う案件について、着手金や報酬金を増額する必要があると思えますか。該当する番号 1 つに○を付けてください。また、「1」を選択した場合、どの程度の増額が必要か具体的に記入してください。

1	増額する必要がある。 (増額の割合： 倍程度)
2	増額する必要はない。
3	どちらともいえない。

問 4 9 家庭裁判所の物的な設備について改善すべきと感じる事項はありますか。次の①から④の全てについて、それぞれ該当する番号に○を付けてください。また、「その他」がある場合は、具体的内容も併せて記入してください。

	1 あてはまる	2 ない あてはまら	3 いえ ない どちらとも
①調停室が足りない。	1	2	3
②待合室が狭い。	1	2	3
③待合室が混雑している。	1	2	3
④他方当事者が調停員と話している間に打ち合わせができるスペースがない。	1	2	3
⑤その他 ()	1		

問50 家庭裁判所の裁判官の人員に関して改善すべきと感じる事項はありますか。次の①から③の全てについて、それぞれ該当する番号に○を付けてください。また、「その他」がある場合は、具体的内容も併せて記入してください。

	1 あてはまる	2 ない あてはまら	3 いえない どちらとも
①裁判官が調停に同席する回数が少ない。	1	2	3
②裁判官が調停に同席する時間が短い。	1	2	3
③裁判官と家事調停委員の評議のために長時間待たされる。	1	2	3
④その他 ()	1		

→ 【4. 商事事件】問51へ

【4. 商事事件】 ※過去3年間に商事事件の経験のない方 → 問69 (P.28) へ

問51 過去3年間に、国際商取引に関する紛争について、日本だけでなく外国にも裁判又は仲裁手続の管轄がある案件を取り扱ったことがありますか。該当する番号1つに○を付けてください。

1	よくある。	} → 問52へ
2	たまにある。	
3	あまりない。	} → 問56へ
4	ない。	

問52 そのような案件において、依頼者が日本ではなく外国の裁判又は仲裁手続の利用を希望したことがありますか。該当する番号1つに○を付けてください。

1	よくある。	} → 問53へ
2	たまにある。	
3	あまりない。	} → 問54へ
4	ない。	

問53 それはどのような理由によるものでしたか。該当する番号全てに○を付けてください。また、「その他」がある場合は、その具体的内容も併せて記入してください。

	1 ない	2 あまりない	3 たまにある	4 よくある
①日本の手続だと審理に長期間を要するから。	1	2	3	4
②日本の手続だと裁判官や仲裁人の取引に関する知見や能力に不安があるから。	1	2	3	4
③日本の手続だと語学対応力に不安があるから。	1	2	3	4
④その他 ()	1	2	3	4

問54 国際商取引に関する現在の日本の裁判実務について、時間や労力の面で非効率だと感じますか。該当する番号1つに○を付けてください。

1	とても感じる。	} → 問55へ
2	感じる。	
3	感じない。	} → 問56へ
4	分からない。	

問55 国際商取引に関する裁判実務を効率化するために有効な方策としてどのようなものが考えられますか。次の①から④の全てについて、あなたの考えに最も近いものをお選びいただき、それぞれ該当する番号に○を付けてください。なお、「その他」がある場合は、その具体的内容も併せて記入してください。

	1 賛成である	2 反対である	3 どちらとも いえない
①専門部または集中部の設置	1	2	3
②専門委員制度の拡充	1	2	3
③国際商取引制度を学ぶための留学制度の創設または拡充	1	2	3
④法科大学院や司法修習のカリキュラム等の改訂	1	2	3
⑤その他 ()	1		

問56 過去3年間に、知的財産高等裁判所に事件が係属したことがありますか。該当する番号1つに○を付けてください。

1	よくある。	} → 問57へ
2	たまにある。	
3	あまりない。	} → 問58へ
4	ない。	

問57 過去3年間に、知的財産高等裁判所の審理や判断内容に不満を感じたことがありますか。次の①から③の全てについて、それぞれ該当する番号に○を付けてください。また、「その他」がある場合は、その具体的内容も併せて記入してください。

	1 あてはまる	2 ない あてはまら	3 どちらとも いえない
①不満を感じたことはない。	1	2	3
②必要と思われる専門性を備えていなかった。	1	2	3
③保全を担当した裁判官が本案についても合議体を構成していた。	1	2	3
④判断の実質的理由が不十分であった。	1	2	3
⑤その他 ()	1		

問58 過去3年間に、裁判の公開原則のために情報が流出する可能性を懸念して、企業の秘密情報が含まれている証拠等の提出を躊躇したことがありますか。該当する番号1つに○を付けてください。

1	よくある。
2	たまにある。
3	あまりない。
4	ない。

問59 日本において、弁護士と依頼者間の一定の相談内容を秘匿する特権（秘匿特権）が必要であると考えますか。該当する番号1つに○を付けてください。

1	必要だと考える。	→ 問60へ
2	必要ではないと考える。	} → 問61へ
3	分からない。	

問60 秘匿特権が必要であるとする理由はどのようなものですか。次の①及び②の全てについて、あなたの考えに最も近いものをお選びいただき、それぞれ該当する番号に○を付けてください。また、「その他」がある場合は、その具体的内容も併せて記入してください。

	1 あてはまる	2 ない あてはまら	3 いえない どちらとも
①企業等が重要事項の書面化を回避しようとする弊害があるから。	1	2	3
②秘匿特権のある国と並行して進行する手続では、当該他国との連携が困難となるから。	1	2	3
③その他 ()	1		

問61 過去3年間に、商事事件や商取引事件の裁判において、必要とされる専門的知見に関する裁判所の理解に不安や懸念を覚えたことがありますか。該当する番号1つに○を付けてください。

1	よくある。	} → 問62へ
2	たまにある。	
3	あまりない。	} → 問63へ
4	ない。	

問62 不安や懸念を覚えたのはどのような分野に関する専門的知見でしたか。次の①から⑤の全てについて、それぞれ該当する番号に○を付けてください。また、「その他」がある場合は、その具体的内容も併せて記入してください。

	1 あてはまる	2 ない あてはまら	3 いえない どちらとも
①金融取引分野	1	2	3
②国際商取引分野	1	2	3
③知的財産取引分野	1	2	3
④IT分野	1	2	3
⑤倒産分野	1	2	3
⑥その他 ()	1		

問63 商事事件や商取引事件において、裁判所の専門的知見を確保するためにはどのような方策が有益だと考えますか。次の①及び②の全てについて、それぞれ該当する番号に○を付けてください。また「その他」がある場合は、その具体的内容も併せて記入してください。

	1 あてはまる	2 ない あてはまら	3 いえない どちらとも
①専門部または集中部の設置	1	2	3
②専門委員制度の拡充	1	2	3
③その他 ()	1		

問64 過去3年間に、企業等の不祥事に関して当該企業等が設置した独立委員会や第三者委員会（以下「独立委員会等」といいます。）において、委員会の権能や独立性・公正性に疑問を感じたことがありますか。該当する番号1つに○を付けてください。

1	ある。	} → 問65へ
2	ない。	
3	分らない。	} → 問66へ
4	独立委員会等に加わったことがない。	

問65 それはどのような理由によるものでしたか。次の①から③の全てについて、それぞれ該当する番号に○を付けてください。また、「その他」がある場合は、その具体的内容も併せて記入してください。

	1 あてはまる	2 ない あてはまら	3 いえない どちらとも
①当該企業等から提供される情報や資料に偏りがあると感じられた。	1	2	3
②当該企業等が秘密情報の保護を理由に必要な情報や資料が開示されなかった。	1	2	3
③当該企業等により選任された委員の構成が中立性を欠いていた。	1	2	3
④その他 ()	1		

問 6 6 過去 3 年間に、会社役員の責任追及に関する訴訟の原告代理人となったことがありますか。該当する番号 1 つに○を付けてください。

1	ある。	→ 問 6 7 へ
2	ない。	→ 問 6 9 へ

問 6 7 そのような訴訟において、会社が保有する証拠を収集する手段を欠いていると感じたことがありますか。該当する番号 1 つに○を付けてください。

1	よくある。	} → 問 6 8 へ
2	たまにある。	
3	あまりない。	} → 問 6 9 へ
4	ない。	

問 6 8 会社が保有する証拠を収集するために、どのような制度や方策が有益であると考えますか。次の①から③の**全て**について、あなたの考えに最も近いものをお選びいただき、それぞれ該当する番号に○を付けてください。また、「その他」がある場合は、その具体的内容も併せて記入してください。

	1 あてはまる	2 ない あてはまら	3 どちらとも いえない
①文書送付嘱託に応じる義務を設定する。	1	2	3
②ディスカバリー制度を導入する。	1	2	3
③裁判所が強力に訴訟指揮をとる。	1	2	3
④その他 ()	1		

→ 【5. 行政事件】問 6 9 へ

【5. 行政事件】 ※行政事件の経験のない方 → 問 9 1 (P. 35) へ

問 6 9 これまで行政訴訟（本アンケートでは、国家賠償請求訴訟は行政訴訟に含めないものとします。）に関する法律相談を受けたことはありますか。該当する番号 1 つに○を付けてください。

1	ある。	→ 問 7 0 へ
2	ない。	→ 問 9 1 へ (P. 35)

問 7 0 これまでに経験された自然環境、都市環境等の環境保護を目的とする法律相談（以下「環境保護案件」といいます。）は何件ですか。該当する番号 1 つに○を付けてください。

1	環境保護案件の法律相談を受けたことはない。	→ 問 7 3 へ
2	1 件	} → 問 7 1 へ
3	2 件～5 件	
4	6 件～1 0 件	
5	1 1 件以上	

問 7 1 環境保護案件において原告適格のハードルが障害となって訴訟提起を断念した件数は何件ですか。該当する番号 1 つに○を付けてください。

1	0 件
2	1 件
3	2～3 件
4	4～5 件
5	6～1 0 件
6	1 1 件以上

問 7 2 環境保護案件において原告適格のハードルが障害となって訴えが却下された又は訴えを取り下げた件数は何件ですか。該当する番号 1 つに○を付けてください。

1	0 件
2	1 件
3	2～3 件
4	4～5 件
5	6～1 0 件
6	1 1 件以上

問73 これまでに経験された文化財保護を目的とする法律相談（以下「文化財保護案件」といいます。）は何件ですか。該当する番号1つに○を付けてください。

1	文化財保護案件の法律相談を受けたことはない。	→ 問76へ
2	1件	
3	2～5件	
3	6～10件	
4	11件以上	

問74 文化財保護案件において原告適格のハードルが障害となって訴訟提起を断念した件数は何件ですか。該当する番号1つに○を付けてください。

1	0件
2	1件
3	2～3件
4	4～5件
5	6～10件
6	11件以上

問75 文化財保護案件において原告適格のハードルが障害となって訴えが却下された又は訴えを取り下げた件数は何件ですか。該当する番号1つに○を付けてください。

1	0件
2	1件
3	2～3件
4	4～5件
5	6～10件
6	11件以上

問76 行政訴訟の提起に際し、仮の救済制度（執行停止、仮の義務付け又は仮の差止め）の申立て（但し、入国管理に関する事件を除く。）を検討した件数は何件ですか。

1	0件	→ 問83へ
2	1件	} → 問77へ
3	2～5件	
4	6～10件	
5	11件以上	

問77 行政訴訟の提起に際し、執行停止の申立てを検討したものの申立てを断念した件数は何件ですか。該当する番号1つに○を付けてください。

1	0件
2	1件
3	2～3件
4	4～5件
5	6～10件
6	11件以上

問78 行政訴訟の提起に際し、執行停止の申立てをしたものの却下もしくは棄却又は取下げとなった件数は何件ですか。該当する番号1つに○を付けてください。

1	0件
2	1件
3	2～3件
4	4～5件
5	6～10件
6	11件以上

問 7 9 行政訴訟の提起に際し、仮の義務付けの申立てを検討したものの申立てを断念した件数は何件ですか。該当する番号 1 つに○を付けてください。

1	0 件
2	1 件
3	2 ～ 3 件
4	4 ～ 5 件
5	6 ～ 1 0 件
6	1 1 件以上

問 8 0 行政訴訟の提起に際し、仮の義務付けの申立てをしたものの却下もしくは棄却又は取下げとなった件数は何件ですか。該当する番号 1 つに○を付けてください。

1	0 件
2	1 件
3	2 ～ 3 件
4	4 ～ 5 件
5	6 ～ 1 0 件
6	1 1 件以上

問 8 1 行政訴訟の提起に際し、仮の差止めの申立てを検討したものの申立てを断念した件数は何件ですか。該当する番号 1 つに○を付けてください。

1	0 件
2	1 件
3	2 ～ 3 件
4	4 ～ 5 件
5	6 ～ 1 0 件
6	1 1 件以上

問 8 2 行政訴訟の提起に際し、仮の差止めの申立てをしたものの却下もしくは棄却又は取下げとなった件数は何件ですか。該当する番号 1 つに○を付けてください。

1	0 件
2	1 件
3	2 ～ 3 件
4	4 ～ 5 件
5	6 ～ 1 0 件
6	1 1 件以上

問 8 3 裁判所による裁量審査において、十分な審理・判断がなされていると考えますか。該当する番号 1 つに○を付けてください。

1	十分な審理・判断がなされていると考える。
2	十分な審理・判断がなされているとは考えない。
3	どちらともいえない。

問 8 4 裁判所による裁量審査のあり方について、なんらかの立法の手当てが必要であると考えますか。該当する番号 1 つに○を付けてください。

1	必要であると考える。	→ 問 8 5 へ
2	必要とは考えない。	} → 問 8 6 へ
3	どちらともいえない。	

問 8 5 どのような立法の手当てが必要であると考えますか。次の①及び②の全てについて、あなたの考えに最も近いものを選びいただき、それぞれ該当する番号に○を付けてください。また、「その他」がある場合は、具体的内容も併せて記入してください。

	1 賛成である	2 反対である	3 どちらともいえない
①立証責任を行政側に負わせる。	1	2	3
②裁量審査の基準を行政事件訴訟法に明記する。	1	2	3
③その他 ()	1		

問86 行政訴訟において訴え提起手数料が各別の負担になったこと（訴え提起手数料の問題が理由となり訴訟提起を断念した場合を含む。）はありますか。該当する番号1つに○を付けてください。

1	ある。	
2	ない。	→ 問88へ

問87 訴え提起手数料が負担となったのは、具体的にどのような理由によるものでしたか。次の①及び②の全てについて、それぞれ該当する番号に○を付けてください。また、「その他」がある場合は、具体的内容も併せて記入してください。

	1 あてはまる	2 ない あてはまら	3 いえない どちらとも
①算定基準そのものが、高額に過ぎる。	1	2	3
②ひとつの処分を争って複数の者が原告となる場合に、一人一人カウントして手数料が算定される。	1	2	3
③その他 ()	1		

問88 行政訴訟の分野において、原告が勝訴した場合には、原告側の弁護士費用の全部ないし一部を行政側が負担する制度（原告が敗訴した場合において、行政側の弁護士費用を原告側が負担するものではない。この意味で片面的な制度をいいます。）の導入が検討されていますが、この制度の導入に賛成しますか。該当する番号1つに○を付けてください。また、その具体的理由も併せて記入してください。

1	賛成する。 (理由:)
2	賛成しない。 (理由:)
3	どちらともいえない。

問89 行政訴訟において、管轄の問題が格別の負担（管轄の問題が理由となり訴訟提起を断念した場合を含む。）になったことはありますか。該当する番号1つに○を付けてください。

1	ある。	→ 問90へ
2	ない。	→ 問91へ

問90 管轄の問題が負担となったのは、具体的にどのような理由によるものでしたか。次の①及び②の全てについて、それぞれ該当する番号に○を付けてください。また、「その他」がある場合は、具体的内容も併せて記入してください。

	1 あてはまる	2 ない あてはまら	3 いえない どちらとも
①行政訴訟は、裁判所の本庁でしか提起することができない。	1	2	3
②被告を国とする当事者訴訟は、東京地方裁判所でしか提起することができない。	1	2	3
③その他 ()	1		

→ 【6. 労働事件】問91へ

【6. 労働事件】※過去3年間に労働審判事件の経験のない方 → 問97（P.37）へ

問91 労働審判の期日において、労働審判員による事件内容の把握や理解が十分ではないと感じたことはありますか。該当する番号1つに○を付けてください。

1	よくある。	} → 問92へ
2	たまにある。	
3	あまりない。	} → 問94へ
4	ない。	

問92 労働審判員による事件内容の把握や理解が十分ではないと感じた具体的な理由は何ですか。次の①から④の全てについて、それぞれ該当する番号に○を付けてください。また、「その他」がある場合は、具体的内容も併せて記入してください。

	1 あてはまる	2 ない あてはまら	3 いえない どちらとも
①債務不履行や不法行為に関する一般的な理解が十分ではなかった。	1	2	3
②労働関係法規や判例の理解が十分ではなかった。	1	2	3
③当事者の主張や提出された書証の確認や理解が十分ではなかった。	1	2	3
④その他 ()	1		

問93 労働審判員による事件内容の把握や理解を十分なものにするために必要と考える方策は何ですか。次の①及び②の全てについて、それぞれ該当する番号に○を付けてください。また、「その他」がある場合は、具体的内容も併せて記入してください。

	1 あてはまる	2 ない あてはまら	3 いえない どちらとも
①裁判所が労働審判員を対象とした定期的な研修を実施する。	1	2	3
②労働審判員が自主的に研究交流できる機会・組織を設ける。	1	2	3
③その他 ()	1		

問94 労働審判手続の結果（調停成立・審判の両者を含む。）について、依頼者が満足する頻度はどのようなものですか。該当する番号1つに○を付けてください。

1	ほとんどが満足している。	} → 問97へ
2	どちらかといえば、満足している場合が多い。	
3	どちらかといえば、満足していない場合が多い。	} → 問95へ
4	ほとんどが満足していない。	

問95 労働審判手続において調停が成立したにもかかわらず依頼者が満足しなかったことがある方にお聞きます（依頼者が満足しなかったことがない方は、問96へ。）依頼者が満足しなかった理由は何ですか。次の①から③の全てについて、それぞれ該当する番号に○を付けてください。また、「その他」がある場合は、具体的内容も併せて記入してください。

	1 あてはまる	2 ない あてはまら	3 いえない どちらとも
①争点整理が不十分なまま調停成立に至った。	1	2	3
②証拠の評価が不適切であった。	1	2	3
③調停に応じるよう強引に説得された。	1	2	3
④その他 ()	1		

問96 労働審判手続において依頼者が審判に満足しなかったことがある方にお聞きます（依頼者が審判に満足しなかったことがない方は、問97へ。）依頼者が審判に満足しなかった理由は何ですか。次の①から③の全てについて、それぞれ該当する番号に○を付けてください。また、「その他」がある場合は、具体的内容も併せて記入してください。

	1 あてはまる	2 ない あてはまら	3 いえない どちらとも
①争点整理が不十分なまま審判に至った。	1	2	3
②証拠の評価が不適切であった。	1	2	3
③理由の告知・記載が定型的な言い回しでしかなかった。	1	2	3
④その他 ()	1		

→ 【7. 消費者事件】問97へ

【7. 消費者事件】 ※過去3年間に消費者事件の経験のない方 → 問103 (P.39) へ

問97 過去3年間に、消費者被害に関する相談を受けたものの被害額が少額であるために受任を断念した経験がありますか。該当する番号1つに○をつけてください。

1	よくある。	}	→ 問98へ
2	たまにある。		
3	あまりない。	}	→ 問99へ
4	ない。		

問98 それはどのような理由によるものですか。次の①及び②の全てについて、それぞれ該当する番号に○を付けてください。また、「その他」がある場合は、具体的内容も併せて記入してください。

	1 あてはまる	2 ない あてはまら	3 どちらとも いえない
①事件の係争額に比べて弁護士費用や訴訟費用が割高になってしまうため。	1	2	3
②相談者が精神的な負担から訴訟等の手続をとることを敬遠したため。	1	2	3
③その他 ()	1		

問99 消費者事件において、相手方関係者（事業者の取締役など）の住所地の調査が十分にできず、訴訟提起を断念したり、提訴後取り下げとなったりした経験がありますか。該当する番号1つに○をつけてください。

1	よくある。	}	→ 問100へ
2	たまにある。		
3	あまりない。	}	→ 問101へ
4	ない。		

問100 そのような事態を回避するためにどのような方策が必要だと考えますか。次の①及び②の全てについて、あなたの考えに最も近いものをお選びいただき、それぞれ該当する番号に○を付けてください。また、その他を選択した場合は、具体的内容も併せて記入してください。

	1 あてはまる	2 ない あてはまら	3 どちらとも いえない
①商業・法人登記において、取締役等の登記を行う際に、正しい住所を把握できるように印鑑登録証明書の添付を求める制度とする。	1	2	3
②訴え提起時の調査嘱託などを柔軟に活用できる制度とする。	1	2	3
③その他 ()	1		

問101 消費者事件において、事業者やその関係者に対する債務名義取得後に強制執行を実行したものの十分な被害回復ができなかったことがありますか。該当する番号1つに○をつけてください。

1	よくある。	}	→ 問102へ
2	たまにある。		
3	あまりない。	}	→ 問103へ
4	ない。		

問102 そのような事態を回避するためにどのような方策が必要だと考えますか。次の①及び②の全てについて、あなたの考えに最も近いものをお選びいただき、それぞれ該当する番号に○を付けてください。また、「その他」がある場合は、具体的内容も併せて記入してください。

	1 あてはまる	2 ない あてはまら	3 どちらとも いえない
①差押えの効力が及ぶ時的範囲に一定の幅を持たせることが可能な債権執行の方法を導入する。	1	2	3
②金融機関の支店の特定を要しない預金債権に対する強制執行を可能とする。	1	2	3
③その他 ()	1		

→ 【8. 医療事件】問103へ

【8. 医療事件】※過去3年間に医療事件の経験のない方 → アンケートは終了です。

問103 医療事件については、証拠保全、医学文献の収集、協力医からの意見聴取などの訴訟前の調査活動に少なくない実費がかかりますが、過去3年間に、この実費のために相談者が依頼をすることを断念した経験はありますか。該当する番号1つに○をつけてください。

1	よくある。	} → 問104へ
2	たまにある。	
3	あまりない。	} → 問105へ
4	ない。	

問104 訴訟前の調査活動に係る実費のために相談者が依頼を断念しないようにするためには、どのようにしたら良いとお考えですか。次の①及び②の全てについて、あなたの考えに最も近いものをお選びいただき、それぞれ該当する番号に○をつけてください。また、「その他」がある場合は、具体的内容も併せて記入してください。

	1 賛成である	2 反対である	3 どちらとも いえない
①現在、法テラスが医療事件の調査、証拠保全について十分な実費を認めていないので、これの増額を図る。	1	2	3
②証拠保全についてカメラマン同行方式だけではなく、デジタルカメラ方式（裁判所の職員がデジタルカメラで検証物を撮影する方式）も選択できるようにする。	1	2	3
③その他 ()	1		

問105 医療訴訟において裁判所から求められた立証が事実上不可能または著しく困難であると感じられたことはありますか。該当する番号1つに○をつけてください。

1	よくある。	} → 問106へ
2	たまにある。	
3	あまりない。	} → 問107へ
4	ない。	

問106 医療訴訟における立証の困難性の問題を改善するためには、どのようにしたら良いとお考えですか。次の①から③の全てについて、あなたの考えに最も近いものをお選びいただき、それぞれ該当する番号に○をつけてください。「その他」がある場合は、具体的内容も併せて記入してください。

	1 賛成である	2 反対である	3 どちらとも いえない
①医療機関が医療事故等について十分に調査研究を行い、患者・その遺族に対し、積極的にその診療経過、事故発生の原因、結果発生に至った機序等について説明すべきものとする。	1	2	3
②因果関係について高度の蓋然性の立証ができない場合でも、因果関係の立証の程度に応じて割合的に損害を認めるようにする。	1	2	3
③一定の場合に因果関係を推定することにより立証の軽減、転換を図るようにする。	1	2	3
④その他 ()	1		

問107 裁判所から意見書の提出を求められたが意見書の作成に応じていただける協力医が見つからないため意見書が提出できなかったことはありますか。該当する番号1つに○をつけてください。

1	ある。	→ 問108へ
2	ない。	→本アンケートは終了です。ご協力ありがとうございました。

問108 医療訴訟において患者側が私的意見書を提出することの困難さの問題を改善するためには、どのようにしたら良いとお考えですか。以下の①から②の全てについて、最も近いものをお選びいただき、該当する番号○をつけてください。「その他」がある場合は、具体的内容も併せて記入してください。

	1 賛成である	2 反対である	3 どちらとも いえない
①鑑定を公費負担で積極的に実施できるようにする。	1	2	3
②専門委員の中立公正の確保と当事者の同意を条件として専門委員に一般的な医学的知見だけではなく、当該事案についての評価に関する具体的な意見を述べることを認める簡易鑑定のような制度を創設する。	1	2	3
③その他 ()	1		

⇒アンケートは終了です。ご協力ありがとうございました。

関係者一覧

東京弁護士会

会長	高中 正彦
副会長	船木 秀信
〃	柴垣 明彦
〃	彦坂 浩一
〃	松田 純一（担当）
〃	栗林 勉
〃	富永 忠祐

東京弁護士会 民事司法改革実現本部

本部長	高中 正彦				
本部長代行	小林 元治				
副本部長	津村 政男（担当）				
〃	太田 秀哉	濱田 広道	山田 正記		
事務局長	鈴木 善和				
事務局次長	奥 国範（担当・民事司法実情調査部会長 兼務）※分析担当				
〃	大坪 和敏（担当）※分析担当				
〃	高梨 滋雄（担当）※分析担当				
〃	伊藤 明彦	工藤 美香	下田 久	堂野 達之	
〃	村林 俊行				
委員	平澤 慎一	※分析担当			
〃	藤原 靖夫	※分析担当			
〃	水野 泰孝	※分析担当			
〃	相羽 利昭	赤羽 宏	浅野 卓郎	荒井 哲朗	
〃	池田 清貴	池田 大介	石黒 美幸	石田 智也	
〃	石原 修	今井 和男	岩田 賢	牛島 聡美	
〃	及川 健二	大澤 康泰	太田 治夫	菅野 朋子	
〃	菊地裕太郎	古賀 政治	五島 丈裕	小島 延夫	
〃	児玉 晃一	斎藤 輝夫	佐瀬 正俊	篠塚 力	
〃	島 由幸	関端 広輝	鷹取 信哉	高橋 太郎	
〃	田島 浩	付岡 透	寺崎 京	寺町 東子	
〃	徳住 堅治	富永 浩明	永島 賢也	中村 昌典	
〃	林 満彦	平田 和夫	藤田 晶子	本多 広高	
〃	牧野 知彦	町田 健一	的場美友紀	馬淵 泰至	
〃	三上 理	水上 博喜	吉田 幸宗	脇谷 英夫	
参与員	大堀健太郎（横浜弁護士会 会員）※分析担当				

（分析担当委員以外の委員は五十音順）

あとがき

このたび、「民事司法実情調査アンケート結果報告書」の発刊にこぎつけられたことは大変に感慨深いものがあります。

もとより、民事司法の実情を明らかにし、民事司法改革のための立法事実として、運用改善や、法改正及び新たな立法に役立たせることを目的として、実務の一翼を担う弁護士を対象としてアンケートを実施することは大変意義のあることであります。

アンケートの実施及び分析にあたっては、民事司法実情調査部会の部会員や東京弁護士会の事務局ら大変有能なメンバーによる多大なご協力をいただきました。ここにメンバーの皆さんに深甚なる感謝の言葉を述べたいと思います。

本アンケートの内容が、今後民事司法改革のための立法事実として、運用改善や、法改正及び新たな立法に少しでも役立ってくれることを彼らとともに願ってやみません。

2014 年（平成 26 年）11 月 30 日

東 京 弁 護 士 会

民事司法改革実現本部

副本部長 津 村 政 男

民事司法実情調査アンケート結果報告書

編 集 東京弁護士会 民事司法改革実現本部

発 行 2014 年（平成 26 年）11 月 30 日
東京弁護士会
〒100-0013
東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 6 階
TEL 03-3581-2201（代表） FAX03-3581-0865
ウェブサイト：<http://www.toben.or.jp/>

